

日本都市センターブックレット

No. 27

オランダの 都市計画法制

— 全訳・オランダ空間整序法 —



財団法人 日本都市センター

日本都市センターブックレット

No. 27

オランダの都市計画法制 —全訳・オランダ空間整序法—



財団法人 日本都市センター

発行者：公益財団法人 日本都市センター

無断転載、複製および転載を禁止します。引用の際は本書（稿）が出典であることを必ず明記してください。

This book is copyrighted and may not be copied or duplicated in any manner including printed or electronic media, regardless of whether for a fee or gratis without the prior written permission of the authors and Japan Center for Cities. Any quotation from this book requires indication of the source.

はしがき

このブックレットは、全国市長会と財団法人日本都市センターが2007年から共同で設置している都市分権政策センターの「基礎自治体に関する総合的国際比較」の一環として刊行するものである。

「基礎自治体に関する総合的国際比較」事業としては、日本のこれからの地方自治制度のあり方を検討するうえで参考となる情報及び知識を収集するため、文献調査、専門家からの聴取調査、海外への現地調査等を実施してきたところである。その成果物としては、「基礎自治体と政府階層の国際比較」一覧表のホームページ上での公表や、機関誌『都市とガバナンス』、商業出版書籍、報告書等での調査結果の発表などがある。

日本都市センターでは、2008年度から2009年度にかけてオランダ及びベルギーに関する調査を進め、佐藤竺監修・金井利之・日本都市センター編著『オランダ・ベルギーの自治体改革』を第一法規株式会社より2011年春に刊行したところであるが、その調査の過程で、基礎自治体にとって重要な意義をもつオランダの空間整序法（以下「Wro」という。）を2010年に翻訳した。他方において、Wroの翻訳については、金井利之・東京大学教授を中心とするWro研究会（会員名簿参照）によって2008年に開始されていたことから、日本都市センターとWro研究会の両者の成果を併せて一冊のブックレットに取りまとめることとした次第である。

このブックレットには、Wro全文の和訳と学識者による解説が掲載されている。Wroは、敢えて日本で言えば主に都市計画法に相当するが、オランダでは、Wroによって都市部と農村部の空間（ruimte）に区別なく、国・県・市に一貫した空間計画体系が構

築されており、また、市には相対的に大きな権限が付与されている。日本の土地利用法制が国土利用計画法、都市計画法、農振法、森林法、自然公園法、自然環境保全法等に実質的に分断されていることや、土地利用分野における基礎自治体への権限移譲が求められてきた経緯に鑑みれば、Wro の仕組みと運用の実態を紹介することにより、日本の都市自治体関係者にとって有益な知見が提供できるものと考えている。

研究会での意見交換、和訳文の取りまとめ及びブックレットの執筆にあたっては、金井教授をはじめとする Wro 研究会の皆様にご多大なご尽力を賜った。ここに記して御礼を申し上げたい。

2012年1月

財団法人日本都市センター 研究室

Wro（空間整序法）研究会

会 員 名 簿

（2012年1月現在、会員は50音順）

【代表】

金 井 利 之 東京大学大学院法学政治学研究科教授

【会員】

稲 垣 道 子 都市計画コンサルタント
NPO 法人日本都市計画家協会オランダ都市
計画研究会世話人

片 山 健 介 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻助
教

小 泉 秀 樹 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻准
教授

作 内 由 子 東京大学大学院法学政治学研究科博士課程

佐々木 一 如 明治大学専門職大学院ガバナンス研究科特任
講師

島 田 桂 吾 日本都市センター研究室研究員

鈴 木 潔 日本都市センター研究室主任研究員

【寄稿者】

笠 真 希 デルフト工科大学客員研究員

目 次

はしがき

第1部 オランダ空間整序法と日本

第1章 オランダ空間計画の変遷と空間整序法全面改正の背景

金井 利之

- (1) 都市計画の誕生…………… 4
- (2) 空間整序のドクトリン…………… 5
- (3) 1965年旧空間整序法…………… 6
- (4) 旧空間整序法の運用背景…………… 8
- (5) 旧空間整序法の制度疲労…………… 11
- (6) おわりに…………… 14

第2章 日本の都市計画制度見直しの課題からみたオランダ空間整序法

稲垣 道子

- はじめに…………… 18
- 1 都市部と農村部の区別なく、国・県・市に
一貫した空間計画体系は、なぜ可能か…………… 18
- 2 基礎的自治体に対する空間計画関連の権限移譲は、
どのように実現しているか…………… 22
- 3 空間整序法は、都市計画法とどのように
異なる内容や手続きを定めているか…………… 27
- おわりに…………… 29

第2部 事例研究

第1章 地区土地利用計画と都市デザイン

—アムステルダムの決定プロセスから—

笠 真希

| | |
|--------------------------|----|
| 1. 地区土地利用計画と都市デザイン…………… | 35 |
| 2. 都市デザイン協議文書…………… | 36 |
| 3. アムステルダムの決定プロセス要綱…………… | 39 |
| 4. その後の変化…………… | 41 |
| 5. まとめ…………… | 43 |

第2章 国及び県における空間整序法の運用状況

—構造ビジョンと編入計画に着目して

片山 健介

| | |
|-------------------|----|
| はじめに…………… | 46 |
| 1. 県の構造ビジョン…………… | 46 |
| 2. 編入計画の運用状況…………… | 53 |
| おわりに…………… | 58 |

第3章 オランダ空間整序法改正の背景

—空間政策をめぐる対立の背後でなされた超党派による手続 の現代化

作内 由子

| | |
|-------------------|----|
| はじめに…………… | 60 |
| 1. 市場志向の開発へ…………… | 61 |
| 2. 新空間整序法の成立…………… | 65 |
| おわりに…………… | 70 |

第3部 空間整序法全訳

空間整序に関する新規定を含む

| | |
|---|-----|
| 2006年10月20日の法律（空間整序法） | 72 |
| 第1章 総則 | 72 |
| 第2章 構造ビジョン（structuurvisie） | 73 |
| 第3章 地区土地利用計画（bestemmingsplan） | |
| ・編入計画（inpassingsplannen） | 76 |
| 第4章 一般規則及び特定指定（specifieke aanwijzingen） | 117 |
| 第5章 都市圏における市間連携 | 123 |
| 第6章 財務条項 | 123 |
| 第7章 履行確保及び実施の監督 | 143 |
| 第8章 異議申し立て及び抗告 | 147 |
| 第9章 計画に関する組織 | 153 |
| 第10章 最終規定 | 154 |

あとがき

第1部

オランダ空間整序法と日本

第 1 章

オランダ空間計画の変遷と 空間整序法全面改正の背景

金井 利之

(1) 都市計画の誕生

本書は、全面改正に至ったオランダ空間整序法（WRO）の全訳とその解説である。同法が全面改正に至った背景を、旧法との関係で解説しておきたい（角橋2009）。

オランダの近代的都市計画は、1901年住宅法（Woningwet）によって開始されたといわれる。市街地における建設秩序を確立するためである。もともと、市街地という都市的土地利用と、干拓地の牧草地を中心とする農村的土地利用とは、比較的截然と区別されている。これは、「都市（stad）」は、しばしば、堀と城壁に囲まれているというヨーロッパ的配置によって、視覚的に日常的に確認可能である。

当然ながら、中世以来の城壁で囲まれた範囲では、近代の都市的土地利用の需要をまかなえる訳ではなく、次第に郊外への市街化が拡大する。第1次世界大戦前から戦間期にかけては、各市が「拡張計画（uitbreidingsplan）」を策定し、それに基づいて郊外の市街化を進めることとなった（Siraa 1989：141-146）。しかし、個別の各市が、必要な都市施設を整備することなく、正確に言えば、中心市の都市施設に寄生するかたちで、無節操に住宅開発などの市街化を進めることは、様々な広域的問題を引き起こす。このような観点から、個別市域を超えた広域的な「地域計画（streekplan）」の必要性が生じる。これが、オランダ的な意味での「都市計画（stedebouw、直訳すると、場所建設）」の発生である（“stede”とは「都市（stad、複数形は steden）」ではなく、「場所」を指すという。但し、複数形は“steden”である。今日ではオランダ語表記の改正で“stedenbouw”とされている。この点は、笠真希氏のご教示による。）。

(2) 空間整序のドクトリン

オランダの都市計画は、中心市から郊外への市街化圧力のなかで、それをどのように制御し、適切な郊外市街化を進めるとともに、郊外緑地・空地の不適切な蚕食を抑えて、農村的土地利用を保全するとともに、将来の計画的市街化のための土地を確保しておく訳である。そして、この論理は、全国大での市街化の整序にまで拡大される。オランダの場合、代表的な中心市とは、アムステルダム・ロッテルダム・ハーグ・ユトレヒトの四大市であるが、この四大市の連関をどのように構築するかという問題である。

ここに登場したドクトリンが、「環状都市群 (Randstad)」と「緑の心 (Groene Hart)」である (Faludi & Van der Valk 1994)。これは、大都市と環状緑地帯 (Green Belt) と、空間配置上は正反対の概念であるが、郊外市街化の制御という信念は同じである。大都市を環状緑地帯で囲んで、大都市の膨張的市街化を防止し、必要な市街化は緑地帯のさらに外部に誘導するのが后者である。前者は、「緑の心」という緑地の中心地域(「帯」ではない)を「環状都市群」で囲むことで、「緑の心」という求心方向への膨張的市街化をさせず、市街化は遠心的に誘導するものである。このドクトリンは、戦間期から戦後再建期を経て、1960年代頃に確立していった。その最終目的は、全国計画国家局 (Rijksdienst voor het Nationale Plan, RNP) による「全国計画 (Het Nationale Plan)」の策定である (Siraa 1989 : 147-)。

戦後直後は計画化の時代であり、中央計画局 (CPB)・中央統計局 (CBS) の経済計画と並んで都市計画・国土計画たる全国計画が指向されたのも、ある意味では理解されやすい。そして、それは単なる中心市の郊外市街化の計画である「都市計画」には収まらず、

単なる「計画 (plan)」となっていく。ちなみに、オランダ語で「計画学 (planologie)」とは、都市・農村を含めた国土に関する空間計画を意味する。上記の国家計画局 (RPD) の「計画」は、経済計画ではなく空間計画の意味である。

戦時・戦後の計画化の流れは、「戦後復興 (wederopbouw)」、すなわち、コーポラティズム的な市場経済の回復と福祉国家 (verzorgingsstaat) の建設によって、抑制が係るようになる。中央計画局・中央統計局の経済計画は、むしろ、経済予測・展望的なものに留まることとなる。全国計画国家局 (RNP) の全国計画も案は描かれたものの、正式な国土計画としては決定されることはなかった。その意味では、形式的な意味での国土計画は挫折したのである。しかし、上記の「環状都市群」と「緑の心」は、正式の全国計画としては決定されずとも、計画学 (つまり、都市計画・建築・土木) の専門家や政策当局者には、不文のドクトリンとして共有された。1960年代には、こうして、空間計画はその頂点を迎えたのである。すなわち、環状都市群から遠心方向への一定の緑地で切断された計画的な郊外市街化 - 郊外型住宅団地建設 - が進められた。

(3) 1965年旧空間整序法

1965年に制定された旧空間整序法は、形式的には挫折し、内面的には絶頂を迎えた、このような時代の空間計画を、手続的に法制化したものである。その名称は、ナチスドイツ占領的な Raumordnung という語感を残しつつも、その傷から癒えた状況を反映してか、「空間整序 (ruimtelijke ordening)」となった。法の題名には「計画」の文字はなく、法制上も「全国計画」は盛り込まれなかった。しかし、不文の精神としての「環状都市群」と「緑の

心」は埋め込まれている。また、計画官庁として国家計画局（Rijksplanologische Dienst, RPD）も決定された（旧法第52条）。むしろ、成文法や公定計画は議会・政府で改正しうるが、不文法・不文計画は議会・政府が改正し得ないのであり、より、強固に埋め込まれたとも言えるのである。

旧法の計画体系は、市・県・国の三層の政府体系に応じて、以下の通りである（笠2004）。市は非市街地域の全域に「地区土地利用計画（bestemmingsplan）」を策定しなければならない。既成市街地は、既に「煉瓦」（フランスと違って「石」ではない！）の建築物が存在しているから、基本は現状維持・補修・内装転換であり、建設行為が想定されていない。あとは、住宅法に基づく建設条例（bouwverodening）によって、各市レベルで規制する。非市街地域は、基本的には農村的土地利用であるから、現状の土地利用を凍結する地区土地利用計画が策定される。現状の用途（bestemming）をそのまま地図にすれば、地区土地利用計画になる。そして、郊外のある一部の地区を計画的に市街化したいときだけ、市が地区土地利用計画を改定し、用途を道路・住宅・商業・業務・工業・公園・保養用地などに転換する。「計画改定なければ建設なし」である。

戦前・戦間期のように、各市が場当たりに個別の地区ごとに市街化計画を策定しては困る。そのために、市は市域全体の観点から「構造計画（strctuurplan）」を策定し、その全体展望と計画学的根拠を踏まえて、個別地区の開発を方向付けておく。それでも各市の利己的行動は防げないから、地区土地利用計画の策定・改定は、県の認可を必要とする。県は、広域的観点から、無秩序な地区土地利用計画の改定による郊外市街化を許さないために、認可によって抑制をかける。その根拠となるのが、県の策定する「地域計画（streekplan）」である。地域計画では、計画期間内にどの地域に

どの規模で郊外的市街化を許容するかの方針を定めておき、それに基づいて地区土地利用計画に対する認可の是非を判断する。

とはいえ、各県が利己的に過大な市街化を許容する地域計画を定める可能性もある。そこで、全国的な観点から、ある一定期間内に許容される市街化の総量・地域配分を定めておく必要がある。オランダの場合には、全国的な住宅数の推計が基礎であり、その住宅数を確保するために必要な新たな市街地開発の必要性が計算され、それを県ごと地域ごとに配分していく。これが全国計画の必要性なのであるが、上記の通り、「全国計画」は実現しなかった。旧法で、その代替物として国レベルに導入されたのが、「計画的の中核裁決 (planologische kernbeslissing, PKB)」である (旧法第2 a条)。計画的の中核裁決 (PKB) は、政府が提案し議会の議決を要するものであり、実質的には「全国計画」と同じである。実際にも、文書と地図からなる全国的総合計画のスタイルを採り、現在まで、5次にわたって策定されてきた。また、社会基盤整備や送電線・軍事基地・農地・自然保護のためには、分野別の全国大の計画的の中核裁決もある。これらの全国的計画のうち、特定の部分・箇所のみが計画的の中核裁決として位置づけられる。そして、国の主務大臣は、計画的の中核裁決を根拠として、県・市に対して指示 (aanwijzing) を出す (旧法第37条) ことができる (Klaassen 1994 : 35-38)。

(4) 旧空間整序法の運用背景

旧空間整序法は、しばしば、手続法と呼ばれたように、都市計画・国土計画・空間整序に関する実体的な中身は持っていない。実体的中身を充填するのは、地区土地利用計画・構造計画・地域計

画・計画的の中核決裁（全国的計画）であるが、旧空間整序法はこれらの諸計画・決裁の策定手続や、相互の効力関係を規定しているに過ぎない。逆に言えば、旧空間整序法の背景には、様々な不文の運用方針が存在しているのである。

不文の背景とは、繰り返しも含めて、代表的には、以下の通りである。

①全国の開発方針は「環状都市群」と「緑の心」をドクトリンとする。

②戦後復興・福祉国家の基礎は国民住宅提供（volkshuisvesting）であり、空間整序は住宅供給と密接不可分である。住宅開発は、①の方針に従い、空間的に配置される（Sira 1989：8-121）。

③住宅開発は、政府部門の需給調整のもとに進められる。計画期間内に整備が必要な住宅数を予測・計画し、それに基づいて、住宅開発総量を計画する。この開発総量が適切であれば、住宅価格が高騰することもなければ、住宅開発の失敗によって開発者が破綻することもある。住宅の貼り付けに応じて、商業・工業・事務所系の用途や、道路・公園・公共交通などの必要性も配置される。

④住宅開発は、社会住宅を含めて行政と民間の一定の役割分担のもとで行われる（オウヴェハンド&ファン＝ダーレン2009）。市が住宅開発の用途を盛りこんだ地区土地利用計画を確定する。市は、その地区土地利用計画の執行という理由により土地収用を行う。市の土地開発公社は、収用した土地に必要な道路整備などを施して、建設可能状態（bouwrijp）にして、民間開発業者に分譲する。民間開発業者は、地区土地利用計画に従い、住宅などを建設して販売する。従前農地の価格で収用するため開発利益は公共化され、総量の需給調整がされているので、市土地開発公社も民間開発業者も適正に経営が可能である。

⑤各市は、内在的には自身の人口を増やす開発意欲があるため、建設のための地区土地利用計画の改定を希望する。しかし、そのような開発の過剰競争は郊外緑地の過剰浪費のほかに、全国的な開発総量の過剰による値崩れ、すなわち、土地開発公社・市財政・民間開発業者の経営破綻を意味するから、国・県による総量の需給調整を許容する。その意味では、国・県から市に対する集権的統制が作用している。法体系上は、県の許容しない市の地区土地利用計画案は県が認可せず、国の許容しない県の地域計画は、国が指示を発して改定をさせることで、こうした集権的統制は担保されているが、実際上は、国・県・市を通じる空間整序行政の共同性に支えられて運用されている。

⑥全ての建設・施工は地区土地利用計画によって空間配置が決定されなければならないから、特別法を作る以外は、国は国家的開発プロジェクトを自身で実現することはできない。あくまで、各市が地区土地利用計画を改定することが前提である。その意味では、市の決定権（あるいは拒否権）が極めて強い分権的体制となっている。空港も基地も高速鉄道も基本的には同じである。法体系上は、県は必要なプロジェクトの盛りこまれていない地区土地利用計画は認可せず、また、国・県は必要なプロジェクトを盛りこむように市に対して指示を発して、地区土地利用計画の改定を義務付けるが、実際上は、国・県・市を通じる空間整序行政の共同性に支えられて運用されている。

⑦こうした国・県・市・民間を通じた空間計画行政を一体性は、専門家の共通性によっても支えられている。民間開発業者は、政府部門の地区土地利用計画に従った分譲地に上物を建てるだけで創意工夫を発揮する余地がないようにも見えるが、専門家としてのこれは単なる役割分担の違いであり、空間計画をしたいのであれば政府

部門に務めたり政府部門のコンサルタント業務をすることになる。また、国・県・市は相互に利害が対立する局面はあるが、大局的にはドクトリンの共有がされているのである。

(5) 旧空間整序法の制度疲労

上記のような不文背景に支えられた旧空間整序法は、それなりに機能してきた。住宅価格がさほど暴騰することもなく必要な住宅総量を供給するとともに、「緑の心」を中心とする緑地を保全することにも、それなりに成功してきた。各市が事実上の拒否権を持つとはいえ、高速道路・鉄道・空港・堤防などの広域的・国家的インフラの整備もそれなりに進められて来た。しかし、時間の経過とともに、不文背景は変容をし、徐々に旧空間整序法は制度疲労を起こすようになったのである（Van Zundert 2008）。

不文の背景は、徐々に以下の通りの変容を遂げつつある。

①「環状都市群」と「緑の心」というドクトリンは、徐々に通用力を失いつつあるが、それに代わるドクトリンは必ずしも生まれていない。5次にわたる全国計画に書き込まれたアイデアやコンセプトは、こうした新しいドクトリンの模索の努力ではあるが、決め手となるようなドクトリンを生み出すことは容易ではない。

②人口安定と住宅蓄積の結果、必ずしも住宅提供が喫緊の課題ではなくなった。

③政府部門を中心とする需給調整は、コーポラティズム・福祉国家のオランダであっても、住宅部門に限らず、全体的に弱体化しつつある。いわば、需給調整は市場経済から挑戦を受けているのである。そのため、新しいドクトリンには、グローバル都市間競争のような市場原理主義的な代替案が生じつつある。

さらに、需給調整は、市民参加からも挑戦を受けている。需給調整を確実にを行うためには、市レベルの地区土地利用計画の改定が、政府部門の意図通りに迅速かつ確実になされる必要がある。しかし、1960年代以降の住民参加の進展とともに、空間計画の改定は市レベルでの利害対立を起しやすく、合意形成に手間取ることが増えてきた。限られた地区とはいえ、総合的な空間的衡量 (ruimtelijke afweging) を要する計画改定は、多大な作業を要する。政府部門にいる専門家に市民が大きく委任していたからこそ、迅速に策定ができた。しかし市民参加の時代となれば、需給調整に即応できるような地区土地利用計画の改定は困難となっていく。

このための便法は、旧空間整序法第19条の「免除 (vrijstelling)」と「予定改定 (anticipatie)」である。正規の地区土地利用計画の改定には、一般行政法を初めとする各種の市民参加手続などが必要であり、時間を要する。そこで、全面的な地区土地利用計画の改定が今度に予定されるとしつつ、全面改定を暫定的に先取りする形で、プロジェクトに必要な箇所だけ地区土地利用計画を例外的に改定するという便法である。地区全域に及ぶというよりは、開発敷地だけに局限されるので、「切手計画 (postzegelplan)」と呼ばれることもある。しかも、その後の全面改定が実際になされるとも限らない。プロジェクト開発が必要であるとしても、そのための正規の法定手続が免除され、空間整序上の衡量を適切に行う仕掛けがないのである。

④市場経済の圧力は、政府部門による計画や需給調整ではなく、民間業者による開発投資決定への役割の拡大を要請する。政府部門が迅速かつ確実に地区土地利用計画の改定ができなくなってくると、民間業者は政府部門の地区土地利用計画に従順に従うよりは、計画策定以前から開発内容に関与しようとする。また、政府部門に

いる専門家も、政府部内で計画策定をすることで市民参加に曝されるよりも、市民参加を迂回して、行政と業者の協働によって事前に開発内容を決定してしまう方が、専門性が発揮できると考えるようになる。こうして、正規の地区土地利用計画の改定の準備にはいる前に、行政と業者で事実上の開発計画－しばしば「都市建設計画 (stedenbouwkundige plan)」と呼ばれる－を合意してしまい、その後それを追認するような地区土地利用計画の改定を進める。あるいは、行政と業者で交渉による具体化の余地を残すように、事前に改定する地区土地利用計画は、大まかな内容しか盛りこまないという「概括地区土地利用計画 (globale bestemmingsplan)」を使うようになる。開発が決まってから計画を改定し、あるいは、詳細な内容を計画しないのであれば、地区土地利用計画は形骸化してしまうのである。

⑤人口安定社会のために基本的な開発圧力は低下している。従って、本来は、これまで以上に供給制限を強化して、開発圧力を人為的に高める必要が生じるように思われる。しかし、EU域内市場統一とグローバル市場経済の進展により、国内供給制限は必ずしも開発圧力の向上を約束しない。むしろ、都市間競争の脅威のなか、四大市を中心とする各市は、開発競争に乗り出さざるを得なくなっている。そして、国・県もそのような開発競争を支援せざるを得なくなっている。その意味では、従前の集権的統制は効果がなくなりつつある。

⑥さらにいえば、潜在性を持つ地域の市政が開発意欲に欠けるのであれば、国・県が開発方向に介入せざるを得なくなっている。このため、従前のように、ある程度の開発意欲のある市から地区土地利用計画が改定されることを待つのでは不十分となりつつある。国・県が主導して、開発プロジェクトを実現していく要請が高まっ

ている。その意味で、従前の分権的体制では機能しなくなりつつある。

⑦結果的に、国・県・市・民間を通じた専門性の一体性は依然として存在しているが、それが、民間業者に役割分担の比重を移行させたものになりつつある。

(6) おわりに

1990年代、第4次全国的計画の策定が検討されている頃から、旧空間整序法は検証作業が進められていた。新空間整序法は、こうした旧法の不文背景の変容に伴う制度疲労に答えようとするものである。それは、一方では、旧法時代に「脱法」的に進められていた慣行を制度的に追認するものである。他方では、そうした「脱法」的慣行に、法体系上の網をかぶせ、再び地区土地利用計画を中心とする計画的衡量の手續を回復させる試みである。それは、一方では、旧来の集権的統制を緩和して、各市のイニシアティブを奨励するものである。他方で、各市に最終的決定権が与えられていた従前の分権的体制を、国・民間事業者のイニシアティブを容易にする、集権化・民間化の動きでもある。

新法と旧法の最大の差異は、住宅開発総量の需給調整を弱め、EU統一市場およびグローバル市場での競争に委ねることである。各主体の開発事業が、結果的に成功を収めれば経営破綻や空間的廃墟は生じない。しかし、グローバル市場ニーズに合わない供給過剰に至れば、経営破綻や空間的廃墟が生じる。また、一時的に成功を収めても、別の都市が魅力的となれば、いつでもゴーストタウンになりうる。そして、経済的成否に関わらず、開発事業が自然環境や農村的土地利用の保全に、どのような影響を与えるかも難しい問題と

なる。新法が今後どのように運用されていくのか、そして、それを適切に運用するような背景が形成されていくのか、今後とも注視していく必要がある。

参考文献

- 角橋徹也 2009 『オランダの持続可能な国土・都市づくり』 学芸出版社
- 笠 真希 2004 「オランダ」伊藤滋・小林重敬・大西隆『欧米のまちづくり・都市計画制度』 ぎょうせい
- Faludi, Andreas & Arnold van der Valk, 1994 Rule and Order: Dutch Planning Doctrine in the Twentieth Century, Kluwer
- Klaassen, A. W. 1994, Ruimtelijk Beleid in theorie en praktijk, VUGA
- Siraa, H. T. 1989, Een Miljoen Nieuwe Woningen, Sdu
- Zundert, J. W. van (red.) 2008, Wegwijzer Wro en Besluit ruimtelijke ordening, Kluwer
- アンドレ＝オウヴェハンド&ヘルスケ＝ファン＝ダーレン 2009 (原書2002) 『オランダの社会住宅』 ドメス出版

第 2 章

日本の都市計画制度見直しの 課題からみたオランダ空間整序法

稲垣 道子

はじめに

本稿では、都市計画の実務を担ってきた筆者が、都市計画制度見直しの検討や提案がされている今、空間整序法（以下、「Wro 法」という。）を通してオランダを見て

- 1 都市部と農村部の区別なく、国・県・市に一貫した空間計画体系は、なぜ可能か
- 2 基礎的自治体に対する空間計画関連の権限移譲は、どのように実現されているか
- 3 空間整序法は、都市計画法とどのように異なる内容や手続きを定めているか

について、日本と比較して検討した結果を紹介する。

空間整序は、オランダ語の *ruimtelijke ordening* をそのまま訳したものである。オランダ政府の英語版ホームページで *ruimtelijke ordening* を *spatial planning* と訳していることもあり、ここでは、法律名を除き、オランダの空間整序、日本の都市計画ほかに対応する日本語として空間計画を用いる。

以下に基本的な日本とオランダの空間計画制度の比較を示す。

以下の文中のオランダの Wro 法、日本の都市計画法の条文は、第○条第△項第□号を○条-△-□と記す。

1 都市部と農村部の区別なく、国・県・市に一貫した空間計画体系は、なぜ可能か

日本では、都市計画制度見直しの検討の中で、「都市から農村まで一貫した土地利用」が課題として挙げられている¹が、それはどのように実現可能であろうか。

表1に示すように全国土を対象にした計画を定めている点は、日本と法改正前を含むオランダに共通であるが、その内実は、大きく異なる。

日本では、国土総合開発法にもとづき1962年以来、全国総合開発計画が定められてきた後、法律の題名変更を経て現在は、国土形成計画の全国計画・広域地方圏計画が定められている。ただし、直接的には都道府県・市町村の都市計画と連携していない。また、都市計画法は、都市計画区域等²だけを対象とし、都市部は国土交通省、農村部は農林水産省と棲み分けられている。空間計画とよべるものが存在するのは都市計画区域等内だけである。

これに対して、オランダでは Wro 法が全国を対象にしている。2010年10月の省再編で、Wro 法の主務官庁である住宅・国土計画³・環境省（略称 VROM、以下、「VROM」という。）と運輸・水利省が統合され、インフラストラクチュア・環境省（以下、「I&M」という。）になった。法改正前に全国土を対象にして VROM が策定した「国土空間戦略」（“NOTA Ruimte”）に替えるべく、I & M が構造ビジョンとして「国土政策戦略」（Structuurvisie Infrastructuur en Ruimte）のドラフトを2011年7月に発表している。省再編では、農業・自然管理・食品安全省が経済省に統合され、経済・農業・イノベーション省になった。担当内容は、それほど変わっていないようであるが、再編によって農業を

¹ 最近では、国土交通省社会資本整備審議会都市計画・歴史風土分科会第13回都市計画制度小委員会（平成23年8月2日開催）配布資料2、p2 でとりあげられている。

² 都市計画区域及び準都市計画区域

³ 在日オランダ大使館の広報冊子記載の日本語表記。ruimtelijke ordening を国土計画と訳している。

表1 日蘭の基本的な空間計画制度

| (蘭/日) | オランダ (Wro 法による) | 日本 (特記以外は、都市計画法による) |
|--------------------------------------|------------------------------------|---|
| ●基本的な計画・方針等 | (日本の都道府県・市町村については、都市部に限定) | |
| 国 | 構造ビジョン | 国土形成計画 ⁴ (国土形成計画法による) |
| 県/都道府県 | 構造ビジョン | // 広域地方圏計画 ⁴ (//) |
| 市/市町村 | 構造ビジョン | 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 |
| ●市/市町村 ⁵ による即地的で拘束力のある計画等 | | 都市計画に関する基本的な方針 |
| 計画名称 | 地区土地利用計画 | 都市計画決定された地域地区や地区計画等 |
| ●許可等 | | |
| 許可等権者 | 建築・施工・解体許可： 市長及び助役 ⁷ | 建築確認 ⁶ ：建築主事（都道府県・指定都市等 開発許可：都道府県知事・指定都市等の長 |
| 許可等の根拠 | 地区土地利用計画 (代替する計画等を含む) | 建築確認 ⁶ ：建築基準関係規定 開発許可：許可基準の規定 |

農村から明確に分離した印象を受ける。オランダは、平らな国で未利用地が少ない、酪農を含む大規模農業・装置農業が主体である、可住地当たりの人口密度が高い、市は、人口の多少にかかわらずすべて同格である、といった条件がそのような分離を可能にしたのではないだろうか。

翻って、日本では「農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能—国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等—については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない」⁸ことを前提とすると、オランダのような割り切りは、難しい。

また、仮に国から市町村まで、農村部も空間計画の対象にできたとしても、営農より経済的に有利な土地利用がある場合にはそれを規制する内容は、受け入れられにくいだろう。

都市部と農村部との区別なく、国から市町村に一貫した空間計画体系確立の必要性は、認識されても具体化に向けたハードルは、高そうである。

⁴ ほかに国土利用計画法にもとづく国土利用計画（全国計画・都道府県計画・市町村計画、土地利用基本計画（全国計画・都道府県計画）があるが、オランダの構造ビジョンに対応する空間計画とはいえない。

⁵ 地域地区の決定権限は、すべて市町村にあるわけではないが、権限移譲が進んだことから便宜的に市町村とした。

⁶ 建築基準法による。

⁷ 議会の推薦にもとづき国王が任命する市長と議員の中から選ばれる助役（複数）が執行部である。

⁸ 食料・農業・農村基本法第3条

2 基礎的自治体に対する空間計画関連の権限移譲は、どのように実現しているか

空間計画に関する権限移譲には、決定権限の移譲に加えて以下が必要である。

- ・基本的な計画・方針等に対する国及び県又は都道府県の計画による拘束が無いこと
- ・許可権限の根拠となる計画・基準等の内容に対する国等による制約がないこと

これらは Wro 法及び都市計画法でどう定められているだろうか。

(1) 基本的な計画・方針等に対する国及び県（又は都道府県）の計画による拘束の有無

ア オランダの場合

構造ビジョン策定の際、国、県、市間の整合性を求める規定はない。

イ 日本の場合

市町村が定める「都市計画に関する基本的な方針」（以下、「市町村 MP」という。）は、都道府県の定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即することが定められている（18条の2-1）。

(2) 許可権限の根拠となる計画・基準等の内容に対する国等による制約の有無

ア オランダの場合

開発等の許可権限は、市（市長及び助役）にあり（3.18条、3.20

条)、即地的で拘束力のある地区土地利用計画(以下、「bmプラン」という。代替する計画等を含む。)を根拠として許可される。

bmプラン策定の際、法改正前には必要だった州の同意を求める規定がなくなったことから、一面では市に対する権限移譲が進んだ。しかし、法改正の背景には、市がbmプランを固持して国や州の政策に協力的でないことに対する問題意識があり、Wro法では表2に示すように、国及び州による介入手法が多様に規定されることになった。これらのうち、①、②は通常の個別bmプラン策定の際に採用する手法、⑥～⑧はbmプランに限らない手法、③と⑤は市議会でも採用できる手法であり、④の編入計画は県又は国が「県の利害に関わる場合」又は「国の利害に関わる場合」にbmプランの該当部分を置換する計画である。

許可権限の根拠となるbmプランの内容に対する制約は、定められていない。

イ 日本の場合

都市計画法の定義では、「都市計画」とは都市計画決定されたもの(4条-1)であり、都市計画の内容は、法第2章第1節で詳細に規定されている。即地的で拘束力のある計画の策定は、都市計画の内容として与えられたメニューを選んで都市計画決定することを意味する。なお、市町村が定める都市計画は、市町村MPに即すること(18条の2-4)との規定があるのみで、市町村MPは民間の開発等を拘束しない。

建築確認(全国対象)や開発許可(都市計画区域等内対象)権限の市町村に対する移譲例が増えているが、許可等の根拠は、建築基準法及び都市計画法(それぞれの委任条例を含む)にもとづく。したがって2000年4月の分権一括法施行により都市計画行政も建築行政も自治事務になり、その後、2011年の1次及び2次の一括法の制

表2 bmプランに対する介入手法（介入目的でない市議会による手法を含む。）

| 介入手法 | | 実施する者 | 条文 |
|------|---|--|-----------------------------------|
| ① | bmプランに対する意見の申し立て | 県執行部・インスペクター | 3.8条-4 |
| ② | bmプランに対する指示 | 県執行部、主務大臣 | 3.8条-6 |
| ③ | プロジェクト決定（定義は、1.1条）（プロジェクトの実現のためにbmプランを適用除外とする決定、1年以内にこれに基づきbmプラン原案を縦覧に供する。） | 市議会（市長及び助役に委任可） 県議会 主務大臣又は関係大臣 | 3.10条 ～3.15条 3.27条 3.29条 |
| ④ | 編入計画（bmプランを置き換える計画） | 国 県議会 | 3.28条 3.26条 |
| ⑤ | 保全条例（変化が想定されない土地を対象にbmプランに代えて制定する現況保全を内容とする条例） | 市議会 県議会による保全条例の適用除外 主務大臣又は関係大臣による保全条例の適用除外 | 3.38条 3.41条 3.42条 |
| ⑥ | 調整規定（手続遂行に関する調整の規定） | 市議会 県議会 主務大臣及び関係大臣 | 3.30条 3.33条 3.35条 |
| ⑦ | 一般規則（bmプラン、プロジェクト決定、保全条例の内容等に関する規則） | 県議会（県条例） 主務大臣又は関係大臣（政令等） | 4.1条 4.3条 |
| ⑧ | 特定指示（付加条件に適合した土地利用計画採択等の指示） | 県執行部 主務大臣又は関係大臣 | 4.2条 4.4条 |

定（本稿執筆時において一部は未施行）により、都市計画決定の際の都道府県との協議に同意が原則不要になり、都市計画の決定権限が都道府県から市町村に大幅に移譲されたにもかかわらず、市町村が自由に裁量し許可等ができるようになったわけではない。

(3) 権限移譲の場合の日本における課題とオランダにおける対応

日本における市町村に対する権限移譲の主な課題として以下が挙げられる。

ア 大規模施設立地の際の広域調整をどのように行うか

広域調整を特に必要とする大規模施設には、大別して以下の2種類がある。

- ①施設誘致を住民が望まない施設（いわゆる迷惑施設）
- ②既成商店街に影響を与えるような大規模広域集客施設

オランダの県又は国による編入計画は、①の立地を求める場合が多いようである⁹。

編入計画の策定には、前述したように「県の利害に関わる場合」又は「国の利害に関わる場合」であることの説明がつく必要がある。

では、編入計画のような手法は、日本に適用できるだろうか。

編入計画の導入は、「計画なくして開発なし」の原則どおり、ある開発計画を実現するにはその計画がbmプランに位置づけられる必要があることを意味する。しかし日本にはそもそも編入元となるbmプランのような詳細で拘束力のある計画がない¹⁰。しかも建築確認も開発許可も許可権者には、全く又はほとんど裁量の余地がな

⁹ 片山健介「国及び県における空間整序法の運用状況—構造ビジョンと編入計画に着目して」本書45頁以下参照

い。結局、①、②の事業者が民間である場合、広域調整としては、都道府県条例¹¹で施設立地に関する調整制度を定め、事業者に対する勧告、公表を行う程度の対応しかできない。市町村に介入するのではなく、直接、事業者に要請する制度である。

イ 施設誘致や人口増加を望みがちな市町村に適切な開発規制ができるか

これについては、日本もオランダも同様の危惧がある。

空間整序法改正の背景の1つは、市場の求める迅速性、事前明示性の要求への対応であった。このような市場志向・開発志向への変化をあるオランダ人研究者は、「Planning Paradise（計画の楽園）がDevelopment Paradise（開発の楽園）になった」と評した。そのような変化を受けた中で、開発規制のために県が介入することがあるのか、Wro法の運用に注目したい。

ウ 市町村のマンパワーは、権限受け入れに十分か

日本では都市計画行政については、建築行政における建築主事のような専門職の制度がないため、職員の育成が難しい上、財政が厳しい中で職員数の削減を図る市町村も多く、マンパワーの不足が問題とされる。

オランダでも人口の少ない市のマンパワーの拡充を課題の1つとして、市の合併が進められてきて、1999年の633市が2011年には418市になった。面積は九州位¹²、人口は九州の5/4程度¹²のオランダに、空間計画関連で、会員数1万人の啓発団体（NIROV¹³）と会

¹⁰ 目的は異なるが、既定の計画を置き換える手法の一例として、都市再生特別措置法による都市再生特別地区がある。

¹¹ 事例として、福島県商業まちづくりの推進に関する条例

¹² 面積/人口 オランダ：41,526km²/1,672万人（2011年9月）
九州：39,597km²/1,320万人（2010.10.1国勢調査）

員数1,000人（法人会員110）の職能団体（BNSP¹⁴）がある。官学民の間の人事の流動性も高く、空間計画プロフェッショナルとしての共通認識がある。市民の空間計画に対する関心の高さにも裏づけられて、同じマンパワーの不足といっても質が異なるように見える。

3 空間整序法は、都市計画法とどのように異なる内容や手続きを定めているか

手続法、主体間の調整法といわれる Wro 法は、都市計画法とどう違うだろうか—。

ア 空間計画の内容や基準等を制約して権限を制約する規定がほとんどない（既述）

イ 制約を与えながら解釈の余地を残すような規定がない

①都市計画法の「法の目的」や「基本理念」に相当する規定¹⁵がない。

・（目的）「… 都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進¹⁶に寄与することを目的とする。」（1条）

・（基本理念）「都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつ

¹³ Nederlands Instituut voor Ruimtelijke Ordening en Volkeshuievesting
<http://www.nirov.nl/>

¹⁴ Betoepsvereniging van Nederlandse Stedebouwkundigen en Planologen
<http://www.bnsp.nl/over-ons/>

¹⁵ 法律に目的を記載するようになったのは、戦後のある時期からのようである。

¹⁶ 憲法の規定参照「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」（第29条-2）

つ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を保つべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念とする。」(2条)

②都市計画法で多用される形容詞、形容詞句などの修飾語が使われていない。

- ・土地の合理的かつ健全な高度利用 (12条の5-3-2、下線は筆者) など

ウ 合意形成手続きが広範で充実している

③構造ビジョン、bm プランをはじめ議決事項が多い。

④手続きにかける時間が長い。

⑤誰でも意見が言える (3.8条-1-d、3.11条-1-dほか) 場合がほとんどで、利害関係人のみが意見を言える場合は、ほぼ具体的な権利に関する場合に限定している (3.6条-5)。

⑥電子的手段による公報を義務づけている。

エ 次のような特徴ある規定がある

⑦ bm プランについてサンセット条項及び徴税権限の失効の規定がある。

- ・bm プランは、10年以内に改定もしくは延長を決定しなければならず、なされなかった場合は、徴税権限が失効する。(3.1条-4、3.13条-4)

⑧ bm プランに処分性があることを反映した規定がある。

- ・原案提示の際の地権者への通知 (3.8条-1-c、3.11条-1-c)、登記簿記載のための編入計画資料提供 (3.26条-4、3.28条-4)、bm プラン等に起因する損失の補償 (6.1条) など。

⑨準備決定の宣言という規定がある。(3.7条)

- ・市議会は、bm プランを準備することを宣言できる。準備決定だけで土地や建物の現状変更を禁止できる。(3.7条-4)

おわりに

以上、3つの視点から日蘭を比較してみたが、両国の違いの大きさばかりが目につき、都市から農村まで一貫した空間計画体系実現の難しさ、市町村に対する権限移譲を担保する条件整備の難しさをあらためて認識する結果になった。しかし、権限の移譲は、決定権限を移譲するだけでなく決定根拠についての自由度を与えるべきこと、したがって法律で根拠を制約すべきでないこと、決定の自由度を与える結果、必要となる広域調整の手続きには多様な手法が工夫され得ること、合意形成手続きの規定を充実させるべきこと、などは、日本の都市計画制度見直しのヒントになる。

1990年に VROM が発行した冊子¹⁷は「プランナーの集まる国際会議に出席したことがある人は誰もが、オランダがプランニングに関して『おとぎ話』のような国で、プランナーの夢がかない、計画がほんとうに実現する国だと思われるという実感をもつ。」で始まる。次いで「事実、見晴らしのよい日に南から航空機でオランダに入るとき、オランダ上空に達するとすぐ分かる。土壌条件はほとんど変わらないのに、オランダではフランドル地方（ベルギー）のような郊外化は見られない。これは、住宅建設を都市域内に集中させてきたオランダの都市及び田園計画の成果である。」と続く。Planning Paradise 時代の話である。今では Development Paradise に変わったといわれるが、「空間整序」が計画概念であることまで変わったとは思えない。空間計画に携わる者として引き続きオランダから目が離せない。

¹⁷ VROM (1990), Spatial Planning Reconnaissances 1990 : Chapter 1 25 Years of Town and Country Planning Achievements, The Haag : pp7-8

第2部

事例研究

第 1 章

地区土地利用計画と都市デザイン —アムステルダム の 決定プロセスから—

笠 真希

オランダの空間整序法の基礎をなす地区土地利用計画は、歴史的市街地・郊外の新規開発エリア・家屋が点在する農地など様々な状態の土地に適応される。保全を目的として、現状にほぼ追従する形の計画も使われるが、大規模な用途転換が行われる場合は、現状と全く異なる新しい地区土地利用計画の作成および法定手続きによる決定が必要となる。ここでは、そのような都市開発プロジェクトの際に、新しい地区土地利用計画のための空間像が、どのような形で生み出されているのかを紹介する。

オランダでは、建築 (architectuur) と計画学 (planologie) と呼ばれる都市・地域計画分野で扱うスケールの中に、都市デザイン (stedebouw)¹ という分野が存在する。都市デザイン分野は、都市・地域計画同様、私有地とあわせて道路や緑など公共空間を組み合わせた状態での、空間や機能・アイデンティティなどを考えることに加えて、都市デザイン独自のアプローチとしては、対象とするスケールが街区や都市の一部の地区を中心とし、建築と同様3次元の空間を考えることに特徴がある。3分野の境界は曖昧で、例えば街区全体を敷地とするような大規模な建物は建築・都市デザイン双方が計画の対象にし、市町村規模のマスタープランは、都市デザイン・都市計画ともに対象とし、分野間に大きな重なりがある。都市デザインという職種が官民の現場に存在し、そのスケールで提案された空間像は、法定計画のたたき台となるケースも多い。そこで本稿では、都市デザイン分野でつくられる計画文書が、地区土地利用計画とどのような関係をもっているかを、中でもアムステルダム市

¹ 「都市計画」と訳すことも可能だが、日本の都市計画よりは3次元の空間を設計する建築に近い業務も多く、計画学の扱う都市計画と差別化するためにここでは訳を「都市デザイン」とする。

を例にとって解説する。

1. 地区土地利用計画と都市デザイン

オランダでは、建築毎の個別更新も行われるが、日本よりも面的な開発プロジェクトが圧倒的に多い。例えば1990年代後半から2000年代にかけて、国の政策による VINEX²という大量住宅供給や大都市で行われた港湾跡地開発は、農地や工場など他の用途であった土地に、数十ヘクタール規模で数百～数千戸の住宅や施設を開発するため、多くの場合で新しい地区土地利用計画が必要となった。このような規模の用途転換を含む計画で、道路や緑地など公共空間と住宅敷地双方をあわせて計画する場合は、それらを組み合わせた空間像のために、都市デザインのスケールでの計画がまず提案・協議され、最終的に法定計画に沿った形式に「翻訳」され、決定手続きにかけられるというプロセスを踏む。

地区土地利用計画は、主に「図面 (kaart)」と「付加規定 (voorschrift)」、「説明 (toelichting)」の3点で構成される。新規開発に使われる計画には、「図面」上に住宅やその他の用途の建築範囲・庭・道路・緑地などが描き込まれ、建築線³や高さなど建築の形態が示され、さらに「付加規定」で図面の凡例ごとに言葉で規定されるため、それらの原案となる3次元の空間像を事前に用意する作業が必要である。これら2つによる最終的な姿の規定だけでな

² 第4次空間計画指針エクストラ (Vierde Nota Ruimtelijke Ordening Extra) の略称

³ 建築物が敷地と接する部分の外郭の線。それ以上外側に出てはいけない、という使い方もあるが、そのラインに必ず合わせなければならない場合もある。

く、上位計画との関係や空間構成の考え方など、なぜその案に至ったのか、案の意図は何かという「説明」も地区土地利用計画では重要であり、それぞれの空間像が計画的・論理的な支えをもって説明しうることが重要視される。

この内容の提案作業においては、自治体の様々な部署だけでなく民間開発者の参加も活発となり、多くの場合に民間デザイン事務所への委託作業を含んで行われる。加えて近隣や各種利害団体への事前説明なども含めて、地区土地利用計画の法定手続きを視野に協議を進めておくことが多い。そのためにつくられる文書を、ここでは総称として都市デザイン協議文書と呼ぶこととし、以下にその特徴と決定プロセスでの位置づけを述べる。

2. 都市デザイン協議文書

ここでは、2005年に自治体の都市計画担当者に対し行ったアンケート⁴をもとに平均的な都市デザイン協議文書の姿を示す。文書に対しては、全国で統一された固有名詞があるわけではなく、自治体やプロジェクト毎に適宜名称がつけられているが、頻繁に利用されているのは、SPvE (Stedenbouwkundig Programma van Eisen : 都市デザイン要件のプログラム) という用語であり、アンケートではSPvEあるいは類する文書に関して、性質・目的・役割・内容を選択肢から選ぶという形で質問を行った。回答は16都市から頂いた⁵。

⁴ 参考文献 4

⁵ 人口順で47位までの都市に州都3都市を加え、50都市にアンケートを送付した。(回答率32%)

アンケートより、回答した全ての自治体が都市デザイン協議文書を作成していることが分かった。半数がSPvEという用語を使い、別の名称を使っている場合は、文書名中に都市デザインやマスタープラン、条件 (randvoorwaarden) という用語が多くみられた⁶。1990年代あたりから利用が普及し、委託は市単独あるいは市と民間の協働でなされ、地区土地利用計画の決定手続きとは別途、この文書を自治体として決定 (担当副市長、市長と副市長、あるいは議会) がなされるケースが主であることが明らかになった。

作成の目的は、「空間像のデザインや可能性のスタディのため」また「プロジェクトの具体的な計画のため」とされ、回答者の半数が「地区土地利用計画の素案作成のため」であると回答した。都市デザイン協議文書の作成が必要となる条件として、「公有地や公有施設を含む」という回答が半数強あった。文書の役割として、「空間の質を定める空間像の提案」、「異なる参加者の合意内容を定める」、次に「数値に表された需要と具体的な空間の連結」、「都市計画と建築の橋渡し」の順で2 / 3以上の都市に、加えて「異なる関係者の対話をつくり出す」「役割分担の規定」という回答が半分強の都市に選択された。

文書の内容は、プロジェクトの規模や種類によって異なるが、アンケートの回答としては「土地利用と空間構成の考え方」「広域計画との関係」「分野別計画 (交通、緑、住宅など)」が2 / 3の都市により選択、「計画条件の数値・スケジュール」「図面・模型」「組織・協議」が半数前後によって選択された。「上位計画の参照」は全ての都市で行われている。具体的な内容はプロジェクトのスケ-

⁶ 類似する用語に Stedenbouwkundig plan (都市デザイン計画) がある。SPvE と使い分ける場合は、前者は更に詳細な計画となる場合が多い。

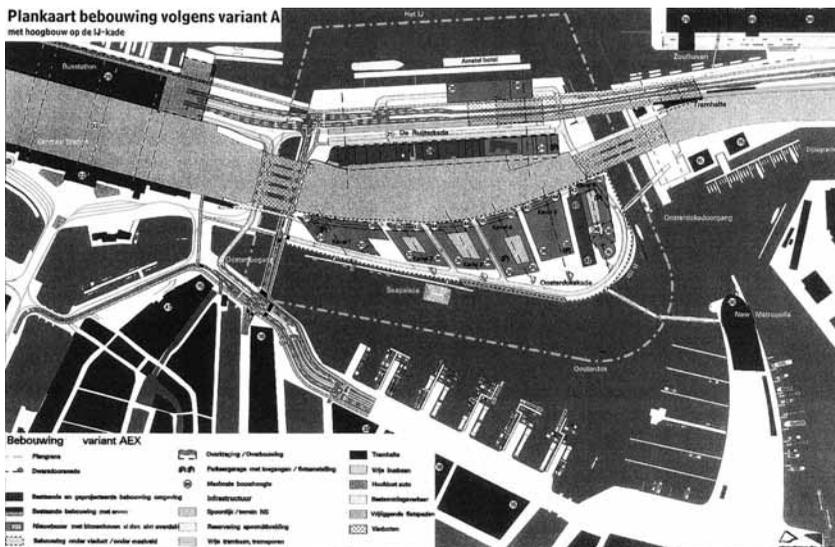


図1 東ドック島の都市デザイン協議文書の平面図

出典 SPvE Oosterdokseiland, Projectgroep Zuidelijke IJ-oever, 2000, Gemeente Amsterdam

注：この提案図は比較的詳細に描き込まれているタイプである。

ルにより異なるが、図面の一例として、アムステルダム市の港湾跡地開発、アイ河岸プロジェクト⁷の都市デザイン協議文書3部を調査したところ⁸、提案に使われた図版はスケールが数千分の1で全体を表すものと（図1）、数百分の1で部分（主に断面）を表すものにわかれていること、また用途図に加えて交通などの機能を表す図が入っていること、また、3次元の様子が分かる立体プレゼンテーションが加えられている（表1）。

⁷ アムステルダム中央駅の東西に長さ約4km、幅100-300m程度で広がる複合開発。詳細は参考文献5。

⁸ 参考文献3

表1 SPvEに掲載されている図版

| エリア名 SPvE策定年 | 西ドック島 1999 | 東ドック島 2000 | ステーション島 2001 |
|---------------------|---|-----------------------------|---|
| 建築物 | 平面図(高さの記載有り1/4000) 建築タイポロジー(1/1000) 建築ブロックの考え方(平面・断面) | 平面図(高さの記載有り1/4000) | 平面図(1/2500) 立面図(1/2000) 断面図(1/1000) |
| 複数案の提示 | 3案の比較 | 2案の比較 | なし |
| 公共空間 | 街路断面(1/400) | 平面図(1/4000) 波止場断面(1/300) | 駅前広場平面図 街路断面(1/300) |
| 用途図 | 用途図 | 用途図 | 用途図 |
| 機能図 | 自動車動線図 公共交通へのアクセス図 駐車場配置図 公共設備図(電気・下水など) | 交通用途別図 公共設備図(電気・下水など) | 交通用途別図 歩行者動線図 バス停配置図 船舶停泊位置図 |
| 立体 プレゼン テーション | ブロック模型 | 立体CG鳥瞰・立面 パース(アイレベル) | パース鳥瞰・内観・外観 駅前広場合成写真 模型 |

出典：参考文献3

よって、平均的な都市デザイン協議文書は、主に市により委託・決定がなされ、公的な空間を含んだ空間像に関する参加者の協議や合意に利用され、その内容は、上位計画や分野計画との関係を定め空間の質を定める空間像を提案する文書と考えられる。

3. アムステルダムの決定プロセス要綱

さらに、首都であるアムステルダム市は、都市デザイン協議文書に対する決定プロセスに関する要綱を独自にもっており⁹、その中

⁹ ロッテルダム市も類似する要綱「プロジェクトに関わるロッテルダム決定形成モデル (Het Besluitvormingsmodel Projecten Rotterdam)」をもっている(参考文献4)。ここでも都市デザイン協議文書であるマスタープランが、法的手続きを開始するに優れた文書で、地区土地利用計画の開始文書となっている。

に地区土地利用計画との関係を規定している。名称は「プラベラム (Plaberum¹⁰、直訳は、空間的な施策に関する計画と決定手続き)」となっている。アムステルダムは1984年に使い始められ、2003年、2005年に改正されており、ここでは筆者が調査を行った2003年版を対象としている(2005年版での変化は後述)。

要綱は、計画プロセスをフェーズと呼ばれる複数の段階に分け、各フェーズで「どのような作成物を用いて、誰が決定を行うか」を事前に定め、プロセスを明快にすることを目的としている。また「チェックリストでありコミュニケーションツールである」という言い方もされている。アムステルダムの文書名と目的・作成物の定義から、初動期は調査が多いが、中盤から空間像の提案がなされ(表2)、都市デザイン協議文書である SPvE という文書がフェーズ名として登場し、決定に利用される作成物となっている。都市デザイン協議文書は議会で決定され、開発の是非を伴うという、他のフェーズよりも重要な位置づけを担っている。

加えて、プラベラムの都市デザイン協議文書 SPvE を策定するフェーズに関して、空間整序法に関して以下のような記述がある。1) 地区土地利用計画の素案を作成する、2) 都市デザイン協議文書と平行して、説明や協議を行う、3) 都市デザイン協議文書の決定後、地区土地利用計画の縦覧を開始する。3)にあるように縦覧開始が可能であるのは、現場においては都市デザイン協議文書の作成と平行して、説明会などの様々な地区土地利用計画の準備が進められ、例えば前述のアイ河岸プロジェクトでは6つのエリアに分割され SPvE がつくられたが、SPvE の決定後1~2年比較的程度の

¹⁰ 正式名称 Het Plan- en Besluitvormingsproces Ruimtelijke Maatregelen (参考文献1)

表2 プラベラム2003のフェーズ名と目的、提案・調査に関わる作成物

| 段階 | 文書名 | 目的 | C提案・調査に関わる作成物の規定(専門分野を除く) | |
|--------------------------------|--|---|--|---|
| | | | 文章で表現される要素 | 図面で表現される要素 |
| フェーズ0 | 開始文書Startnotitie | 特定のエリアに計画を作成するために、問題点を調査し、意義がある、また望ましい政策と可能性を調査する | 目的/可能性・問題点・緊急性について/空間的・社会的・経済的な問題点の調査 | おおよその計画エリアと境界の地図 |
| フェーズ1 | 実現可能性の調査 Haalbaarheidsonderzoek | 十分な参加と今後の詳細化までの委託を可能にするため、開発文書に基づくデータに基づき実現可能性と影響を調査する | 空間計画法や市で定められた条件と方針の把握/主な目的と方針/現状と問題点の調査点の列挙 | 調査・計画エリアの地図/土地利用の検討と図で表されたおおよその方針 |
| フェーズ2 | 出発点の文書Nota van Uitgangspunten | 比較検討や調査を基に、主な用途とその他の出発点を決定する | 開発の目標/可能性と問題点/調査の実施/次フェーズ策定に向けて各計画セクターでの調査 | 計画エリアの地図/空間的な方針・土地利用/プログラムが含まれた計画/試算のための敷地割と用途計画 |
| フェーズ3 | 都市デザイン協議文書 SPvE: Stedenbouwkundig Programma van Eisen | 計画区域(の一部)の建設の是非を決定する条件となるプログラム(建設する場合は)加えて、実施に必要な自治体の投資の金額を決定する | フェーズ2の方針の空間的なプログラムへの具体化/フェーズ0-3のプロセスの検証/施工者の選定 | 現状の地図/計画エリアのための都市デザイン計画(複数案の提示)/資金計画のための敷地割りと土地利用/法定地区用途計画の提案 |
| 開発の是非が決定された後、法定地区用途計画の編纂の段階へ入る | | | | |
| フェーズ4 | 都市デザイン計画 Stedenbouwkundig Plan | 土地の買収の見積もりを基礎とする、道路などの公共物と他の建築の条件が設定できるように計画を詳細化する | 目標/プログラム | 敷地割1:1000/断面図1:200/地表レベルのデザイン1:1,000/模型・パース・アイソメ |
| フェーズ5 | 実施 Realisering | 土地を建設可能にし、公共工事と建物の建設を実行するための建設計画を作成し、空間計画を実施に移す。 | 建設申請 | 設備計画1:200/公共空間のデザイン/植栽計画/仕様の決定/総括図1:1000/実施計画図1:200 |
| フェーズ6 | メンテナンスBeheer | 新たな計画の必要性がない場合は、計画地を維持し、漸進更新する。 | メンテナンスのための資金計画/樹木を含めた公共空間の持続可能なケア | — |

出典：参考文献2、一部改編

早い段階で地区土地利用計画が定められた¹¹。このように都市デザイン協議文書は、アムステルダムの新規開発の決定プロセスの中で、地区土地利用計画の重要な準備段階として機能していることがわかる。

4. その後の変化

アムステルダムは2005年にプラベラムの大幅な改正を採択し、2006年から利用している。この変化は「大規模な簡素化 (De Grote Vereenvoudiging)」と題され、手続きを簡素化し「加速」するこ

¹¹ ステーション島と呼ばれる中央駅のある部分は例外。

とを目的としている。アムステルダム市によると主な変更点は以下の4つである¹²。1) フェーズ数の減少、2) 分析がなされる第一段階のフェーズの重要化、3) 建設エンベロープ¹³と呼ばれる新しいシステムの導入、4) 必要な許可や司法・計画に関する作成物の拡大した概要（実際にはリスト）の作成、とされている。

フェーズは4つ（①戦略・②調査・③プログラムとデザイン・④実行）に減らされ、フェーズ2はプロジェクトによっては省略可能とされている。それぞれが決定で締めくくられる仕組みはそのままである。SPvEというフェーズの名称はなくなったが、フェーズ3で都市デザインスケールの検討を行い、また議会決定を行うという重要性は変わっていない¹⁴。地区土地利用計画との関係は、フェーズ2の決定として素案の作成の委託をする、フェーズ4において議会が決定する、とされていることから、準備がフェーズ3と平行して行われると推察される。よって都市デザインを提案するフェーズで、地区土地利用計画が準備されるという基本的な構図は、変わってないと考えられる。

変化した内容において、空間像という点で重要な変化があったのが、建設エンベロープと呼ばれる新しい建築の設定方法である。建築の容量と用途、建築線を定めるとされている。具体的には、1) プログラム：最小あるいは最大の実現されるべき用途毎の建築ボ

¹² Bouwbrief Regels en afspraken Amsterdamse woningbouw, Nummer 2005-38, Gemeente Amsterdam、参考文献のホームページにも同文が記載（最終閲覧日2011.12.8）

¹³ 原語 Bouwvelop、エンベロープはいわゆる「鳥かご」と同じ意味で使われる。

¹⁴ フェーズ2が行われた場合は、プロジェクトの規模によっては議会の決定が必要なケースもある。

リユーム、プログラムの区分、駐車台数の基準、2) 都市デザインの枠組み：敷地割り・建築の分棟・建築高さ・建蔽率・空間的な要件・タイポロジー・(交通) アクセスの原則・駐輪駐車場、3) 景観に関する要件などとされている¹⁵。これらが建築エンベロープとしてフェーズ3で決定され、その後の民間開発者との合意に利用されることとなった。

以前のプラベラム2003は、市による借地権や国による補助を背景に、アムステルダム市が中心的役割を果たしていた決定プロセスが影響し、市がSPvE決定のあとも空間像の最終的な姿まで大きく関与することができていた。しかし新しいプラベラムでは建設エンベロープの導入をもって、市は以前よりも早い段階で計画プロセスへの関与を減らし、民間に実現までのプロセスの多くを託すこととなった。この変化が今後、地区土地利用計画の決定プロセスや実際の都市空間にどのような影響を与えるかが注目される。

5. まとめ

このように地区土地利用計画の作成の前段として、新規の都市開発プロジェクトでは都市デザインスケールで、建物と公共空間を考慮した3次元の空間像が文書として提案・決定される。その作成は、分野別・上位計画との関連が考慮され、関係者の協議や合意のためのツールである。そして、この空間像を作成する段階での成果や協議が、後に地区土地利用計画の法定手続きの重要な準備段階として機能しているといえるだろう。そして、その準備において、都

¹⁵ Bouwbox “Zo doen we dat in Amsterdam” プラベラム2005の周知のためにつくられた冊子

市デザイン分野による図版を多用し、プロセスで参加者が空間のイメージを協議することで、後の地区土地利用計画の内容がより共有されやすくなるのではと考えられる。

参考文献

- 1) Gemeente Amsterdam, Het Plan- en Besluitvormingsproces Ruimtelijke Maatregelen, 2003
- 2) 笠 真希、オランダにおける都市開発プロジェクトのプロセスデザイン—アムステルダム市の意思決定プロセスの枠組み「プラベラム」を事例に—、2004年7月、日本建築学会、計画系論文集第581号
- 3) 笠 真希、オランダの空間計画法と都市デザイン文書 SPvE の関係に関する考察：アイ河岸プロジェクト3地区の SPvE を事例に、2005年9月、日本建築学会、学術講演梗概集 F-1 2005
- 4) 笠 真希、オランダの事前協議プロセスにおける空間的な目標像の共有化に関する研究—都市デザインマスタープランと決定プロセス要綱を通して、2007年1月、日本建築学会、日本建築学会計画系論文集611
- 5) 笠 真希、オランダの都市デザイン協議プロセスと「空間の枠組み」に関する研究、2007年3月、早稲田大学学位論文
プラベラム2005に関する情報（最終閲覧日2011.12.10）
http://www.dro.amsterdam.nl/over_dro/plan_en/inleiding/

第 2 章

国及び県における空間整序法の 運用状況 —構造ビジョンと編入計画に着目して

片山 健介

はじめに

本稿では、国及び県における空間整序法の運用状況について紹介する。

空間整序法に基づく空間計画制度の変容を国及び県のレベルについて見たとき、地域計画の観点からは以下の2点が興味深い。

第一に、国及び県は、従来の主要計画決定（PKB）、県地域計画（streekplan）に代えて、新たに構造ビジョン（structuurvisie）を策定することとなった。構造ビジョンは策定母体のみを拘束し、下位政府の計画には拘束力を及ぼさない。

第二に、市町村が策定する土地利用計画（bestemmingsplan）に関する県政府の承認が不要となったが、国及び県は、それぞれの利益に関わる場合に限り、編入計画（inpassingsplan）と呼ばれる土地利用計画を策定することができる。この編入計画は、市町村の土地利用計画の一部を置き換える形となる。

そこで本稿では、県の構造ビジョン、国及び県の編入計画の運用状況について、筆者が2010年2月及び2011年3月に行った関係者へのインタビュー調査¹をもとに紹介することとしたい。

1. 県の構造ビジョン

空間整序法においては、構造ビジョンの策定手続きおよび内容に関する詳細な規定はなく、その策定プロセスは県によって異なる。

¹ インタビュー調査は、住宅・空間計画・環境省（VROM）、南ホラント県（以上2010年2月）、インフラ・環境省（IenM）、南ホラント県、北ホラント県（以上2011年3月）の空間計画担当者に対して行った。

そこで本節では、北ホラント県および南ホラント県の構造ビジョンについて、その構成と策定プロセスを概観する。

1-1. 北ホラント県の構造ビジョン

(1) 策定プロセス

北ホラント県では、旧空間整序法のもとで、県北部地域と南部地域について地域計画を策定していたが、空間整序法により、県全域を対象とした構造ビジョンを策定することとなった。

県構造ビジョンは自己拘束的であるが、策定に当たっては、市町村や関係者に対してオープンなプロセスが採られた。北ホラント県で特徴的なことは、アムステルダム大都市圏発展シナリオ (Metropoolregio Amsterdam: Ontwikkelingsbeeld Noordvleugel 2040、英訳は Amsterdam Metropolitan Area (AMA) Development Scenario 2040、2007年策定)²が、県構造ビジョンのベースとなっていることである。アムステルダム大都市圏は県南部のみに相当する圏域であるが、このインフォーマルな連携による議論の成果を、構造ビジョンのフォーマルなプロセスへと反映させた。発展シナリオの策定段階で既に関係者との調整がなされており、構造ビジョン策定時にはそれほど合意形成に問題はなかったという。

構造ビジョン策定に当たっては、様々なデータを収集して、公共交通、気候変動、生活の質、ランドスケープ、空間の質などについて分析・議論が行われ、基礎的要素 (werkboek bouwstenen) にまとめられた。その上で、4つの空間展望が示された。将来像に関

² 北ホラント県、フレヴォラント県、アムステルダム市やアルメール市を含む 36 自治体、アムステルダム都市地域圏 (Stadsregio Amsterdam) のインフォーマルな広域連携により策定された。

するデザイン・コンペも実施された。これらを経て、政治的な決定プロセスへと進められ、市町村や市民からのコメントを受けて、最終的に決定されたのは2010年6月であった。

(2) 構造ビジョンの考え方

構造ビジョンは、ビジョンと県条例から成る。ここで示された一般的な条例を空間の質に関して補完する文書として、“Handboek Ontwikkelen met Ruimtelijke Kwaliteit” が作成されており、条例の一部をなす。ほかに気候・持続的開発に関する条例も作成される予定であり、具体的にどの地域で規制するか等の具体的な内容が検討されている。

構造ビジョンでは、空間の質、気候の質、持続可能な開発という3つの主要な利益が示されている。空間の質に関する条例では、都市開発は既成市街地に限り、ランドスケープを保全することが定められた。既成市街地外で建設する場合は、既成市街地内では建設できない理由をデータで示し説明しなければならない。アムステルダム大都市圏発展シナリオおよび構造ビジョンの策定過程では、港湾やスキポール空港など経済関係者も参加している。企業は開発用地の場所だけでなく労働者のための地域の質や魅力も重視しており、ランドスケープや空間の質は、保全の観点のみならず経済的な競争力を向上させることにも繋がるとの考え方がとられている。

1-2. 南ホラント県の構造ビジョン

(1) 策定プロセス

南ホラント県では、県内を4地域に区分して県地域計画を策定していた。空間整序法の制定に伴い、国からは構造ビジョンに関して、県全体で1つの構造ビジョンを策定することと、実行アジェン

ダを含めることの2点（のみ）指示があったが、採るべきプロセス等ほかの指示はなかったという³。

2007年頃からワークショップを行い、2008年11月に“Nota Provinciaal Belang”という文書がまとめられた。この文書は県議会で決定されたもので、5つの主要目標と12の項目が含まれている。5つの主要目標は、①魅力があり、国際的競争力のある地域、②気候変動に対して柔軟性のある県、③多様性がありすべてが連結している都市型ネットワーク、④生命力のある多様性ある魅力的なランドスケープ、⑤都市部と田園を繋げることであり、これらに沿って構造ビジョンを作成することとされた。

計画策定は、ビジョン本体、条例、実現の3つの文書について並行して進められ、その過程で、市町村、広域行政組織（市町村連合）との政治レベルでの協議、行政、市民、農業従事者、環境団体など利害関係者が参加したワークショップが重ねられた。また実現に関しては、県内にある8つの広域行政組織との話し合いが繰り返された。

2009年に構造ビジョンの素案ができ⁴、2010年1月まで意見聴取が行われた。公式の意見聴取の段階では、800もの意見が出され⁵、これらの様々な意見を聴いた上で県としての決定が行われた。ただし、構造ビジョンは自己拘束的であるため、策定が完了すれば裁判

³ 構造ビジョンの構成についても県による相違があり、ドレンテ県では、環境、水、地下に関する戦略を合体して構造ビジョンを作成しており、leefamgevingsplan と呼ばれているという。

⁴ 2009年4月に、「ダイナミクス・イン・デルタ」という政策文書の素案が作成され、構造ビジョンに関する主要なテーマが盛り込まれたが、県議会と県政府との間に緊張関係があり（ビジョンの内容ではなく県規則に問題があり、県知事の権限が強いことに抵抗があったという）、環境団体や水委員会との再度の協議を経て、新たな素案が2009年11月に作成された。

所で争うことはない。

策定には約3年半かかり、2010年7月2日に完了した。

(2) 構造ビジョンの考え方

構造ビジョンは、ビジョン本体 (Structuurvisie)、県条例 (Verordening Ruimte)、実行アジェンダ (Uitvoeringssagenda structuurvisie 2010-2020) から構成される。このうち県条例は、一般行政法 (algemene wet bestuursrecht) で定められた手続きで作成された。

構造ビジョンでは、県として重要なこと、市町村が土地利用計画を策定する上で重要なことを定めている。県地域計画はより詳細な土地利用計画としての特色が強かったのに対し、構造ビジョンは、市町村にとって可能なことは何かを広域レベルで示すこと、より長期 (2040年) を見通しているという特徴がある。また、5つの目標は不変であるが、そのもとでは見直しを続ける柔軟性を持った戦略である。実際に、農業や風力に関する国の新しい政策ができれば見直しが必要となり、既に1度レビューを行い、インタビュー時点で2度目の見直しを行っているところであった。

構造ビジョンには主要な図として、空間機能図 (図1) と質に関する図があり、2020年の都市・農村区域、地域拠点、主要インフラ、ランドスケープの質と要素などが大まかに示されている。一方、条例には、市街化区域図 (図2) などより詳細な図がある。こ

⁵ 例として、経済的観点からグリーンハウスの建設を求める意見とバックヤードに建設することに反対する意見、風力エネルギーの必要性を主張する意見と風車の建設に反対する意見、オープンスペースが重要であるから線引きの外側での建設を規制する方針に反対する市町村などの対立があった。市町村が反対する場合は編入計画を使うという話も県側から行われた。

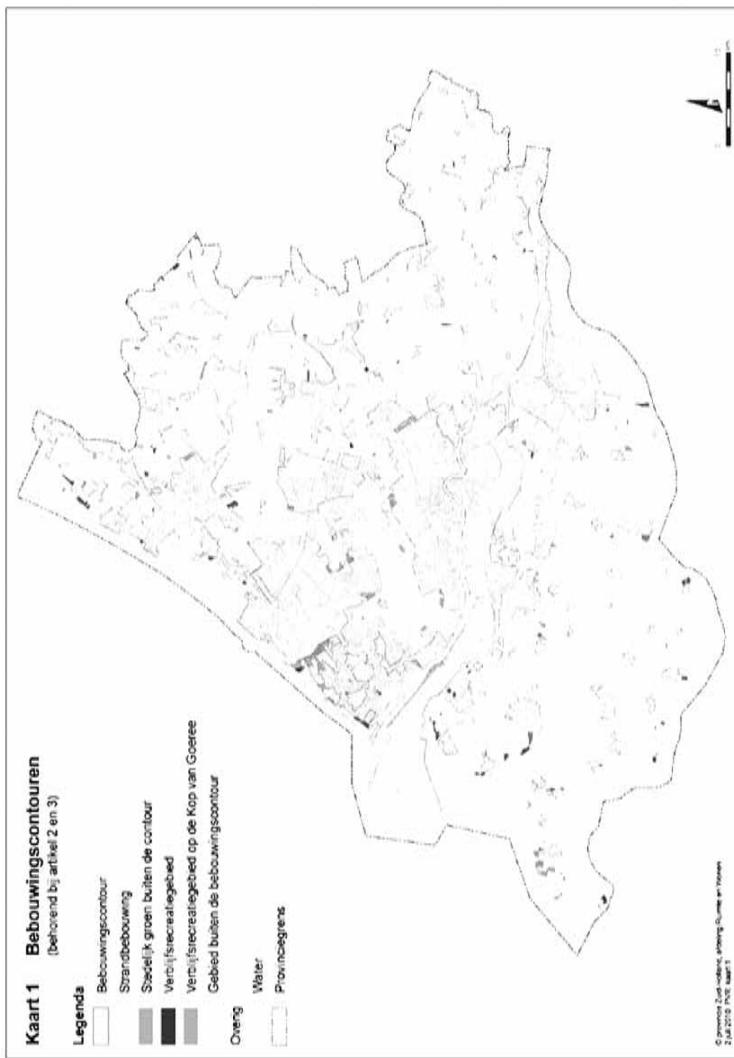


図2 南ホラント州空間条例における開発規制図

出典：“Verordening Ruimte-Visie op Zuid-Holland” (2 juli 2010)

の条例は市町村を拘束する。市町村から市街化区域の外側で市町村が建設したいという要望が出た場合は、社会経済委員会が協議の上で、条件を満たしていれば建設は認められるが、実際には80～90%はこうした要望は認めていないという。

実行アジェンダは、ビジョンの実現のためには県内の市町村連合が重要なパートナーであり、地域志向型（aria-oriented）のプログラム・プロジェクトが記載されている（例えば、5つの目標のうち国際競争力の向上であれば、400haのグリーンハウス・エリアが必要である、など）。これについては県予算を投入して実現が支援される。住宅の建設目標値も示されているが、市町村別の配分については各市町村連合で定めることになる。

2. 編入計画の運用状況

2-1. 国による編入計画

(1) 国による編入計画の策定状況

オランダでは、空間整備に関して国、県、市町村との間で対立関係が生じることが少なくない。新空間整序法の理念は、空間計画は市民に最も近い市町村が行うべきというものだが、市町村に国が指示をしても、市町村がそれに反対して事業が進まないことがあった。

2011年3月時点で、約30の編入計画が国において策定されている。内訳は、水関係のプロジェクトが3、風車に関するプロジェクトが3、エネルギーネットワークに関するものが10、地中にガス施設を埋め込むものが1、そのほかガスネットワークに関するものもある⁶

。幾つか事例を挙げると、

- ・ガスネットワーク：地中にガス施設を埋め込む計画について、Berger という市町村が、地震動が起きるため地中にガスを埋め込むのは危険だと反対していた。
- ・水関係のプロジェクトの例：川の合流地点での洪水対策について、地元ではその必要性は理解されていたが、手法に対して反対があった。
- ・風車プロジェクトの例：フリースラント県の堤防沿いに200mの風車を建設しようとしたが、漁業地域のある市町村が反対した。2つの市町村が反対し、市町村間対立が生じていたため、編入計画が用いられた。
- ・エネルギーネットワークに関する例：Zeeland の海岸地域に編入計画で原子力発電所を建設することが検討されていた。経済担当大臣が原発の必要性を主張していたが、前政権は消極的であった。それを新政権が進めようとしたが、日本の福島原発事故を受けて、再検討されることとなった。

編入計画は、その根拠として国の利益に関わることを示す必要があるが、それは国が策定している特定課題（例えば電力ネットワーク、水）に関する構造ビジョンにおいて示される。しかし風力やガスに関する構造ビジョンはなく、編入計画の動機を作るのが難しい実態がある。ただし法律では、構造ビジョンはあった方がよいが必須であるとは書かれていない。

(2) 編入計画のプロセス

編入計画は、空間計画担当大臣と、その他の所管大臣（エネルギー

⁶ 編入計画の計画図書については、ホームページ（<http://www.ruimtelijkplannen.nl/>）で電子的に公開されている。

ギー、経済など)の2名が決定しなければならない。市場のために早く編入計画を策定するよう主張する経済担当大臣と、環境や空間的観点からより時間をかけて行うべきであると主張する空間計画担当大臣との間で対立することもある。

編入計画の策定が開始されるきっかけとして、市場が大きな役割を果たすことが多い。例えば、エネルギー会社が経済担当省に対してプロジェクトが必要だと訴えると、経済担当省が巨大な風車が必要だとして、法律に基づく編入計画の手続きを開始する。空間計画担当省(現在はインフラ・環境省)にもその意向が伝えられ、同時に環境影響評価も開始される。市町村や市民は、環境影響評価に対して、また素案公表段階までは意見を述べることができる。素案が決定されると、特定の利害関係者のみが控訴することができる。編入計画のプロセスにはだいたい1~2年程度かかるが、1年は早い方であるという。

インフラ・環境省の担当者へのインタビューでは、市町村の土地利用計画に対する国の実効性を評価する見解が示されたが、編入計画によって実現が早められたか、プロジェクト自体の効果など有効性について評価を行う予定とのことである。

2-2. 県による編入計画

(1) 県による編入計画の策定状況

県による編入計画の策定状況を見ると、2011年2月時点で、決定済み18件、策定中33件となっている。テーマ別にみると、道路などインフラ関係が27件、自然環境(水、レクリエーションなど)が8件、グリーンハウスなど活動に関わるものが4件、地域開発が5件、その他(エネルギー、企業立地など)7件と整理されている。また、編入計画の策定数は県により大きな違いがあり、ヘルダーラ

ント県が最も多く15件、北ホラント県、南ホラント県が各8件、そのほかの県は1～5件程度で、ドレンテ県ではまだ実例がない。本節では南ホラント県、北ホラント県それぞれについて、インタビュー調査をもとに運用状況を紹介する。

(2) 南ホラント県における編入計画の運用

南ホラント県の編入計画の事例を幾つか挙げる。

① Rijngouwelijjn (LRT) 建設に関わる編入計画

Rijngouwelijjn は、ライデン市を通して東西を結ぶLRTである。ライデン市は、LRTが歴史的市街地を通ることに反対し、市の外側を回るように主張していたため、県の編入計画が用いられた。その過程で、県とライデン市との間で協議は行われたが、ライデン市が行った住民投票は、代替案を示して投票を行うのではなく、市の中心部を通る案に対する賛否のみを問うものであった。もっとも、不況によってLRT建設に投資する企業がなく、事業は実現していない。

② 産業地域に関わる編入計画

ハーグ市は、北部の自動車廃棄工場をPijnacker-Nootdorpという自治体に移転させて、図書館などを整備しようとしたが、Pijnacker-Nootdorpが反対し、工場を含まない土地利用計画を策定した。この件でも編入計画が使われたが、これはハーグ市が県に働きかけを行ったことによる。

南ホラント県としては、市町村との協議の上で、編入計画というツールがあることを示してはいるが、なるべくなら使いたくないというスタンスである。しかしときには政治的な理由によることもあるという。

(3) 北ホラント県における編入計画の運用

北ホラント県の構造ビジョンにプロジェクト・リストがあり、編入計画の運用（県の利益）はそれに基づいている。地区開発に対して、県の観点から重要なプロジェクト（住宅、ランドスケープ、水など）に関して発動する。しかし、市町村ができること、したいことは市町村の土地利用計画でやるべき、という姿勢である。

北ホラント県では、編入計画は主に主要インフラの整備で用いられている。事例としては以下のものがある。

①広域インフラ整備

北ホラント県北部を東西に通る道路の整備に編入計画を適用している。これは市町村が反対したものではなく、複数の市町村にまたがるため、関係市町村が集まって議論するよりは、県が一括してひとつの編入計画を作成する方が効率的という理由による。

②地域開発プロジェクト

アムステルダム東方の地域開発プロジェクトが金融危機で停滞してしまいが、県レベルで重要な開発であるので、編入計画が予定されている。この地域では2つの市町村が対立しており、市町村でできるならば土地利用計画で実施してほしいとのことであった。市町村が反対しているケースで編入計画を使うことについては、県内でも議論があるようである。

北ホラント県の編入計画運用の考え方として、編入計画は、県の利益の実現のために必要な場合にのみ用いられるものであって、市町村の利益のために県の編入計画は使わない。ある市町村から、地元の反対が多いため県の編入計画でやってもらえないかという依頼があったが、断ったという。

おわりに

今回新たに導入された県の構造ビジョンの特徴として、硬直的な県地域計画から、柔軟性のあるビジョンへと性格が変化したことが指摘できよう。県地域計画が、「どこでどうする」かを示した土地利用計画としての性格が強かったのに対し、県構造ビジョンは、より広域的、長期的な将来の空間戦略を示している。また、その構成についても県の自由度が高い。さらに、その策定に際しては、従来のトップダウン型の計画から、ガバナンス型の計画プロセスが採られている。

他方で、欧州レベルでの競争が激しくなる中で、国レベルで重要性を持つインフラの整備の手続きを簡素化し、迅速な整備を図る動きは、ドイツや英国でも見られる。その点で、広域的観点から重要性を有するインフラ等の整備に関して、実効性ある手段を導入したことは一定の評価ができよう。しかしこの手段を多用すれば、市町村と国、県との関係を悪化させることに繋がる。2県の例では、編入計画の使用はやむを得ない場合に限る、という姿勢が強調された。このことは、編入計画を使用する根拠となる構造ビジョンの策定過程で、協議を重ねることの必要性にも繋がる。

空間計画に関する地方分権化と広域調整は、日本の都市計画制度においても重要な論点のひとつである。広域的手段を用いるまでの関係者との丁寧な協議、根拠となる空間戦略の策定、そして実効性の担保。これらのバランスをどのようにとっていくのか、オランダの空間整序法の今後の運用が注目される。

第 3 章

オランダ空間整序法改正の背景 —空間政策をめぐる対立の背後でなされた 超党派による手続の現代化

作内 由子

はじめに

「オランダ [の国土 (筆者注: 以下同)] は、国から押しつけられたコンポジションになるのではなく、ローカルにそのイメージを決定するモザイク模様になる。…我々は、それゆえ空間整序から離れて、新しい種類の実践に取り組むのであり、そこでは問題に関わり続けるのではなく、発展とチャンスを出発点にするのである。それはまた、地元のアクターとその創造性に広く道を開く実践でもある。」¹

2006年4月1日の新聞に寄稿されたこの記事は、時のVROM大臣デッケル Dekker 氏の手によるものである。オランダ空間行政の新時代を予感させるこの記事が出たのは、1962年成立、65年施行の旧空間整序法を大改正する新空間整序法案が議会の審議を経ているときであった。法案は記事に先立つ2月に下院を通過し、この年の10月に上院を通過成立する。

以下に見るように80年代半ば以降オランダの空間行政の実態は大きく変化した。国家による空間政策の主導が陰を潜め、代わって民間資本が台頭し、市と協力しながら開発を進めるようになったのである。そして、その変化によって対応すべき問題も生じてきた。その問題への対応は、二つの形をとって表れた。一つは国の空間政策そのものの方向転換であり、もう一つは空間政策が実施される行政手続の現代化であった。前者は国家の統制の是非をめぐる党派対立を生み耳目を引いたが、後者についてはその陰で超党派の協力による技術的な改善が目指された。新空間整序法の制定は、空間行政の

¹ Sybilla Dekker, 'Visie is meer dan alleen schoonheid', *Trouw*, 2006年4月1日

手続的な改善を目指すものであり、政府の方針によって柔軟に運営できるように設計されているといえよう。冒頭の記事はこれら二つの形が二重写しになって表れている。

以下では、1. でここ20年の空間行政の転換を扱い、2. で新空間整序法がこの変化に刺激される形で立法され、そこでは空間政策の方向性に見られたような与野党の対立はほとんどなく、時代に取り残された不便な手続きをどのように改善するかをめぐって技術的に審議が推移したことを示す。

1. 市場志向の開発へ

空間政策の方向性の違いとはどのようなものか。

冒頭の記事は、同じトラウ Trouw 紙に掲載された労働党及び自由民主党の空間整序担当議員による論考をうけて書かれたものであった。野党労働党のフェルダース Verdaas 議員はこのなかで、国家による構想と監督 visie en regie がなければ、自治体間の開発競争によってオランダが醜くなると主張し、自治体への国家介入を忌避する与党自由民主党の政策を批判した²。これに対し、自由民主党のレナルト Lenard 議員は、労働党出身の VROM 大臣の集権的な政策を批判した。すなわち、プロンク Pronk 大臣（1998 – 2002）の下では市が自律的に政策を決定することがほとんどできず、また Alders アルデルス大臣（1989 – 1994）の下行われた大規模住宅地開発により開発された地域 VINEX-locatieこそ醜いもので、これが計画思想の帰結であると反論した³。

² Co Verdaas, 'Wie gaat dan wel iets aan de lelijkheid doen?', *Trouw*, 2006年3月14日

空間政策をめぐる対立の大枠は以上の議論に表れているとおり、国家による大規模計画と市への介入の是非とにある。2002年にVROM大臣の職は労働党から自由民主党の手に移り、「できるところは分権的に、必要なところは集権的に *decentraal wat kan en centraal wat moet*」を標語として、市に対する国家介入を避けるようになった。2004年に発表された、国家の空間政策の方針を示す覚書は、2001年に労働党の大臣の下で出された覚書から大きく方針が変わり、国家は空間政策の大筋だけ決めること、経済発展に力点を置くこと、が強調された。

この政権交代による政策転換とその背景にある党派対立とは、80年代半ば以来の空間行政の実態の変化にどのように対応していくか、をめぐる対立であった。以下、(1)で空間行政の実態の変化を説明し、(2)でそれによって生じた問題点を示す。

(1) 空間行政の実態の変化

戦後のオランダの空間行政は、深刻な住宅不足をいかに克服するかが課題であった。ここで、住宅の供給は、古い劣悪な住宅が並ぶ街区の刷新および都市の拡大によってなされ、その開発は、中央・地方政府による綿密な計画に基づいて行われた。そこでは、商業地の開発や住環境の整備といった課題よりも、第一に必要な戸数の社会住宅を供給することに力点が置かれることとなったのである。

開発資金は国家からの補助金が大部を占めていた。デベロッパーは、損失が出れば国家からの補填を受けられたため、開発リスクを負う必要がなかった。

³ Janmarc Lenards, 'Ruimtegebrek? Welnee, plaats zat in Nederland', *Trouw*, 2006年3月29日

しかし、80年代末から徐々に変化が起きる。政府は国からの補助金だけでなく、民間の投資に期待をするようになった。都市刷新のための補助金の割合は、それまでの35%から25%に削減され、また補助金の対象となる項目も限定された。97年には補助金の割合が25%から10%へと更に削減された⁴。また、第4次空間整序覚書（1988）では、民間の投資の必要が説かれ、その具体的な内容を記した追補 VINEX に関する議論の中で、開発におけるデベロッパーとの「費用回収 kostenverhaal」のための制度設計が必要であると主張されている⁵。資金調達を民間に依存するようになった背景には、とりわけ環境への配慮の必要によるコスト増と、財政緊縮の必要とがあげられよう。環境への配慮については、すでに80年代に土壌汚染の問題が表面化し、そのための調査・対策費で開発費がかさ上げされたことが指摘されている。その後、EU の環境規制が厳しくなっていくこともあり、環境問題は空間政策における重要な論点の一つとなった。

(2) 変化に伴って生じた問題点

開発資金の比重が民間に移ることで、いくつかの問題も生じてきた。まず、中央－地方関係が対立的になったことである。民間の開発を促すと、しばしば中央の規制と対立的になる。例えば、利益を追求すれば低所得者向けの社会住宅の割合を減らし、高級住宅を多く建設することになる。また、公園・緑地と行った利益の上がらない設備は敬遠される。問題は、仮に実際の開発が県・国というより

⁴ 都市刷新については、Dick Schulling, 'Stadsvernieuwing door de jaren heen', *Rooilijn*, Jaargang 40, nr. 3, 2007, pp. 158-165

⁵ Kamerstuk Tweede Kamer, 1993-1994, 23599, nr. 5

上位の政府の政策から逸脱していたとしても、その逸脱を是正させる手段が不明確かつ非常に複雑であったことである。労働党のプロンク大臣は、検査官に対して、違法建築に対してはいかなる手段もとるように、何もせずに譲歩するくらいならば手続を失する方がましである、と伝えたと報道されている⁶。労働党の大臣の下で国家が市へ介入しすぎたといわれる背景には、空間行政において中央－地方関係の権限の関係が不明確であったことにより、大臣が強引な手段をとらざるを得なかったという事情もあろう。

計画の法的拘束力の有無や計画間での優先順位をめぐる不明確さは、私人の権利保護の面でも問題であった。自分の所有地や居住地及びその周辺が、現在どのような計画に関わっているのかがわかりにくいためである。そして私人の権利保護の問題に拍車をかけたのは、旧空間整序法19条の定める適用除外の手続が事前公開手続を欠いていたことである。このいわゆる19条手続は、地区土地利用計画の定める利用目的に適合しない建物その他の計画実現のための適用除外を定めている。この手続により、第三者から見れば、地区土地利用計画から逸脱した計画が突然実施されることもあった。

問題はデベロッパーと自治体との関係の上でも生じていた。国からの補助金が削減されたことによって、これまでのように計画にかかる損失は埋め合わせられなくなった。デベロッパーもリスクを負わざるを得なくなったのである。そしてさらに、計画区域の公共財もデベロッパーに負担を負わせることになり、しかし利益に見合った負担を配分するための制度を欠いていたため、利益だけを享受する「フリーライダー」⁷の問題が浮上した。費用回収の制度設備が喫

⁶ 'Pronk: desnoods gaan we illegal bouwwerken slopen', *Trouw*, 1999年9月17日

緊の課題となったのである。

このような民間資本の参入による問題と併せて、30回にも及ぶ場当たり的な改正によって旧空間整序法は、法律そのものも煩雑かつ不明確になっていた。改正の機は熟していたのである。

2. 新空間整序法の成立

上に示した問題点は、解決されるべき課題として党派を超えて共有されていた。本章では、(1)で新空間整序法が政権交代にもかかわらず1998年以來の改正作業において連続性を持っていること、(2)で、にもかかわらず、改正に際して党派対立は存在したこと、(3)で新空間整序法が1. で示した問題にどのように応えているのか、を示す。

(1) 新空間整序法の沿革

旧空間整序法の大規模改正は、1998年の下院における提案にさかのぼる。これをうけて、2000年に当時の労働党のプロンク大臣によって議論覚書が出され、議会委員会と大臣のやりとりが続いた後、政権交代後の2003年5月に法案が下院に提出された。この間、改正の方向をめぐって議論が対立していたと言うよりも、漠然とした問題提起に過ぎなかった議論覚書を法案としてより具体的に練り上げる作業がなされていたと捉えるべきであろう。政府間の責任の

⁷ オランダの空間行政では、土地開発において相応の負担をせず利益だけを享受するアクターは「フリーライダー free riders」と通称されている。例えば土地開発に関する空間整序法改正案の覚書でもいかにして「フリーライダー」をなくすことが可能かについて繰り返し議論されている (Kamerstuk TK 2004-2005, 30218, nr. 3)

明確性、私人の権利保護、費用回収の制度整備、手続きの簡略化といった先に挙げた課題をいかに解決するのか、という点において、議会も大臣もほぼ同じ方向を向いていた。とりわけ政府間の責任の明確性については、当初国・県も法的拘束力を持つ地区土地利用計画を策定できる権限を持っているという点に批判が集中し、編入計画の導入によって責任を市の地区土地利用計画へ一元化する修正案が与野党を超えた議員によって提出されたのは（Kamerstuk TK, 2003-2004, 28916, nr. 28）大きな業績であった。2005年には土地開発に関わる法律が付け加えられ、2006年に上下両院で可決・成立した。

法案成立の大詰めとなる2006年2月8日の下院本会議においては、野党労働党のフェルダース議員が、「メディアの無関心によって [それは残念なことではあるが]、同僚と共に建設的にこの法律に取り組むことができた。（…）私はこの法律に満足している。空間管理を行う必要と、社会のダイナミズムによって計画通りには行かないが故に、柔軟でなくてはならないというリアリズムとの間のちょうどよいバランスが見いだされた。（…）また [手続きの] 迅速さと慎重さのバランスも見いだされた」と発言している（Handelingen Tweede Kamer, 2005-2006, nr. 47, p. 3113）。

もっとも議会において党派対立が存在しなかったわけではなかった。以下では顕著なものだけを簡単に挙げる。

(2) 新空間整序法制定における議会での対立点

新空間整序法案にもっとも強く反対したのは、環境政党のグリーン・レフトであった。法案のままでは自治体の権限が強すぎて、誘致の自治体間競争が生じ、不必要な自然破壊が起きる。それを避けるためには、上位の政府による保護が必要で、より集権的な制度設

計にすべきという (Kamerstuk TK, 2003-2004, 28916, nr. 7, pp. 4-6)。議会審議を通じて法案へ反対していたのはグリーン・レフトのみであり、審議中は他の野党に積極的に働きかけて翻意を促したがうまくいかなかった。もっとも、グリーン・レフトが強く主張した下院による国の空間政策に対する関与については、部分的に他の野党の賛同を得ることができ、一部実現した (新空間整序法2.3条3項、以下断りのない場合は新空間整序法の条文を示す)。

労働党の一技術的ではなく一政治的立場がもっとも表れたのは、土地開発をめぐる点においてであった。自由民主党などの他の大政党は、住宅のカテゴリーの指定は、開発計画にのみ示せばよく、地区土地利用計画への記載は不要だと捉えていたが、労働党は必要であると主張した。労働党が懸念していたのは、収益性の低い社会住宅が、経済利益の観点から計画実行の過程で減らされてしまうことであった。開発計画は柔軟性が高く、変更しやすいため、より手続的に複雑な土地利用計画へ記載することにより、低所得者層への住宅供給を確実にしようとしたのである (Kamerstuk TK, 2005-2006, 30218, nr. 6, p. 3)。最終的には自由民主党らと合意点を見つけ、住宅用建物の諸類型について、割合に関してだけは地区土地利用計画に記載してもよいという修正がなされた (3.1条1項)。

(3) 新空間整序法における技術レベルでの解決⁸

新空間整序法は、時代の変化に伴う問題にどのように応えたであ

⁸ この節は J. W. van Zundert, A. Ch. Fortgens, H. C. W. M Moesker en A. G. A. Nijmeijer, red. *Ruimtelijke bestuursrecht, Tekst & Commentaar 5^{de} druk*, Kluwer, 2008 および J. W. van Zundert red. *Wegwijzer Wro en Besluit ruimtelijke ordening*, Kluwer, 2008に負っている

ろうか。

まず、私人の権利保護についてである。新空間整序法では、旧空間整序法と同様に地区土地利用計画が、私人を法的に拘束する根拠として中心的な役割を果たす。旧空間整序法との大きな違いは、これまで地区の実態とかけ離れて有名無実化していた地区土地利用計画が、常にアップデートされなくてはならなくなったことである。まず、地区土地利用計画は市の全域について作成せねばならず（3.1条1項）、10年ごとに延長・更新される（同条2項、3項）。有名無実化の根源となっていた適用除外の旧法19条手続は、プロジェクト決定の手続に形を変えた（3.10条）。これは、事前公開手続を必要とし、更に変更できなくなってから1年以内にこれを反映した地区土地利用計画の原案を縦覧に供さなくてはならない（この複雑な手続が忌避されて直接地区土地利用計画を改正する方が好まれ、現在プロジェクト決定の手続は廃止されている）。

地区土地利用計画への集約という点に関しては、中央—地方関係についても顕著である。まず新空間整序法において地区土地利用計画は、市のみが策定する権限を持つ。そして県と国とはそれぞれ、一般規則（4.1条、4.3条）、事前的（4.2条、4.4条）／事後的指示（3.8条6項）、編入計画（3.26条、3.28条）という地区土地利用計画への介入手続を通じて空間政策を実現しなくてはならない。国と県とがそれぞれ作成する空間政策である構造ビジョン（2.2条、2.3条）は上記いずれかの方法によって、もしくは市議会の自発的な意思によって具体的に地区土地利用計画に記載されなければ、遂行できないのである。新空間整序法が以前に比べて分権的になったか否かは一概に言えない。手続が明確かつ簡略になったことにより、国と県とが市に介入しやすくなったのは確かであるが、その一方で両者がともに法的拘束力を持つ計画を独自に立てることはできず、地

区土地利用計画への介入という形でしか行えないという点、そしてそれまで地区土地利用計画の発効のために必要であった県の許可が不要になった点では分権的である。

手続の簡略化については、原告適格の制限、出訴期間の短縮など、裁判手続が顕著である。とりわけ、原告適格は旧空間整序法の下での改正ではあるが、客観訴訟として公益のために原告適格の制限なく訴訟を起こせる（*actio popularis*）手続であったのが、原告適格が法律上の利益を有する者に限定されたのは大きな変更点であった。

さらに、本書の訳では反映されていない2010年10月1日発効の改正新空間整序法では、施行・解体などの許可申請の手続が「生活環境許可 *omgevingsvergunning*」の申請手続に一本化されるなど、手続の簡略化はさらに進展しているといえよう。

民間による出資に関しては、土地開発に関する6.12条以下で詳細に規定されている。ここで、費用回収に際して問題となっていたフリーライダーを防ぐための手続が整備された。まず開発計画の作成が強制となり、そこに記載された開発分担金を払わなければ、建設許可の所持者は建設を開始することができない（6.17条）。開発計画作成の前には、交渉の余地が広い開発に関する契約をすることができるが（6.24条1項）、それが合意に至らなかった場合は市議会あるいは市議会から委任された市長および助役によって開発計画が作成され、それに基づいた契約しか結ぶことができない（同条2項）。建設許可を所持していながら開発分担金を支払わなければ、支払い期限の1ヶ月後に強制的に徴収される（6.21条2項）。また収用法に基づいて、地区土地利用計画を根拠に収用することができる（収用法77条1°）。費用回収できる費用の種類については、政令で限定列挙されている（6.13条8項、空間整序施行規則 Bro

6.2.3条、6.2.4条、6.2.5条)。その範囲は、環境・考古学的調査、整地、道路、公園、遊具や芸術品など多岐にわたっている。

おわりに

水と緑とが豊かなオランダが、今後どのような景色に変化し、あるいは変化しないでいるのか。過剰な開発を危惧する声がある一方で、これまであまりにも経済発展が空間行政から無視されてきたという意見もある。このように空間政策の方向性をめぐっては対立が存在しているが、空間行政の手続的な側面から見れば、新空間整序法の制定過程が示すとおり、民間資本による開発と、空間政策実施のためのより迅速な手続とが既定路線となっていることは、ほとんどの政党が合意するところであったといえよう。新空間整序法がオランダをどう変えていくのかは、今後の進展によって示されるであろう。

第3部

空間整序法全訳

(本文が2010年2月10日において有効)

空間整序に関する新規定を含む 2006年10月20日の法律（空間整序法）

我、ベアトリクス、神の恩寵により、オランダ王室女王、オラニエーナッソー王室皇女等々…

これを読み、若しくは読み上げられるのを聞く全ての者に敬礼。ここに以下を公布する。

かくのごとく、持続的な空間の質の向上を目指して、地区土地利用計画（bestemmingsplan）の地位強化、空間政策の効率及び効果の増進、空間規制の簡略化のために、空間整序に関する新たな規定を設けることが望ましい旨を考慮した。

したがって、国務院に諮詢し、議会との公共的な協議をした上で、ここに以下を承認し、了解するとともに、我も同様に承認し、了解する。

第1章 総則

第1.1条

1. 本法及び本法に基づく規定における用語の定義は、次のとおりである。
 - a. 主務大臣（Onze Minister）：住宅・空間整序・環境大臣
 - b. 査察官（de inspecteur）：主務大臣の決定によって、その指名を受けた公務員

- c. 施工許可 (aanlegvergunning) : 第3.3条 a に定める許可
 - d. 解体許可 (sloopvergunning) : 第3.3条 b に定める許可
 - e. 準備決定 (voorbereidingsbesluit) : 第3.7条に定める決定
 - f. プロジェクト決定 (projectbesluit) : 1つ又は複数の建設工事 (bouwwerken)、建設工事 (bouwwerken) ではない作業 (werken) 又は活動 (werkzaamheden)、若しくはこれに属する使用 (gebruik) を含むことがあり、かつ、有効な地区土地利用計画から逸脱するプロジェクトの実現のためにこの地区土地利用計画を適用外とすることを内容とする決定
2. 本法及び本法に基づく規定における用語の定義には、次のものも含まれる。
- a. 土地 (grond)、複数の土地 (gronden) 又は区域 (gebied) : 異なる高度における地下及び地上。これには、水域、領海および排他的経済水域も含む。
 - b. 地区土地利用計画の確定 (vaststellen) : 地区土地利用計画の改訂 (herzien)

第2章 構造ビジョン (structuurvisie)

第2.1条

1. 市議会は、市の領域全体における適切な空間整序のために、1つ又は複数の構造ビジョンを確定する。この構造ビジョンは、その領域で意図されている開発についての概略、ならびに市が実施する (voeren) 空間政策の要点を含む。さらに、構造ビジョンは、議会がこの開発の意図を実現させる提案を行う方法についても論述するものとする。

2. 市議会は、市の空間政策の（機能別の：訳者注）局面のために、構造ビジョンを確定することができる。この構造ビジョンは、その局面について意図されている開発についての概略を含む。さらに、構造ビジョンは、議会がこの開発の意図を実現させる提案を行う方法についても論述するものとする。
3. 市議会は、隣接する市の議会と共同して、これらの市の領域に属する区域について構造ビジョンを確定することができる。

第2.2条

1. 県議会は、県の領域全体における適切な空間整序のために、1つ又は複数の構造ビジョンを確定する。この構造ビジョンは、その領域で意図されている開発についての概略、ならびに県が実施する空間政策の要点を含む。さらに、構造ビジョンは、県議会がこの開発の意図を実現させる提案を行う方法についても論述するものとする。
2. 県議会は、県の空間政策の局面のために、構造ビジョンを確定することができる。この構造ビジョンは、その局面について意図されている開発についての概略を含む。さらに、構造ビジョンは、県議会がこの開発の意図を実現させる提案を行う方法についても論述するものとする。
3. 県議会は、隣接する県の議会と共同して、これらの県の領域に属する区域について構造ビジョンを確定することができる。

第2.3条

1. 主務大臣は、関係する大臣の同意を得て、全土における適切な全国空間整序のために、1つ又は複数の構造ビジョンを確定する。この構造ビジョンは、その領域で意図されている開発についての概略を含む。さらに、構造ビジョンは、主務大臣がこの開発の意図を実現させる提案を行う方法についても論述するものとする。
2. 主務大臣又は関係する大臣は主務大臣の同意を得て、国の空間政策の中で（社会資本整備、自然・農業、国防、経済等の：訳者注）各自の政策分野に属する局面のために、構造ビジョンを確定することができる。この構造ビジョンは、その局面について意図されている開発についての概略を含む。さらに、構造ビジョンは、主務大臣又は関係する大臣がこの開発の意図を実現させる提案を行う方法についても論述するものとする。
3. 第1項及び第2項に定める構造ビジョンの確定は、主務大臣又は関係する大臣が主務大臣の同意を得て、意図されている構造ビジョンの構成の論述を議会下院に提出し、かつ下院がこの論述について公開の審議を行うまで開始されない。下院が、意図されている構造ビジョンの論述について公開の審議を行うことを4週間以内に決定しない場合、構造ビジョンの確定を開始することができる。主務大臣又は関係する大臣は主務大臣の同意を得て、この審議に付随させる結論について、下院に書面で通知を行う。
4. 構造ビジョンの実現は、主務大臣又は関係する大臣がそれを議

会に送付してから8週間を経るまで開始されない。議会両院により、又はその代理として、構造ビジョンの送付から8週間以内に、このビジョンについて公開で審議を行いたい旨が通知される場合、構造ビジョンの実現はその送付から6か月、又は審議がこれより早い時点で終了した場合はその審議から6か月を経るまで開始されない。主務大臣又は関係する大臣は、この大臣が国の空間政策のために審議に付随させる結論について、議会に書面で通知を行う。

第2.4条

1. 構造ビジョンを確定する決定の通知は、電子的な手段によっても行われる。
2. 政令により、又は政令に基づいて、構造ビジョンの準備、様式 (vormgeving)、構成 (inrichting) 及び公開方法 (beschikbaarstelling) に関する規則を定めることができる。

第3章 地区土地利用計画 (bestemmingsplan) ・ 編入計画 (inpassingsplannen)

第3.1節 地区土地利用計画の内容に関する規定

第3.1条

1. 市議会 (gemeenteraad) は市 (gemeente) の全域について1つ以上の地区土地利用計画を確定し、そのなかで、適切な空間整序 (ruimtelijke ordening) のために計画の対象となる土地の利用目的を指示し、その利用目的を考慮して規則を定める。

この規則はいかなる場合も土地の利用及びそこに存在している建設工事の利用に係る規則と関連する。これらの規則が住宅用建物の諸類型（woningbouwcategorieën）に関するもっぱら計画区域に関係した百分率にかかわっている場合、これらの規則は計画の中で記載された利用目的の実行可能性のために射程を広げる（strekken）こともできる。

2. それを考慮して制定された規則も含めて、土地の利用目的は、地区土地利用計画の確定日から起算して10年の期間以内にそのたびごとに新たに確定される。
3. 地区土地利用計画の中で指示された利用目的及びそれを考慮して定められた規則が適切な空間整序に適合的である、と市議会が判断する場合、そのたびごとに、市議会は第2項にかかわらず、その項で定められた10年の期間を10年でもって延長することができる。一般行政法第3:42条に加えて、市長及び助役は延長の決定の公告（kennisgeving）も官報において、加えて電子的手段を通じてこれをなす。
4. 第2項、第3項に言及された10年の期間の終了以前に、議会が新たな地区土地利用計画の確定、若しくは延期決定をどちらもなさなかった場合、その時点の後に市政府（gemeentebeestuur）議会によって又は市政府のために認められた、地区土地利用計画に関連する役務を理由として手数料（rechten）を徴収する権限（bevoegdheid）は失効する。
5. 第2項で規定された期間が過ぎたことに関し、市長及び助役

(burgemeester en wethouders、市執行部：訳者注)は、文書の通知 (mededeling) をなす。市長及び助役はそのなかに最も新しく土地の利用目的が指示された地区土地利用計画をつけてこの通知を何人にも市事務局を通じて縦覧に供する。一般行政法第3:12条第1項も準用される。縦覧について、通知が官報でも、さらに電子的な手段を通じてなされる。

第3.2条

地区土地利用計画において、暫定的な利用目的を指示することができ、これを考慮して暫定的な規則が定められる。暫定的な利用目的はここにおいて定めている最長5年の期間を通じて適用される。

第3.3条

地区土地利用計画で対象となる土地が計画において定められた利用目的の実現 (verwezenlijking) のために不適切になるのを予防し、又はその計画に基づいて実施された利用目的を維持し保護するために、市長及び助役 (市執行部：訳者注) の許可なしで、又はその許可にかかわらず、その計画で指定されている区域の中で以下のことをなすことの禁止を地区土地利用計画に定めることができる。

- a. 建設工事 (bouwwerken) ではない、定められた作業 (werken) 又は活動 (werkzaamheden) を実施すること。
- b. 建物を解体する (slopen) こと。

第3.4条

計画から逸脱した使用に関連する土地である限り、近い将来に実現するのに必要だとみなされるものに関しては、1つ以上の部分を地区土地利用計画に指示することができる。

第3.5条

そこに存在する建設工事 (bouwwerken) が同じかほとんど同じ建物マス (bouwmassa) の同類の一連の建物に改修され、又は建て替えられなくてはならない区域は、地区土地利用計画において指示することができる。この改修又は建て替えが実現されない限り、この建物の使用は計画から逸脱しているとみなされる。

第3.6条

1. 計画において定めている規則を遵守して、市長及び助役（市執行部：訳者注）が以下のことをなすことを地区土地利用計画において定めることができる。
 - a. 計画で定めている制限 (grenzen) の範囲内で計画を修正することができること。
 - b. 計画を具体化 (uitwerken) しなくてはならないこと。
 - c. 計画で指定している規則の適用除外 (onthefing) を認めることができること。
 - d. 計画で範囲が定められた (omschrijven) 項目又は部分に関連してより詳細な要求を定めることができること。
2. 第1項 a. で規定されたような修正権限は、第1項 b. で規定されている具体化義務を含むことができる。
3. 第1項 a. 又は b. に規定された修正又は具体化は計画の一部を構成し、地区土地利用計画がいまだ具体化されていない限り新しい修正又は具体化によって取って代わることができる。
4. 第1項 c. に規定された適用除外 (onthefing) は条件付きで認

可することができる。適用除外には付加規定 (voorschriften) を伴うことができる。

5. 利害関係者は第1項で規定された、提案された適用除外又はより詳細な条件について意見を提出する機会が与えられる。一般行政法3:12条で規定された公告 (kennisgeving) が電子的手段を通じてもなされ、これに付随する文書が電子的手段を通じても利用可能にされ、市長及び助役 (市執行部：訳者注) が遂行又は修正決定についての縦覧期間の終了後8週間以内に決定をなし、遂行又は修正の確定の決定の公告 (kennisgeving) が電子的手段を通じてもなされるという条件で、遂行あるいは修正の準備には、一般行政法第3.4節が準用される。
6. 政令 (algemene maatregel van bestuur) において適用除外の譲渡可能性 (overdraagbaarheid) についての規則を示すことができる。

第3.2節 地区土地利用計画の手続についての規定

第3.7条

1. 市議会は地区土地利用計画が準備されることを宣言する (verklaren) ことができる。
2. 準備決定においてどの区域が適用されるのか、何日付で発効するのかが定められる。
3. 準備決定において指示された区域が計画において定められた利

用目的の実現のためにより不適切になることを予防するため、第3.3条も適用することができる。

4. 準備決定において指示された区域が計画において定められた利用目的の実現のために不適切になることを予防するため、決定においてそこにおいて指示された土地又は建物の利用を修正することが禁止されることも規定することができる。ここにおいて、市長及び助役（市執行部：訳者注）がその禁止について適用除外を認めることができることも、準備決定において定められている規則の範囲内で規定することができる。
5. 発効した日の翌日から1年以内に地区土地利用計画の原案が縦覧に供されない場合、準備決定は失効する。準備決定は、その準備決定が準備していた地区土地利用計画が発効した時点で失効する。
6. 第5項第1文にかかわらず、プロジェクト決定で言及された期間の間にそのプロジェクト決定が編入される地区土地利用計画の原案が縦覧に供されない場合、そこにおいて第3.13条第2項で定められたプロジェクト決定に含まれた区域に関連している限り、準備決定は失効する。
7. 準備決定は、この決定が縦覧に供されることによって公布される。一般行政法第3:42条が準用される。準備決定について官報においても、さらに電子的な手段を通じても通知がなされる。
8. 政令において若しくは政令に基づいて、準備決定の様式

(vormgeving)、構成 (inrichting)、公開方法 (beschikbaarstelling) に関して規則を定めることができる。

第3.8条

1. 地区土地利用計画の準備には、一般行政法第3.4節が以下の条件で準用される。
 - a. 一般行政法の第3:12条に規定されている公告 (kennisgeving) が官報にも掲載され、さらに電子的な手段を通じてなされ、決定原案が、ここに付随する文書とともに、電子的な手段でも利用可能にされること。
 - b. 第1項 a. に規定されている公告がそこで規定された電子的手段を通じた掲載と同時に、その計画の念頭にある利益の促進に責任のある国及び県の部局、関連する治水委員会及び決定に際して利害関係をもつ市の政府に送付されること。
 - c. ある土地が近い将来の利用目的の実現のために計画原案の中で指示される場合、公告は土地登記簿 (basisregistratie kadaster) の中でその土地の所有者として、又はその土地の制限物権者 (beperkt gerechtigde) として示されている者にもなされること。
 - d. 何人もその原案について市議会に意見を提出することができること。
 - e. 地区土地利用計画の確定について縦覧期間の後12週間以内に市議会が決定をなすこと。
2. 地区土地利用計画の原案が、(国・県からの、訳者注) 指示にその根拠が存在していて、その指示に具体的に場所 (locatie) が指定されており、そこからの逸脱が不可能である限り、意見

は当該計画に関するものであってはならない。

3. 地区土地利用計画の確定の決定の公布（bekendmaking）は確定の後2週間以内になされる。市長及び助役（市執行部：訳者注）は地区土地利用計画の確定の決定の公告を官報にも掲載し、さらにこれを、電子的手段を通じてなす。市長及び助役（市執行部：訳者注）は前の文に規定された公告を電子的な手段を通じて第1項b.に規定された部局と行政機関とも送付し、これに付随する文書とともに決定を電子的な手段を通じて利用可能にする。一般行政法第3:1条第1項b.にかかわらず、地区土地利用計画の確定の決定に一般行政法第2:40条、第3:42条、第3:43条、第3:45条及び第3.7節が準用される。
4. 県執行部又は査察官（inspecteur）によって意見が申し立てられ、かつその意見が十分に反映されなかった場合、又は地区土地利用計画の確定において市議会がその中に県執行部又は査察官の意見に基づいてではなく、原案について修正をもたらす（aanbrengen）場合、第3項にかかわらず、地区土地利用計画の確定の決定は確定の後6週間公示される。そのような場合、市長及び助役（市執行部：訳者注）は確定のあと遅滞なく電子的手段を通じてその議会決定を県執行部と査察官それぞれに送付する。
5. 地区土地利用計画の確定の決定は第6項が準用されない限り、出訴期間の終了の翌日付で発効する。
6. 第4項で規定された要件（voorwaarden）が満たされる場合、

県執行部と主務大臣はそれぞれもう一方に帰属する将来の権限（第8.2条の行政裁判所への抗告を指す、訳者注）を侵害せず、確定された地区土地利用計画のそれに関する部分に関係のあるその項に言及されている期間以内に市議会に、第4.2条第1項、第4.4条第1項 a.にそれぞれ規定されているような指定を与えることができ、その部分はそれが確定されたような地区土地利用計画を構成する部分ではもはやなくなる。第4.2条第2項から第4項、第4.4条第2項から第4項はそれぞれこの指定に準用されない。県執行部と主務大臣はそれぞれ声明の中で、それらに帰属するその他の権限の行使では、関連する県と全国の利益をそれぞれ県と国が守ることを妨げることとなる、決定において根拠となる事実、状況、考慮を示す。地区土地利用計画の確定の決定はその場合、その部分の排除とともにその指定の決定と合わせて公布される。第4項に言及された期間はこれに一週間延長がなされる。指定の決定が再抗告不能となつてすぐにその部分の確定決定は失効する。

7. 第6項に定める指定の決定については、指定の決定に関わる地区土地利用計画の一部に関して意見を提出した者、又は確定の申請を行った者に対して、通知（mededeling）を行う。

第3.9条

1. 第3.8条は地区土地利用計画の確定の申請を却下するのには準用されない。
2. 第1項に規定された却下にあたって、市議会は可及的速やかに、ただし、いかなる場合にも申請の受領後8週間以内に決定

をする。

第3.2a節 地区土地利用計画の変更又は具体化の手續に関する規定

第3.9a条

1. 一般行政法第3:12条に定める公告は電子的な手段によっても行われること、決定案及びこれに付随する文書は電子的な手段を通じてもなされ、市長及び助役（市執行部：訳者注）は縦覧に供する期間の終了から8週間以内に具体化又は変更に関して決定を行うことを条件に、地区土地利用計画の変更又は具体化の準備においては、一般行政法第3.4節を適用する。地区土地利用計画の変更又は具体化を確定する決定については、第3.8条第3項を準用する。
2. 確定する地区土地利用計画の変更又は具体化に関する申請に対する却下に関しては、第1項は適用されない。
3. 第2項に定める却下については、市長及び助役（市執行部：訳者注）は可及的速やかに、しかしそれぞれの場合に申請を受領して8週間以内に、決定する。
4. 地区土地利用計画の変更又は具体化の確定の決定は、抗告期間の終了の翌日から発効する。

第3.3節 地区土地利用計画確定に先行するプロジェクト決定に関する規定

第3.10条

1. 市議会は市の利益となるプロジェクトの実現のためにプロジェクト決定 (projectbesluit) をなすことができる。
2. 決定にはプロジェクトの十分な空間的根拠づけを含む (bevat-ten)。
3. プロジェクトの区域に関する類型ごとの割合に、もっぱら適用される住宅の諸類型の付加規定と規制 (voorschriften en beperkingen) がかかっている場合、その決定には付加規定と規制を結びつけることができ、それらは加えて計画が実行可能であるように射程を広げる (strekken) ことができる。
4. 市議会は第一項で規定されている権限を市長及び助役 (市執行部：訳者注) に委任することができる。

第3.11条

1. プロジェクト決定の準備には、一般行政法第3.4節が以下の場合に準用される。
 - a. 一般行政法第3.12条で規定されている公告 (kennisgeving) は、官報にも掲載され、さらに電子的な手段を通じてなされるのであり、原案はこれに付随する文書とともに電子的な手段で利用可能にされる。
 - b. 第1項 a.のもとで規定されている公告 (kennisgeving)

は、そこで規定されている電子的な手段での掲載と同時に、決定のなかで議題となっている (in het geding zijn) 利益の促進に責任がある (belast zijn) 国及び県の部局、関連する治水委員会、そして決定に際して利害関係をもつ市政府に送付される。

- c. 公告 (kennisgeving) は同時に、土地台帳登記簿 (kadastrele registratie) に、決定の原案の中に含まれた土地の所有者として、又はその土地に制限物権者として示されている者に、なされる。
- d. 決定の原案について、何人も意見を提出することができる。
- e. 閲覧期間の後12週間以内にプロジェクト決定の確定について決定がなされる。

- 2. 第3.8条第2項から第6項は、この諸項で‘地区土地利用計画’、‘地区土地利用計画の確定の決定’、‘確定された地区土地利用計画’、‘決定内容の確定’に置き換えて、つねに、プロジェクト決定と読み換えられる場合にも準用される。

第3.12条

- 1. 第3.11条はプロジェクト決定を求める申請 (aanvragen om-) の却下には準用されない。
- 2. 第1項に規定されている却下にあたって、市議会は可及的速やかに、ただし、遅くとも申請の受領後8週間以内に決定をする。

第3.13条

1. プロジェクト決定が再抗告不能となった (onherroepelijk) 後一年以内に市長及び助役 (市執行部：訳者注) はそのプロジェクト決定に基づいた地区土地利用計画の原案を閲覧に供する。
2. プロジェクト決定において、第1項で言及された期間は以下の場合に延長することができる。
 - a. その決定がなされた時点で地区土地利用計画へのプロジェクトの編入が第3.1条第2項に従った確定と一緒に生じることが妥当な (aannemelijk) 場合、最大2年間。
 - b. その決定がなされた時点で地区土地利用計画へのプロジェクトの編入が、隣接した土地又は同じく地区土地利用計画を具体化するのに関係した土地に関するあるプロジェクトの計画 (plan) への編入と同時に生じることが妥当な場合、最大4年間。
3. 第1項にかかわらず、市議会はプロジェクト決定が再抗告不能となった後1年以内に第3.38条を適用させることができる。
4. プロジェクト決定に関係した、市政府によって又は市政府のために認められたサービスのために手数料 (rechten) を徴収する権限は、計画がその中であてはめられるところの地区土地利用計画若しくは保全条例 (beheersverordening) が確定される時点まで保留される。その権限は、地区土地利用計画若しくは保全条例が、第1項に定められ、場合によっては第2項に基づいて延長され、それぞれ第3項で規定された期間の期限が切れた後6か月以内に確定されなかった場合、失効する。

第3.14条

地区土地利用計画の原案が第3.10条で規定されたように、プロジェクト決定に根拠が存在し、かつこの計画が第3.13条第1項、第2項で規定された期限内に閲覧に供される限りにおいて、意見はプロジェクト決定に根拠をもつ地区土地利用計画原案のその部分と関係をもたないでよい。

第3.15条

第3.13条と第3.14条のなかで、「地区土地利用計画」とは、第3.6条第一項柱書、b.に規定された地区土地利用計画の具体化（uitwerking）を含む。

第3.4節 地区土地利用計画の実施と逸脱に関する規定

第3.4.1款 施工許可（aanlegvergunning）

第3.16条

1. 施工許可は以下の場合にのみ却下（weigeren）され得、また却下されなくてはならない。
 - a. 工事（werk）又は作業（werkzaamheid）が、地区土地利用計画、編入計画、これらの計画に含まれるプロジェクト決定、又はそのような計画に基づいて定められた条件、保全条例、ここに含まれた第3.40条、第3.41条、又は第3.42条において規定された決定、又は準備決定に違反する場合。
 - b. 工事又は作業のために、1988年史跡法（Monumentenwet 1988）、県又は市の史跡条例に基づいて許可が必要で、これが許可されない場合。

- c. 工事又は作業が、第4.1条第3項に規定された条例において又は基づいて、又は第4.3条第3項に規定された政令において又は従って定められた規則に違反する場合。
2. 許可は条件付きで認めることができ、許可には付加規定（voorschrift）を結び付けることができる。
3. 許可が、1988年史跡法に規定されているような保護された都市的又は村落的景観、又は考古学的に配慮すべき区域と関係している場合、市長及び助役（市執行部：訳者注）は公布の後ただちに決定の写し（afschrift）を国の考古学・文化的景観・史跡局に対して、又は、同局及び県執行部のそれぞれに対して、送付する。
4. 許可は第8.4条第3項に規定されていることを侵害せずに、それが公布された日の翌日から7週間目付けで発効する。
5. 政令において施工許可の譲渡可能性に関して規則が定められる。

第3.17条

1. 工事又は作業が暫定的な利用目的又は暫定的な利用規則（gebruiksregel）に基づいてのみ認められる場合、市長及び助役は、地区土地利用計画において利用目的の継続期間に関して規定されたところに基づいて、その期間の終了と同時に工事又は作業を引き上げ又は中止しなくてはならないか、他の方法で地区土地利用計画と適合させなくてはならない期間を定める。

2. 第1項で定められた期間の期限切れの後、権利をもつ者又は権利を受け継いだ者は、随意で工事又は作業を引き上げ又は終了するか、地区土地利用計画に適合させる義務がある。

第3.18条

1. 市長及び助役（市執行部：訳者注）は施工許可の申請に関して申請の受領の日の後6週間以内に裁決（beslissing）をする。
2. 第1項にかかわらず、許可を却下する根拠がない場合、以下の場合に市長及び助役（市執行部：訳者注）は裁決を持ち越すことができる。工事又は作業が実施されるであろう区域について、申請の受領の日の前に、
 - a. 準備決定が施行されている場合。
 - b. 地区土地利用計画の原案が縦覧に供されている場合。
 - c. 第4.1条第5項又は第4.3条第4項に定める宣明が宣言される場合。

第3.7条第3項を準用して規定がなされる施工許可の申請に関する裁決は保留されない。
 - d. 地区土地利用計画が確定された場合。
 - e. 地区土地利用計画が確定の後に公布された場合。
3. 保留は以下の時点まで継続する。
 - a. 準備決定が第3.7条第5項若しくは第6項に基づいて失効する時点。
 - b. 第3.8条第1項e.に基づいた地区土地利用計画の確定の期間が超過した時点。
 - c. 第3.8条第3項、第4項若しくは第6項に基づいた確定の後、

- 地区土地利用計画の公布の期間が超過した時点。
- d. 地区土地利用計画が施行される時点。
 - e. 第4.1条第5項若しくは第4.3条第4項に言及されている期間が超過した時点。
 - f. 第4.1条に定める条例又は第4.3条に定める政令が施行された時点。
4. 第2項にかかわらず、工業又は作業が準備中の地区土地利用計画に違反しない場合、施工許可を許可することができる。
5. 第1項にかかわらず、許可を却下する根拠がなく、その保護のために射程を広げた地区土地利用計画や保全条例（土地利用計画が策定されていない地域に適用される条例：訳者注）が有効でない、1988年史跡法に定める保護された都市的又は村落的景観に属する区域における作業又は活動に申請がかかっている場合、市長及び助役（市執行部：訳者注）は裁決を保留する。
6. 第5項に定める保留は、1988年史跡法の第36条に基づいて確定する地区土地利用計画又は保安条例が施行されるまで継続する。
7. 工事又は作業が準備段階にある保護された都市的又は村落的景観の保護のために射程を広げている地区土地利用計画、その中に含まれるプロジェクト決定に違反しない場合、第4項を侵害せずに、市長及び助役（市執行部：訳者注）は第5項にかかわらず、施工許可を許可することができる。決定する前に、市長及び助役（市執行部：訳者注）は国の考古学・文化的景観・史

跡局に意見を求める（horen）。

第3.19条

市長及び助役（市執行部：訳者注）は以下の場合に施工許可を撤回（intrekken）することができる。

- a. 不正な又は不完全な申請書の結果許可が許可されたと判明した場合。
- b. 許可の日付の後、許可に明記した期間の間に、活動が始められていない場合。
- c. 許可の中で明記された期間より長い間活動が中断されている場合。
- d. そのもとで許可が認められた条件、又は許可に結び付けられた付加規定に違反して行動された場合。

第3.4.2款 解体許可（sloopvergunning）

第3.20条

1. 第3.3条に規定された解体許可は、以下の解体においては必要とされない。
 - a. 住宅法（Woningwet）第3編（titel）第2章に基づいて市長及び助役（市執行部：訳者注）の通告（aanschrijving）に従う解体。
 - b. 住宅法第43条に即した建設許可（bouwvergunning）が必要とされない建物の解体。
2. 解体される建物の代わりに建物を建てる（oprichten）ための建設許可がされ得、しかしこの許可がまだ申請されていない場

合には、解体許可を却下することができる。

3. 解体許可は以下の場合には却下されなければならない。
 - a. 1988年史跡法又は県又は市の史跡条例に従う許可が建物の解体に要求され、そうした許可が与えられ (verlenen) ていない場合。
 - b. 解体が第4.1条第3項に規定された条例 (verordening) 又は第4.3条第3項に規定された政令によって、またはこれらに基づいて、定められた (stellen) 規則に違反している可能性がある (zou) 場合。
4. 市長及び助役 (市執行部：訳者注) は申請を受理した日から12週の期間内に解体許可の申請について裁決を行うものとする。1988年史跡法に規定されている保護された都市又は村落的景観に属するプレハブ式移動住宅 (woonkeet) や構造物にそれぞれ許可が関連しているならば、市長及び助役 (市執行部：訳者注) は、公布と同時に、又は公布後可及的速やかに裁決を査察官及び国の考古学・文化的景観・史跡局にそれぞれ通知をなす。
5. 第4項にもかかわらず、建物が解体される場所 (plaats) に建てられる建物の建設許可が申請されている場合には、その (建設許可) 申請についてなお再抗告不能の裁決がなされていなければ、市長及び助役 (市執行部：訳者注) は解体許可に関する裁決を保留する (aanhouden) ことができる。その保留は施工許可の申請に関する再抗告不能の裁決がなされるまで続くものとする。

6. 解体許可は条件付きで与えられ得 (verlenen)、それには付加規定を結び付けることができる。
7. 第8.4条第3項にもかかわらず、解体許可が公布された翌日から7週目付けで、解体許可は発効する。
8. 解体許可の譲渡可能性に関する規則は、政令によって定められる。

第3.21条

市長及び助役（市執行部：訳者注）は解体許可を撤回することができる。第3.19条が準用される。

第3.4.3款 適用除外 (ontheffingen)

第3.22条

1. 市長及び助役（市執行部：訳者注）は、暫定的な必要性を考慮して、一定の期間、地区土地利用計画の適用除外を許可することができる。その期間は5年を超えて (belopen) はならない。適用除外には付加規定を結び付けることができる。
2. 地区土地利用計画に定められている利用目的の保護のための利益 (interest) が、第1項に規定されたいかなる暫定的な適用除外とも整合 (zich verdragen met-) しない場合には、地区土地利用計画において本条の適用を除外 (uitsluiten) することができる。

3. 第1項に定められた期間の終了後には、適用除外を許可された本人又はその一般的権利継承者（rechtsopvolger onder algemene titel）は、地区土地利用計画に一致していない状態（situatie）から本来の（oorspronkelijke）状態（toestand）に回復させる（herstellen）か、又は同計画と一致する状態に変更するかのをいずれかを選択することを義務付けられるものとする。
4. 暫定的な適用除外を許可するうえで遵守されねばならない規則を政令において定めることができる。さらに、政令において又は基づいて暫定的な適用除外の様式、構成、公開方法について定めることができる。

第3.23条

1. 市長及び助役（市執行部：訳者注）は、政令において又は基づいて指定された場合については、地区土地利用計画の適用除外を認めることができる。
2. 適用除外を条件付きで認めることができる。適用除外には付加規定を結び付けることができる。
3. 政令において、適用除外が認められる前に、遵守されなくてはならない規則を定めることができる。政令において又は基づいて、適用除外の譲渡可能性に関する規則の様式、構成、公開方法について定めることができる。

第3.24条

1. 市長及び助役（市執行部：訳者注）は、第3.22条又は第3.23条

に規定された適用除外の申請の受領から4週間以内に第3項を適用するものとするかどうかの裁決を行うものとする。

2. 第3項を適用しない決定がなされる場合には、適用除外は却下されるものとする。
3. 市長及び助役（市執行部：訳者注）が縦覧（terinzagelegging）期間の終了から4週間以内に裁決するという条件で、第3.22条又は第3.23条に規定された適用除外に関する決定の準備について、一般行政法第3.4節が適用されるものとする。第3.22条又は第3.23条に規定されている適用除外の決定及び決定原案の公告（kennisgeving）は電子的手段を通じてもなす。
4. 第8.4条第3項の条項にもかかわらず、適用除外が公布された日から7週目付けで適用除外は発効するものとする。

第3.25条

プロジェクト決定を含む地区土地利用計画又は編入計画、保全条例、第3.40条、第3.41条又は第3.42条に定める決定、第4.1条第1項に定める県の条例、又は第4.3条第1項に定める政令にかかわらず、以下の規則は、以下に関する場合には、適用されないものとする。

- a. 住宅法第43条第1項に従った建設許可が必要とされない建物の施工
- b. 住宅法第43条第1項 c. に規定されている政令において定められた付加規定を満たす建設工事及び立置（standplaatsen）の利用

第3.5節 県及び国による編入計画とこれに先行するプロジェクト決定

第3.5.1款 県の編入計画とプロジェクト決定

第3.26条

1. 県の利益に関わる (sprake zijn van) 場合には、県議会 (provinciale staten) は、当該市議会に意見を求めた後、その土地の地区土地利用計画を確定するための市議会の権限を排除して、当該土地の編入計画を確定することができる。
2. 「地区土地利用計画」が「編入計画」と、「市政府 (gemeentebestuur)」が「県執行部 (provinciaal bestuur) と読み換えられ、さらに第3.1節と第3.2節に関して、県議会が市議会に置き換わり (in de plaats treden)、また県執行部 (gedeputeerde staten) が市長及び助役 (市執行部：訳者注) に置き換わるという条件で、第3.1節及び第3.2節が準用される。
3. 編入計画はそれに関連する1つ又は複数の地区土地利用計画の一部を構成するものと見なされる (achten)。
4. 第1項に規定された決定において、県議会は、第3.4.1款及び第3.4.2款に関連して第3.3条、又は第3.6条第1項、若しくは第57条を除く住宅法第4章第1節に規定された権限と義務について、県執行部が市長及び助役 (市執行部：訳者注) に置き換わるものとするを定めることができる。県執行部は、登記簿 (openbaar register) への記載 (aantekening) のために、

住宅法第57条に規定された必要な資料 (gegevens) を市長及び助役 (市執行部：訳者注) に提供する (verstrekken)。県議会が第3.3条に規定された権限と義務に関して第1文を適用した場合には、市長及び助役 (市執行部：訳者注) の権限を排除して第3.4.3款に定められた権限も県執行部によって履行されるものとする。県執行部は、第1文及び第2文に規定された権限を適用してなされた処分 (beschikking) の写しをただちに市長及び助役に提出するものとする。

5. 県議会は、当該土地に関する地区土地利用計画を確定する市議会の権限の排除がいつまで継続されるかその終了時点について、その時点が第3.1条第2項に規定された10年の期間内に置かれるという条件で、確定の決定 (vaststellingsbesluit) に定めるものとする。

第3.27条

1. 県議会は、市議会に意見を求めて、県の利益となるプロジェクトの実現に関するプロジェクト決定を行うことができる。
2. 第3.10条から第3.14条及び第3.26条の第4項ならびに第5項は、「地区土地利用計画」が「編入計画」と読み換えられ、また、県議会が市議会に置き換わり、県執行部が市長及び助役に置き換わるものとするという条件で、準用するものとする。

第3.5.2 国の編入計画とプロジェクト決定

第3.28条

1. 全国的な利益に関わる場合には、主務大臣が市議会と県議会とに意見を求め、当該土地の地区土地利用計画又は編入計画を確定する市議会及び県議会の権限を排除して、当該土地の編入計画を確定することができる。
2. 第3.1節及び第3.2節は、第3.8条の第4項と第6項を除き、「地区土地利用計画」が「編入計画」によって読み換えられ、第3.1条と3.2章については主務大臣が市議会、市長及び助役に置き換えられるという条件で、準用されるものとする。
3. 国の編入計画は、1つ又は複数の地区土地利用計画を構成するものとみなされる。
4. 第1項に規定された決定において、主務大臣は、第3.4.1款及び第3.4.2款に関連して第3.3条、又は第3.6条第1項、若しくは第57条を除く住宅法第4章第1節に規定された権限と義務について、主務大臣が市長及び助役に置き換わるものとすることを定めることができる。主務大臣は、登記簿への記載のために、住宅法第57条に規定された必要な資料を市長及び助役に提供する。主務大臣が第3.3条に規定された権限と義務を考慮して第1文を適用した場合には、市長及び助役の権限を除外するために第3.4.3款に定められた権限も主務大臣によって履行されるものとする。主務大臣は、第1文及び第2文に規定された権限に基づきなされた決定の写しをただちに市長及び助役（市

執行部：訳者注)に提出するものとする。

5. 主務大臣は、当該土地に関する地区土地利用計画を確定する市議会の権限の排除がいつまで継続されるかその終了時点について、その時点が第3.1条第2項に規定された10年の期間内に置かれるという条件で、確定された決定に定めるものとする。
6. 第4.1条に規定された県条例を制定 (maken) するための権限は、県条例が第1項に基づいて確定された編入計画に違反しない限りにおいて、そのまま維持されるものとする。
7. 第4.1条に規定された県条例の条項は、第1項に基づいて確定された編入計画に抵触するときには適用されないものとする。

第3.29条

1. 主務大臣又は主務大臣の同意を得た関係する大臣は、市議会及び県議会の意見を求めてから、全国的な利益に関わるプロジェクトの実現のためにプロジェクト決定を行うことができる。
2. 主務大臣が市議会と市長及び助役（市執行部：訳者注）に置き換わり、第3.13条と第3.14条において「地区土地利用計画」が「編入計画」と、又「市政府」が「主務大臣」と読み換えられ、第3.28条第6項、第7項において「第1項に基づいて確定された編入計画」が「確定されたプロジェクト決定」と読み換えられる、という条件で、第3.8条第2項から第6項が適用されると宣言された第3.11条第2項を除く第3.10条から第3.14条と第3.28条第5項から第7項が準用される。

第3.6節 空間政策の実現に係る調整

第3.6.1款 市の調整規則

第3.30条

1. 市の空間政策の一部の実現のために以下のことを望ましくするような場合、又は場合の類型を、市議会の決定で、指示することができる。
 - a. より詳細に示され、申請によって又は職権によりなされる決定の準備及び公布が調整されること、又は、
 - b. 先行するプロジェクト決定を含む地区土地利用計画の準備及び公布、若しくは地区土地利用計画の変更又は具体化が、a. に規定された決定の準備及び公布と調整されること。
2. 第1項 a.又は b.に規定された、調整された準備又は公布において、第3.31条と第3.32条それぞれに書かれた手続は、地区土地利用計画の場合は第3.8条に書かれた手続、プロジェクト決定の場合は第3.11条に書かれた手続との関連で適用される。
3. もし、第1項 a.に規定された決定が第3.40条に規定された決定と関係をもつならば、その中でプロジェクト決定が常に、第3.40条において規定された決定に読み換えるという条件で、第3.31条と第3.32条に書かれた手続が第3.11条に書かれた手続との関連で適用される。
4. 第1項 b.に規定された決定に、施工許可又は建設許可が含まれる限りにおいて、もし、施工又は建設が第1項 b.に規定さ

れた地区土地利用計画に違反するならば、第3.16条第1項 a. それぞれに、住宅法第44条第1項 c.にかかわらず、この場合の決定のみ拒絶され得、又拒絶しなくてはならない。

第3.31条

1. 第3.30条の適用で市議会によって指示された場合において、市長及び助役（市執行部：訳者注）はその条項によって又はその条項に基づいて示された決定の調整された準備を促進しなくてはならない。市長及び助役（市執行部：訳者注）は、調整の成功のために必要な協力をするよう、他の行政機関に要請（verzoek）することができる。これを考慮して、そのような決定に対する申請に裁決をなす権限をもつ行政機関は、当該市長及び助役（市執行部：訳者注）（hun）に遅滞なく申請の写しを送付する。
2. 第1項に規定された申請に関して、権限をもつ行政機関に対し、市長及び助役（市執行部：訳者注）は、これらを提出する（indienen）権限も併せもつ。
3. 第1項に規定された決定の準備には、一般行政法第3.4節が以下の理解のもとに適用される。
 - a. 一般行政法第3:12条において規定された公告（kennisgeving）が、同時に官報に記載され、加えて電子的手段を通じてなされること。
 - b. 決定の草案に関して、市長及び助役（市執行部：訳者注）が一般行政法第3:11条第1項を準用し、第3:12条に規定された公告（kennisgeving）を、さまざまな項目にわたって市長及

び助役（市執行部：訳者注）によってなされる公告（*ken-
nisgeving*）に統合することができること。

- c. 権限をもつ関係行政機関の同意を得て市長及び助役（市執行部：訳者注）によって決められた（*bepaken*）期間内に、一般行政法第3:13条第1項に規定された送付に責任をもつ（*zorg dragen*）市長及び助役（市執行部：訳者注）に、決定案が送付されること。
- d. 何人も意見を提出できること。
- e. 権限をもつ関係行政機関の同意を得て市長及び助役（市執行部：訳者注）によって決められた（*bepaken*）期間内に、決定がなされること。
- f. 決定が遅滞なく市長及び助役（市執行部：訳者注）に送付されること。
- g. 市長及び助役（市執行部：訳者注）が一般行政法第3:18条第2項の適用について裁決（*beslissen*）すること。
- h. 一般行政法第3:44条に規定された送付が市長及び助役（市執行部：訳者注）に対しても（*tevens*）になされること。

第3.32条

市長及び助役（市執行部：訳者注）は、第3.30条第1項に規定された地区土地利用計画の確定及び他の決定を、これらの決定に関してともに第3.31条第3項が適用される場合、同時に公布する。市長及び助役（市執行部：訳者注）はこれらの決定の通知（*mededeling*）を官報において、加えて（*voorts lang*）電子的手段を通じてなす。

第3.6.2款 県の調整規則

第3.33条

1. 県の空間政策の一部の実現のために以下のことが望ましい場合、又は場合の類型を、県議会の決定で、指示することができる。
 - a. より詳細に示され、申請によって又は職権によりなされる決定の準備及び公布が調整されること、又は、
 - b. 先行するプロジェクト決定を含む、第3.26条に規定された編入計画、若しくは編入計画の変更又は具体化が確定され、その準備及び公布が a. に規定された決定の準備及び公布と調整されること。
2. 県執行部は、国の行政機関を除き、他の行政機関から調整の成功のために必要な協力を要求 (vorderen) することができる。当該行政機関は県執行部によって要求された協力する。
3. 第1項柱書 (eenhef) に規定された決定において、県議会は、常に県執行部が、それが国の行政機関でない場合、又は、第一義的 (eerste aanleg) に権限のある行政機関を除いて、申請に対して又は職権により、意図している (bedoelde) 実現 (verwezenlijking) に必要な決定をすることを定めることができる。
4. 県議会で市議会を置き換え (in de plaats treden)、県執行部で市長及び助役 (市執行部：訳者注) を置き換えるという条件で、第1項 a. 又は b. に規定された調整された準備と公布にお

いて、第3.31条と第3.32条それぞれに書かれた手続は、編入計画の場合は第3.8条に書かれた手続、プロジェクト決定の場合は第3.11条に書かれた手続との関連で適用される。

5. もし、第1項 a.に規定された決定が第3.41条に規定された決定と関係をもつ場合、その中で「プロジェクト決定」を置き換えてつねに「第3.41条に規定された決定」と理解され、市議会を置き換えて県議会が、市長及び助役（市執行部：訳者注）を置き換えて県執行部になる、という条件で、第3.31条と第3.32条に書かれた手続が、第3.11条に書かれた手続と関連して適用される。
6. 県の空間政策の一部の実現に関して、環境管理法第7.2条若しくは第7.4条に基づいて環境影響報告を作成する義務がある場合、環境管理法第7.12条第1項若しくは第7.13条第1項に規定された通知（mededeling）に、その実現によって予想される、空間政策にとっての帰結、社会経済上の帰結、他のそれに関係する利益への帰結のたまかな記述を付帯するものとする。
7. 「地区土地利用計画」が「編入計画」と読み替えられるという条件で、第3.30条第4項が適用される。
8. 県の空間政策の一部の実現が、法律に基づいた規定であるか否かにかかわらず、市又は治水委員会の規則（regeling）によって、又は基づいて確定された規定（bepalingen）によって、不当に妨害されている（belemmeren）限りにおいて、第1項 a.又は b.に規定された決定をなすこと及び遂行することにおい

て、やむをえない理由により当該規定を適用しないことができる。

第3.34条

1. もし、国の行政機関を除き、第一義的に第3.33条第1項 a. 又は b. に規定された決定をする権限をもつ申請に対して、行政機関が、裁決をしなかった場合、又は期間内に裁決をしなかった場合、若しくは修正が必要と県執行部が判断する裁決をした場合、県執行部は裁決をすることができる。その場合、第一義的な権限をもつ行政機関の決定の代わりにこれが決定になる。もし、県執行部が自身で裁決をする意思ならば、第一義的な裁決をする権限をもつ行政機関と協議を行う。
2. もし、第1項を適用して申請に対する裁決が県執行部によってなされたならば、申請に対し裁決をする第一義的に権限をもつ行政機関は、この問題に関連して受領した手数料を県庫に支払う (storten)。

第3.6.3款 国の調整規則

第3.35条

1. 法律、又は、内閣の考えと適合した主務大臣による決定及び他の主務大臣達 (Onze andere Ministers) による決定において、全国的な空間政策の一部の実現が、以下のことを望ましくする、と明記することができる。
 - a. 申請によって又は職権によりなされるところの、詳細に指し示される諸決定の準備及び公布が調整されること、又は、

- b. それに先行するプロジェクト決定を含む、第3.28条に規定された編入計画が確定されること、編入計画の準備と公布（bekendmaking）が a. に規定された決定の準備及び公布と調整されること。
2. 編入計画の確定に及ぶ（strekken）、第1項柱書に規定された法律又は決定において、第3.28条第2項にかかわらず、市長及び助役（市執行部：訳者注）に置き換わる大臣が指定（aange-wezen）され、主務大臣とともに市議会に置き換わる大臣が指定される。
3. 調整された決定の準備及び公布（bekendmaking）まで及んでいる、第1項柱書に規定された法律又は決定において、調整及び公布に第一義的に責任のある大臣が指定される。大臣は、調整の成功に必要な協力を、他の行政機関から要求（vorderen）することができる。この行政機関は当該行政機関に対して要求された協力を提供（verlenen）する。加えて、第一義的（eerste aanleg）に権限のある行政機関を排除して、関係する主務大臣（Onze Minister wie he mede aangaat）と大臣が共同して、申請により又は職権により、意図された実現のために必要な決定をすることが明記できる。
4. 第1項 a. 又は b. に規定された、調整された準備及び公布において、第3.31条及び第3.32条に書かれている手続とそれぞれいづれかに関連している手続が、編入計画に関係する場合は第3.8条第1項、第3項、第5項に書かれている手続が、プロジェクト決定に関係する場合は、第3.11条に書かれている手続

が、第1項柱書に規定されているその法律若しくは決定の中で指定された大臣が、市長及び助役（市執行部：訳者注）のかわりに、その大臣と主務大臣がともに市議会の代わりになるという条件で、適用される。プロジェクト決定の場合は、出訴期間（beropstermijn）が切れた翌日から、関連する決定が発効する。

5. 第1項 a. に規定された決定が、第3.42条に規定された決定と関係するならば、この中で「プロジェクト決定」が常に「第3.42条に規定された決定」と理解され、第1項柱書に規定された法律又は決定の中に指定された大臣が市長及び助役（市執行部：訳者注）のかわりになり、又この大臣と主務大臣がともに市議会のかわりになる場合、第3.11条に書かれた手続と関係して第3.31条と第3.32条に書かれた手続が、適用される。
6. 全国的な空間政策の一部の実現に関して、環境管理法第7.2条若しくは第7.4条に基づいて環境影響報告書を作成する義務がある場合、環境管理法第7.12条第1項若しくは第7.13条第1項に規定された通知（mededeling）に、その実現によって予想される、空間政策にとっての帰結、社会経済上の帰結、他のそれに関係する利益への帰結の大まかな記述を付随させる。
7. 第3.30条第4項は、「地区土地利用計画」のかわりに編入計画と理解されるという条件で適用される。
8. 全国的な空間政策の一部の実現が、法律に基づいた規定であるか否かにかかわらず、県、市、若しくは治水委員会の規則

(regeling) によって、又は基づいて確定された規定 (bepalingen) によって、不当に妨害されている (belemmeren) 限りにおいて、第1項 a.若しくは b.に規定された決定をなすこと及び遂行することにおいて、やむをえない理由により当該規定を適用しないことができる。

9. 第1項柱書に規定された決定は、議会上下両院 (beide Kamers der Staten-Generaal) に送付される。両院が同意した後でなければ、その決定は実行されない。決定の送付から4週間以内に両院がその審議に関して決定をしなかった場合、その決定に同意したものとみなされる。

第3.36条

1. 第一義的に裁決の権限のある、第3.35条第1項 a.に規定された決定をなすべき行政機関が、申請を裁決しなかった場合、又は期間内に裁決をしなかった場合、若しくは第3.35条第3項に基づいて (ingevolge) 指定された大臣 (調整担当大臣：訳者注) と、関係する大臣によって修正が必要と判断されるような裁決をした場合、規定された主務大臣達は共同して裁決をなすことができる。その場合、この決定は第一義的に権限のある行政機関の決定のかわりになる。その場合、この決定は、第1文で規定された大臣達が自ら裁決をなすつもりである場合、第一義的に裁決をする権限が与えられている行政機関と協議する。
2. 第1項を適用して申請に対する裁決がそこに規定された大臣達によってなされた場合、第一義的にその申請に対して裁決をする権限を有する行政機関は、この問題に関連して受領した手数

料を国庫に支払う。

第3.6.4款 土地利用 (grondgebruik) と 土地取得 (grondverwerving)

第3.36a 条

1. 第3.30条、第3.33条又は第3.35条に基づいて第3.31条及び第3.32条が、若しくは第3.8条又は第3.11条に関連して第3.31条及び第3.32条が適用される場合が、私法的妨害に関する法律 (Belemmeringen wet Privaatrecht) の適用のために、公共事業を含め公共の利益にかなう、と示すことができる。
2. 第3.35条第1項 a. に規定された1つ又は複数の決定の執行のために、私法的妨害に関する法律の適用が必要な場合、
 - a. 主務大臣は私法的妨害に関する法律第2条第4項にかかわらず、
 - ①会議が開かれるのとは別の場所 (plaats) 又は市を指定することができる。
 - ②運輸・水利大臣によって指示された人物によって会議が指導されることを規定することができる。
 - b. 私法的妨害に関する法律第2条第4項、第3条第2項にかかわらず、県執行部は意見を求められない。
3. 第3.30条第1項 a. 第3.33条第1項 a. 又は第3.35条第1項 a. に規定された、1つ又は複数の決定の執行のために私法的妨害に関する法律の適用が必要である場合、私法的妨害に関する法律第4条に代わって、以下が有効になる。

- ①私法的妨害に関する法律第2条第4項又は第3条第2項に規定された決定に反して、利害関係者は国務院司法局に訴え (beroep) を提起する (instellen) ことができる。
- ②一般行政法第7:1条は適用されない。
- ③私法的妨害に関する法律第2条第5項又は第3条第2項に規定された決定の効力は、訴状 (beroepschrift) の提出期間が終了するまで保留される。

第3.36b 条

1. 収用法 (onteigeningswet) 第18条第1項の規定する召喚 (dagvaarding) は以下の後になすことができる。
 - a. 第3.30条第1項 b.、第3.33条第1項 b.、第3.35条第1項 b. にそれぞれ規定されている地区土地利用計画、編入計画、それに含まれるプロジェクト決定が確定されたとき。
 - b. 第3.4条が適用された地区土地利用計画又は編入計画、若しくはプロジェクト決定が開発事業計画と同時に確定されたときで、召喚に関係する、関連した土地、プロジェクト決定又は開発事業計画に含まれた土地に関して訴えが提起されなかった場合。
2. 収用法第59条第1項の規定を侵害せずに、当該地区土地利用計画、編入計画、プロジェクト決定が変更できなくなった後より以前に、裁判所の判決は登記簿に記入 (inschrijven) されえない。
3. 第2項に規定された記入のために、収用法第54n 条及び第59条を補足して、そこから地区土地利用計画又はプロジェクト決定

が再抗告不能となったことがわかるような国務院司法局の審判（uitspraak）又は国務院書記の宣言が必要である。

第3.7節（より詳細な）規則

第3.37条

1. 政令において又は基づいて、地区土地利用計画及び編入計画の準備、様式、構成、公開方法に関して規則が、又内容及び実行可能性に関してより詳細な規則を定めることができる。加えて、ある計画に付随する説明の内容に関しても定めることができる。
2. 政令において又は基づいて、プロジェクト決定の準備、様式、構成、実行可能性、公開方法に関して、加えてプロジェクト決定に付随する空間的な根拠づけの内容に関して規則を定めることができる。

第3A章 保全条例とある計画のためのそこからの逸脱

第3.38条

1. 法的な付加規定において又は基づいて、地区土地利用計画が要求されている場合を侵害せずに、第3.1条にかかわらず、空間的な発展が予想されていない市の区域の一部のために、地区土地利用計画の代わりに現在の利用状況（het bestaande gebruik）に従った当該区域の保全が規定される保全条例を確定することができる。保全条例の確定の決定の公告（kennisgeving）は電子的な手段を通じてもなされる。

2. 保全条例はいかなる場合にも確定から10年以内に見直し（herzien）がなされる。第3.1条第4項、第5項第1文及び第2文も適用される。
3. 保全条例に基づいて現在の利用状況を維持し保護するために、保全条例において市長及び助役（市執行部：訳者注）の許可なしに、又は許可にかかわらず、そこに示された区域内で以下のことを禁止することを規定できる。
 - a. 建設工事ではない、規定された作業又は活動を実行する（uitvoeren）こと。
 - b. 建物を解体すること。
4. 市長及び助役（市執行部：訳者注）が、保全条例で定められた規則を遵守して、保全条例で指定された規則の適用除外を認めることができることが、保全条例で規定できる。適用除外は条件付きで認めることができる。適用除外に付加規定を結び付けることができる。利害関係者は提案された適用除外に関して意見を提出する機会が与えられる。
5. 政令において又は基づいて、様式、構成、公開方法に関して規則が、保全条例の内容に関してより詳細な規則を定めることができる。
6. 「地区土地利用計画」、「地区土地利用計画及びそれに含まれるプロジェクト決定」がつねに「保全条例」と読み替えられ、第3.18条第4項において「又は第3.29条」が「第3.29条、第3.40条、第3.41条又は第3.42条」と読み替えられるという条件で、

第3.17条及び第3.18条第2項c.第3項e.を除く第3.4節が適用される。

第3.39条

1. 地区土地利用計画が有効な区域に、保全条例が発効した時点でその区域に関する限りにおいて地区土地利用計画は失効する。
2. 保全条例が有効な区域に、地区土地利用計画が発効した時点で、その区域に関する限りにおいて保全条例は失効する。

第3.40条

1. 市議会は保全条例に含まれる区域の中で市の利益となる、1つ又は複数の建物、建設工事ではない作業、活動、又は建物若しくは土地の利用を含みうるプロジェクトの実現のために、保全条例にかかわらず、保全条例を適用除外にしておくことを決定することができる。第3.10条から第3.12条も適用される。第3.37条第2項に規定された政令において又はそれに基づいて定められた規則もこの決定に適用される。
2. 市議会はその裁量で、第1項に規定された決定が再抗告不能となって (onherroepelijk) から1年以内にその決定に応じた保全条例の修正を確定することができ、又は市議会はここで「プロジェクト決定」が常に第3.40条に規定された決定と読み替えられるという条件で、第3.13条第1項、第2項、第4項も適用することができる。
3. 市議会が第2項に規定された保全条例をいまだに確定していな

い限りにおいて、「地区土地利用計画」が「条例」と読み替えられ、かつ第2文に示された従属節が失効した場合、第3.13条第4項も適用される。

第3.41条

1. 県議会は、市議会に意見を聞いたうえで、1つ又は複数の、建設工事ではない作業、活動、又は建物若しくは土地の利用を含みうる、県の利益となるプロジェクトの実現のために、保全条例にかかわらず、保全条例を適用除外にしておくことを決定することができる。
2. 第1項に規定された決定が再抗告不能となってから1年以内に、第3.10条から第3.14条に宣言された適用において、「プロジェクト決定」がつねに第3.41条第1項に規定された決定と読み替えられるという条件で、第3.27条第2項が適用される。このように確定された編入計画は、地区土地利用計画とみなされる。

第3.42条

1. 主務大臣、又は主務大臣の同意を得た関係する大臣は、市議会及び県議会に意見を聞いたうえで、1つ又は複数の建物、建設工事ではない作業、活動、又は建物若しくは土地の利用を含みうる、全国の利益となるプロジェクトの実現のために、保全条例にかかわらず、保全条例を適用除外にしておくことを決定することができる。
2. 第1項に規定された決定が再抗告不能となってから1年以内

に、第3.10条から第3.14条に適用されることが宣言された場合、「プロジェクト決定」が常に第3.42条第1項に規定された決定と読み替えられるという条件で、第3.29条第2項が適用される。このように確定された編入計画は、地区土地利用計画とみなされる。

第4章 一般規則及び特定指定 (specifieke aanwijzingen)

第4.1節 県の一般規則及び指定

第4.1条

1. 県の利益の見地から適切な空間整序のために必要とされる場合、地区土地利用計画及び地区土地利用計画に先行するプロジェクト決定で地区土地利用計画に含まれているものの内容、地区土地利用計画に適合する説明又は根拠付け、保全条例の内容に関する規則を、県条例又はその権限に基づいて定めることができる。当該条例において、ある規則は県の領域の指定 (aangegeven) された地域にのみ適用されると定めることができる。条例の裁決の決定の公告 (kennisgeving) は、電子的手段を通じてもなされる。
2. 当該条例において別の日付が明示されていない場合、市議会は同条例に十分配慮し、条例が施行される日から1年以内に、地区土地利用計画又は保全条例を裁決する。
3. 第1項に規定された(県)条例に含まれる土地 (gronden) や

建物 (bouwwerken) が、当該県条例の目的達成においてより不適切な状態におかれることを防ぐために必要となる規則は、第2項に規定された地区土地利用計画や保全条例が施行されていない限りにおいて、第1項に規定された県条例やその権限に基づいて定めることができる。県執行部は条例によって与えられた規則に十分配慮して、条例によって指定された規則への適用除外をなすことができると、条例で規定できる。

4. 政令又はその権限に基づいて、県条例の内容、様式 (vormgeving)、構成 (inrichting)、公開方法 (beschikbaarstelling) に関する規則を定めることができる。
5. 県議会は、条例の準備がなされることを宣言することができる。第3.7条第2項、及び第3項、第4項、第7項、第8項並びに、第3.4.1款と第3.4.2款及び住宅法第57条を除く住宅法第4章第1節は、その宣言において、別の定めを行わない場合、市長及び助役 (市執行部：訳者注) が県執行部に置き換えられるという条件で準用される。県執行部は登記簿 (openbaar register) への記載のために、住宅法第57条に規定された必要な資料を、市長及び助役 (市執行部：訳者注) に提供する。準備宣言の決定は、条例の施行時に、遅くとも6か月以内に失効する。
6. 本条の権限に基づき確定される県条例の原案に関する提案書は、原案が官報において電子的及び県の通常の方法で公布 (bekendmaking) され、公布において決定された期間で最低4週間の内は、何人でも原案に関する書面により、若しくは電

子的手段を通じて、県議会に所見（opmerkingen）を提出する機会を与えられた後、提出できる。

第4.2条

1. 県の利益に基づいて適切な空間整序を目指すために必要な場合、県執行部は市議会に対し、指定において定められる期間内に、地区土地利用計画の内容に関連して定められる付加規定（voorschriften）に適合して地区土地利用計画を確定するよう、指定することができる。
2. 第1項は、市長及び助役（市執行部：訳者注）との協議の上、決定の意向が県議会に通知されてから4週間が経過した後のみ、適用に移すことができる。
3. 第1項の適用において、県執行部は、第1項において規定された地区土地利用計画は、市により準備されると宣言することもできる。第3.7条が準用される。県執行部により確定された準備決定は、市議会によって確定された準備決定と、同等のものとみなされる。
4. 一般行政法第3.4節が、第1項に規定された指定のための決定の準備について適用される。指定の決定案及び決定の公告は、電子的手段を通じてもなされる。
5. 政令又はその権限に基づいて、指定の様式、構成、公開方法に関して、規則を定めることができる。

第4.2節 国の一般規則及び指定

第4.3条

1. 全国的な利益に基づいて適切な空間整序を目指すために必要となった場合、地区土地利用計画及び県の編入計画、それぞれの計画に先行するプロジェクト決定及び保全条例の内容に関する規則が、主務大臣又は主務大臣の同意を得た関係する大臣による請求のもと、政令又はその権限に基づいて、定めることができる。当該政令において、規則の適用は国の領域の特に定められた地域にのみ適用されると定めることができる。規則の様式、構成、及び公開方法に関して、第4.1条第4項に基づいて定められた規則が準用される。政令の確定の決定の公告は、電子的手段を通じてもなされる。
2. 当該政令（AMvB）において別の日付が明示されていない場合、市議会は当該政令（maatregel）に十分配慮し、当該政令が施行される日から1年以内に、地区土地利用計画又は保全条例を確定する。
3. 第1項に規定された政令やその権限に基づき、当該政令に含まれる土地や建物が、政令の目的達成において、より不適切な状態におかれることを防ぐために必要となる規則は、第2項に規定された地区土地利用計画や保全条例が施行されていない限りにおいて、定めることができる。主務大臣は、配慮する場合においては共同で指定されている大臣の同意を得て、政令によって与えられた規則に十分配慮して、政令によって指定された規則への適用除外をなすことができると、政令で規定できる。

4. 主務大臣又は主務大臣の同意を得た関係する大臣は、政令が準備されることを宣言することができる。第3.7条第2項、及び第3項、第4項、第7項、第3.4.1款と第3.4.2款、住宅法第57条を除く住宅法第4章第1節が、その宣明において別の定めを伴わない場合、市長及び助役（市執行部：訳者注）が、主務大臣、場合によっては主務大臣及び関係大臣の共同、に置き換えられるという条件で、準用される。主務大臣、場合によっては主務大臣及び関係大臣の共同で、住宅法第57条に規定された必要な資料を登記簿への記入のために、市長及び助役（市執行部：訳者注）に提供する。宣言決定は、政令の施行と同時に、しかし遅くとも9か月の後には、失効する。準備決定の様式、構成及び公開方法においては、第3.7条第8項に規定された規則が準用される。

5. 本条の権限に基づき確定される政令の原案（ontwerp）に関する提案書（voorstel）は、原案が議会上下両院に提出され、官報及び電子的手段により公告され、当該公告において決定された最低4週間の内は、何人でも原案に関する書面、又は電子的手段を通じた所見を主務大臣へ提出する機会を与えられた後、提出できる。

第4.4条

1. 全国的な利益に基づいて適切な空間整序を目指すために必要な場合、主務大臣又は主務大臣の同意を得た関係する大臣は、以下のことを行うことができる。
 - a. 市議会に対し、地区土地利用計画の内容に関連して定められた付加規定に適合して、指示で定められた期間内に、地区土

- 土地利用計画を確定するよう指示する。
- b. 県議会に対し、指示において定められた長くとも6か月間以内に4.1条を適用するよう指示する。
 - c. 県執行部に対し、指定において定められた長くとも指定された3か月間以内に第4.2条を適用するよう指定する。
2. 第1項は、市長及び助役（市執行部：記者注）又は県執行部との協議の上、決定の意向が国会の下院に通知されてから4週間が経過した後にはのみ、適用に移すことができる。
 3. 第1項の適用において、主務大臣又は主務大臣の同意を得た関係大臣は、第1項において規定された地区土地利用計画は、市により準備されると宣言することもできる。第3.7条第1項から第7項が準用される。準備決定の様式及び公開方法において、第3.7条第8項に基づいて定められた規則が準用される。主務大臣又は主務大臣の同意を得た関係大臣により確定された準備決定は、市議会によって確定された準備決定と、同等なものとなされる。
 4. 一般行政法第3.4節が、第1項に規定された指定のための決定の準備について、適用される。指定の決定案及び決定の公告は、電子的手段を通じても、なされる。
 5. 第4.2条第5項に規定された政令又はその権限に基づいて定められた規則は、準用される。

第5章 都市圏における市間連携

(保留)

第6章 財務条項

第6.1節 損失補償

第6.1条

1. 市長及び助役（市執行部：訳者注）は、申請があれば、第2項に掲げられた事由（oordeel）の1つの結果として収入の損失又は不動産価値の減少という形で損失を被った又は被るおそれのある利害関係者に対して、申請者によってその損失が負担されることが当然には期待されない限りにおいて、また他の方法では十分な補償が確保されない限りにおいて、補償を行うことができる。
2. 第1項に規定された事由は以下のとおりである。
 - a. 第3.6条第1項に規定された条項ではない地区土地利用計画又は編入計画に関する、又は第3.38条で規定された保全条例に関する条項
 - b. 第3.6条第1項の a. から d. に規定された計画の修正又は実施、又は適用除外に関する条項
 - c. 第3.38条に規定された保全条例に基づいて認められた適用除外
 - d. 第3.10条、第3.22条、第3.23条、第3.27条、第3.29条、第3.40条、第3.41条又は第3.42条に規定された決定

- e. 住宅法第50条第1項又は第3.18条第2項及び第3.20条第5項に即した建設許可、解体許可又は施工許可の裁決に関する決定の保留
 - f. 第4.1条第3項に規定された県条例に関する、又は第4.3条第3項に規定された政令に関する条項、その条項が第3.16条第1項c.又は3.20条第3項b.又は住宅法第44条第1項f.又はg.に規定された却下の根拠を含む限りにおいて
 - g. 第10.4条に規定された勅令
3. 当該申請は正当化のみならず、請求された補償の水準の立証も含むものとする。
4. 第2項a.、b.、c.、d.、f.又はg.に規定された事由の結果として被った損失に対する補償の適用は、第1項に規定された事由が再抗告不能となった日から5年以内に提出されなければならない。
5. 第2項e.に規定された保留の結果として被った損失に対する補償の申請は、確定された地区土地利用計画の縦覧の前に提出されてはならず、かつ縦覧の5年以内に提出されなければならない。

第6.2条

1. 通常の社会的リスクの範囲に収まる損失は、申請者の負担となるものとする。
2. 以下の事柄はいかなる場合でも申請者の負担となるものとする

る。

- a. 収入の損失という形をとる損失：損失が発生する直前の収入の2%に相当する分
- b. 不動産価値の損失という形をとる損失：損失が以下に由来するものでない限り、損失の発生する直前の不動産価値の2%に相当する分
 - ①不動産の属する土地の利用目的の指定又は
 - ②第3.1条に規定された不動産に関する規則

第6.3条

補償すべき損失については、市長及び助役（市執行部：訳者注）は、いかなる場合においても申請に対する裁決に際して以下を考慮するものとする。

- a. 損失の原因が予見できるものであったかどうか
- b. 申請者が損失を避けたり減殺したりすることができたかどうか

第6.4条

1. 市長及び助役（市執行部：訳者注）は申請者に手数料を請求するものとする。
2. 市長及び助役（市執行部：訳者注）は申請の提出者に手数料を支払うべきことを通知するものとし、また、支払金額は通知書が送達された日から4週間以内に市の口座に入金されるべきこと、又は指定された所に納入されるべきことを知らせるものとする。この期間内に当該金額が入金されなかった又は振り込まれなかった場合には、市長及び助役（市執行部：訳者注）は、

申請者に不履行があったと判断できない正当な理由がある場合を除き、申請が受理されないことを宣言するものとする。

3. 手数料は300ユーロとするものとする。この額は市条例に基づき三分の二を超えない範囲で増額又は減額することができる。
4. 申請が全部又は一部承認された場合には、市長及び助役（市執行部：訳者注）は申請者によって支払われた手数料を返金するものとする。
5. 第3項で規定した額は、家計消費物価指数が必要とする限りにおいて政令に基づき変更することができる。

第6.4a 条

1. 第6.1条から第6.3条に基づく、補償が考慮されなくてはならない損失がその根拠をプロジェクトの実現のために、地区土地利用計画、それに先行するプロジェクト決定、又はそこに含まれる第3.40条第1項に規定された決定の中の規定を取り上げること、又は修正することの要求、又は第6.8条又は第6.9条に規定されたのとは異なる適用除外を認めることの要求に対する決定に見いだされる限りにおいて、市長及び助役（市執行部：訳者注）は、当該要求を行った者とともに、当該損失を全面的に又は部分的にその負担とすることを合意することができる。
2. 第1項に規定された合意を締結した当該要求を行ったものは、地区土地利用計画の確定、プロジェクト決定、又は第3.40条第1項に規定された決定をすること、又はその者が要求した適用除外

の許可を理由とした、第6.1条に基づく補償の申請に対する市長及び助役（市執行部：訳者注）の決定の利害関係者である。

3. その補償が開発負担金又はその再計算に金銭上の帰結をもたらさうるならば、第6.17条に規定された開発寄付（exploitatiebijdrage）又はその再計算の確定に金銭的な利害をもっている者は、地区土地利用計画の確定、修正又は実施、若しくはプロジェクト決定又は第3.40条第1項に規定された決定をすることを理由とした、第6.1条に基づく補償の申請に対する市長及び助役（市執行部：訳者注）の利害関係者である。

第6.5条

市長及び助役（市執行部：訳者注）が第6.1条に規定された補償を行う場合には、市長及び助役（市執行部：訳者注）は以下についても弁済する。

- a. 法律及びその他の専門的支援に関する妥当な費用
- b. 申請の受理の日から起算された法定利息

第6.6条

1. 県議会が第3.26条第1項を適用して編入計画を確定する、若しくは第3.27条を適用してプロジェクト決定又は第3.41条に定める決定を確定する場合、県執行部は、本節により、又は本節に基づいて定める規則の適用にあたって、市長及び助役（市執行部：訳者注）の代わりに務める。
2. 主務大臣が第3.28条第1項を適用して編入計画を確定する、若しくは第3.29条を適用してプロジェクト決定又は第3.42条に定

める決定を確定する場合、主務大臣は、本節により、又は本節に基づいて定める規則の適用にあたって、市長及び助役（市執行部：訳者注）の代わりに務める。

3. 主務大臣が、指定を受けた大臣と共同して、第3.35条を適用して編入計画を確定する、又はプロジェクト決定を確定する場合、指定を受けた大臣は、本節により、又は本節に基づいて定める規則の適用にあたって、市長及び助役（市執行部：訳者注）の代わりに務める。
4. 本条の適用により、損失の補償の申請は市長及び助役（市執行部：訳者注）に提出される。市長及び助役（市執行部：訳者注）は、申請が、それについて裁決を行う当該の行政機関に直ちに転送されるよう計らう。第6.4条に定める手数料は、決定を行う行政機関によって徴収され、第6.4条第3項に定める市の条例は、これについて適用しない。
5. 本条は、第6.1条第2項fに定める事由の結果生じた損失の補償について準用する。

第6.7条

政令により、又は政令に基づいて、損失の補償申請の構成及び取り扱いに関して規則を定めることができ、又、その提出、理由の説明、判断の方法に関して詳しい規則を定めることができる。これらの規則は、市議会及び県議会がこの件に関して条例を制定する義務を含むことができる。

第6.2節 より高額の市の費用の償還

第6.8条

1. 市とは別の公共団体が単独で、又は共同して擁護している利益のために、その公共団体からの書面による申し立てにより、又は法律で定める付加規定に従って、地区土地利用計画又は編入計画（これらに先立つプロジェクト決定を含む）に市にとって結果としてより高額のコストが生じる可能性を有する規定が含まれており、かつこの費用の分配について取り決めがなされていない場合、県執行部は、市長及び助役（市執行部：訳者注）からの書面による申し立てにより、次の場合に限り、その公共団体に対して市への償還を義務づけることができる。
 - a. 費用を市が負担する必要はないことが妥当と考えられる
 - b. 償還が別の方法で十分に保証されていない、かつ
 - c. 償還が、法律で定める付加規定により排除されていない
2. 市長及び助役（市執行部：訳者注）の申し立てに対する決定は、地区土地利用計画又は編入計画（これらに先立つプロジェクト決定を含む）が発効した後に行われる。
3. 第1項にかかわらず、申し立てに対する決定は、別の公共団体が国である場合、主務大臣又は関係する大臣によって行われる。

第6.9条

第6.8条は、市とは別の公共団体が単独で、又は共同して擁護している利益のために、その公共団体からの書面による申し立てによ

り、第3.22条に定める適用除外が認められた場合、若しくは、住居法第50条第1項に基づいて、又は第3.18条第2項に基づいて、建設許可又は施工許可を保留することが決定された場合に準用する。ただし、費用の償還を求める申し立ては、市長及び助役（市執行部：訳者注）に限って提出できるものとする。申し立ては、適用除外、又は保留の決定が再抗告不能となってから4週間以内に提出することができる。

第6.3節 助成金

第6.10条

1. 主務大臣は、又は関係する大臣は主務大臣の合意を得て、国の空間政策の実施のために、次の目的で助成金を給付することができる。
 - a. 県又は市の空間に関するビジョン及び計画の開発又は確定
 - b. 国の空間政策の実施に戦略的な重要性をもつプロジェクト又は営為の準備
 - c. 国の空間政策の実施に戦略的な重要性をもつプロジェクト又は営為の実現
2. 主務大臣はさらに、第4.3条に定める政令で指定された営為に、その政令により、又はその政令に基づいて定められた規則を実施するために、助成金を給付することができる。

第6.11条

1. 政令により、又は政令に基づいて、助成金を分配する方法について規則を定めることができる。

2. 政令により、又は政令に基づいて、次の事項について規則を定めることができる。
 - a. 助成金の上限の確定、助成金の上限が確定される期間、ならびにそれが公告される方法
 - b. 助成金の認可
 - c. 助成金が却下される場合
 - d. 助成金受給者の義務
 - e. 助成金の確定
 - f. 助成金がまだ確定されていない限り、助成金の撤回 (in-trekken) 又は助成金受給者の不利になる変更
 - g. 助成金の支給
 - h. 前払金の認可及びその支給

第6.4節 土地開発 (grondexploitatie)

第6.12条

1. 市議会は、政令によって指定された建設計画が意図されている土地について、開発事業計画 (exploitatieplan) を確定する。
2. 第1項にかかわらず、市議会は、地区土地利用計画を確定する決定、第3.6条第1項に定める変更、プロジェクト決定又は第3.40条第1項に定める決定によって、次の各号すべてを満たす場合に開発事業計画を確定しないことを決定できる。
 - a. その計画又は決定に含まれる土地の土地開発費用の回収が、別の方法で保証されている場合
 - b. 第6.13条第1項cの4° 又は5° に定める期間又は段階分けの決定が不要の場合

- c. 第6.13条第2項 b、c 又は d に定める要件又は規則の設定、若しくは規則の詳述が不要の場合

- 3. 市議会は、第1項及び第2項に定める権限を、第3.6条第1項 a に定める地区土地利用計画を確定する決定、又は第3.10条第4項に定める決定によって、市長及び助役（市執行部：訳者注）に委任することができる。

- 4. 開発事業計画は、それが関係する地区土地利用計画、第3.6条第1項に定める変更、プロジェクト決定又は第3.40条第1項に定める決定と同時に確定・公告される。

- 5. 市議会は、隣接する市議会と協力して、市間開発事業計画（intergemeentelijk exploitatieplan）を確定することができる。これらの市長及び助役（市執行部：訳者注）は、確定された計画を同時に縦覧に供する。第3.8条第3項にかかわらず、その項において定める期限は、開発事業計画が関係する全市によって確定された後に開始する。

- 6. 開発事業計画によって、当該の土地について第3.6条第1項 b に定める具体化計画（uitwerkingsplan）が発効するまで、特定の、建設工事ではない作業（werken）又は活動（werkzaamheden）の実施を禁止することを決定できる。開発事業計画によって、市長及び助役（市執行部：訳者注）がこの禁止の適用除外を認めることができると決定できる。

第6.13条

1. 開発事業計画は、次の事項を含む。
 - a. 開発区域の図面
 - b. 開発区域の整地（bouwrijp）、開発区域における公益施設（nutsvoorziening）の施工及び公共空間の配置のための作業及び活動の説明
 - c. 開発事業計画（exploitatieopzet）。これは次の項目からなる。
 - 1°. 必要な限り、土地の取得価格（inbrengwaarde）の概算。それは、本節の適用にあたってその土地の開発に係る費用と考えられる。
 - 2°. 開発に係るその他の費用の概算。第6.1条に基づき償還の対象となる可能性のある損失の概算を含む。
 - 3°. 開発の収入（opbrengsten）の概算、及び上記1から3に示す概算の基準日
 - 4°. 土地の開発が行われる予定の期間
 - 5°. 必要な限り、作業、活動、措置（maatregelen）及び建設計画の実施に関する段階分け（fasering）、ならびに必要なに応じてこれらの連結
 - 6°. 回収すべき費用を分譲する土地に割り当てる方法
2. 開発事業計画は、次の事項を含むことができる。
 - a. 意図されている土地の利用、及び市が取得する予定の土地が示された図面
 - b. 開発区域の整地、開発区域における公益施設の施工及び公共空間の配置のための作業及び活動の要件
 - c. bに定める作業及び活動の遂行に関する規則

- d. 第3.1条第1項及び第3.10条第3項に定める実行可能性に関する規則の具体化
 - e. 市長及び助役（市執行部：訳者注）が、それを考慮して、開発事業計画で指定する規則の適用除外を認めることができる規則
3. 第3.6条第1項bに定める具体化がこれから確定されなければならない土地、又は、段階分けに基づいて第6.17条第1項に定める建設許可ができない土地について、第1項及び第2項に定める開発事業計画の項目は、概略的（global）な内容とすることができる。
 4. 費用及び収入の計算にあたっては、開発区域はその全体において開発が行われることを想定する。
 5. 収用によらない場合、土地の取得価格は、収用法第40b条から第40f条までを準用して確定される。収用が行われた、又は収用の決定が行われた土地、若しくは収用に基づき取得された、又は取得される土地について、取得価格は収用法に従う損失補償に等しいものとする。
 6. 開発区域又はその一部に利益がもたらされる作業、活動及び措置に関連する費用で、開発事業計画に割り当てることができるものは、その利益に比例して開発事業計画に含められる。
 7. 複数の場所（locaties）又はその一部のための計画に含まれていない（bovenplans）費用は、開発事業計画において、基金

負担金 (fondsbijdrage) のかたちで含めることができる。ただし、その場所又はその一部について構造ビジョンが確定され、基金の負担となり得る支出について指定が行われていることを条件とする。

8. 政令により、又は政令に基づいて、開発事業計画及びその中に含める収入、ならびに回収可能な費用の種類について、詳しい規則を定める。
9. 政令により、又は政令に基づいて、開発事業計画の公開方法 (beschikbaarstelling) に関して規則を定めることができ、又次の事項について詳しい規則を定めることができる。
 - a. 第1項及び第2項に定める図面、要件及び規則
 - b. 開発事業計画の策定方法及び計算手法、ならびに
 - c. 費用で、開発事業計画の一部を構成するもの
10. 第8項に基づいて定められる政令についての朗読 (voordracht) は、政令案が議会両院に提出され、官報への掲載及び電子的な手段により公布 (bekendmaking) され、かつ、その公布で定める少なくとも4週間の期限内に、誰もが書面によって案についての見解を主務大臣に提出できる機会が提供されるまで行われぬ。

第6.14条

1. 開発事業計画の準備においては、一般行政法第3.4節を適用する。ただし、通知は、開発区域の土地の所有者として土地台帳登記簿 (kadastrale registratie) に記載されている者に対しても

行われ、さらに電子的な手段によっても行われるものとする。

2. 市長及び助役（市執行部：訳者注）は、開発事業計画が確定されてから4週間以内に、開発区域の土地の所有者に対して、開発事業計画が確定されたことを書面で通知する。市長及び助役（市執行部：訳者注）は、縦覧に供すること、及び抗告が提起できる期限についての通知も行う。又、通知は電子的な手段によっても行われる。一般行政法第3:1条第1項bにかかわらず、開発事業計画を確定するという決定については、同法第3:40条、第3:42条、第3:43条、第3:44条及び第3:45条ならびに第3.7節を適用する。

第6.15条

1. 開発事業計画は、発効の後、その開発事業計画で想定されている作業、活動及び建設工事が完了されるまで、少なくとも1年に1度は改訂される。開発事業計画に対して抗告が提起された場合、期限は、開発事業計画に関する裁決が再抗告不能（onherroepelijk）となった後の日付で開始される。
2. 開発事業計画において概略的な説明が確定されている土地を含む第3.6条第1項bに定める具体化計画は、当該の土地に関する開発事業計画の改訂が確定され、公布（bekengemaakt）される前の時点には発効しない。
3. 開発事業計画の改訂にあたって、第6.14条第1項は適用せず、第6.14条第2項に定める通知は、改訂が専ら次の事項に関するものである限り、行わないことができる。

- a. 費用及び収入の概算の具体化及び詳述
- b. 開発事業計画で指定する物価補正（indexering）の手法を考慮した、これらの概算の調整
- c. 費用概算の実現費用による差し替え、又は
- d. その他の構造に関係しない項目

第6.16条

開発事業計画において、開発に関連する費用の額で、市が開発に関して受領した、又は受領する予定の助成金及び第三者からの分担金を差し引いたものが、開発事業計画に記載された開発の収入の額よりも大きい場合、市は、その費用について、収入を限度とする額までしか回収できない。

第6.17条

1. 市長及び助役（市執行部：訳者注）は、分担金が別の方法で保証されている場合、又は建設申請の提出に先立って開発分担金についての取り決め及び保証がなされている場合を除き、開発区域にある土地の開発に関連する費用を、第6.12条第1項に基づいて指定された建設計画に対する建設許可又はその一部に対する建設許可に、開発事業計画を考慮して、許可の所持者は開発分担金を市に支払う義務があるとの付加規定（voorschrift）を付すことによって回収する。

2. 市長及び助役（市執行部：訳者注）は、建設許可によって、第1項に定める開発分担金の支払いが行われなければならない期限を設定する。市長及び助役（市執行部：訳者注）は、この分担金に関して建設許可に支払規則（betalingsregeling）を含め

ることができる。この支払規則は、開発事業計画に定める作業及び建設工事の実施とは別に設けることができる。支払規則が、全額又は一部の支払いを建設開始後に行うことを内容とする場合、市長及び助役（市執行部：訳者注）は、許可の所持者に対し、支払いに関する追加的な保証を求めることができる。これについては、政令によって詳しい規則を定めることができる。

第6.18条

1. 第6.17条第1項に定める開発分担金を規定するために、開発事業計画において分譲の諸類型（uitgiftecategorieen）が確定される。必要に応じて、その類型の中でさらに細かい区別を設けることができる。
2. 異なる類型ごとに、土地面積（平方メートル）、床面積（平方メートル）又はその他のこれらと同等の基準による基本単位が確定される。
3. 各基本単位に類型ごとに確定された重み付け係数を乗じて、補正単位が確定される。
4. 開発区域における補正単位は、合算される。
5. 補正単位ごとの回収可能額は、第6.16条に定める最大回収可能額を第4項において計算された数字で割ったものである。

第6.19条

建設許可ごとに支払い義務がある第6.17条第1項に定める開発分担金は、開発事業計画において許可申請で意図された土地に割り当てられた補正単位及び単位の部分の数によって計算される。または、この数が大きくなる場合、許可申請に含められた補正単位の数に補正単位あたりの回収可能額を乗じ、それから次の額を差し引いたものとする。

- a. 開発事業計画によれば費用回収の対象外でない限り、許可申請で意図された土地の取得価格で、収用法第40b条から第40f条に基づいて概算されたもの
- b. 当該の土地の開発に関連して申請者にかかった費用で、回収する額の計算にあたって、開発事業計画におけるその費用の概算を上回る可能性がないもの

第6.20条

1. 開発事業計画で想定されている作業、活動及び措置の完了から3か月以内に、市長及び助役（市執行部：訳者注）は、その開発事業計画の決算を確定する。
2. 決算にあたって、支払い済みの第6.17条第1項に定める開発分担金は、開発区域における費用の全額及び補正単位の総数に基づいて再計算が行われる。支払い済みの開発分担金の計算に適用される、第6.18条第2項及び第3項に定める基本単位及び重み付け係数は、再計算においても適用される。
3. 再計算が行われた開発分担金が支払い済みの開発分担金よりも5パーセント以上少ない場合、市は、決算の確定から1か月以

内に、その差額を、それが5パーセントより大きい限り、それに
応じた利息とともに、分担金又はその一部の支払い時に当該の
建設許可の所持者であった者又はその法定相続人に払い戻す。

4. 開発事業計画で計上されていた費用の少なくとも90パーセント
が実現された場合、第6.17条第1項に定める開発分担金又はそ
の一部の支払い時に当該の建設許可の所持者であった者又はそ
の法定相続人の申し立てにより、当該の開発分担金に関して決
算が作成され、第3項が実行される。
5. 決算及び再計算が行われた開発分担金に関する決定に対して、
抗告を提起することができる。

第6.21条

1. 市長及び助役（市執行部：訳者注）は、第6.17条第1項に定め
る開発分担金の全額又はその一部の支払い期限の経過後直ち
に、支払い義務が果たされるまで建設は開始できない、又は停
止されなければならないことを決定できる。市長及び助役（市
執行部：訳者注）は、一般行政法第5:24条に定める期限を、4
週間を上限として定める。
2. 市長及び助役（市執行部：訳者注）は、支払い期限の経過から
1か月を経た後に、差し押さえ命令によって、第1項に定める支
払い義務のある額に徴収にかかる費用を上乗せして徴収するこ
とができる。一般行政法第5:26条第2項から第4項を適用する。
3. 第1項の決定から3か月以内に市が当該の分担金を受領しな

かった場合、市長及び助役（市執行部：訳者注）は、建設許可の全体又は一部を撤回（intrekken）することができる。

第6.22条

1. 市は、許可の所持者に対して（市が：訳者注）支払い義務のある財政的な支援を、その支援が関係づけられた成果が開発事業計画に基づいて実施されており、かつ支払いの申し立てが市に提出されている場合に給付する。
2. 第1項に定める支援の給付について、一般行政法第4.2編（titel）は適用しない。

第6.23条

市議会は、土地開発に関して条例を制定することができる。この条例は、土地開発に関する（事業者等との：訳者注）契約の成立の手續及びその内容に関する規定（bepaling）を含むことができる。

第6.24条

1. 土地開発に関する契約の締結にあたって、市長及び助役（市執行部：訳者注）は、契約に次の事項に関する規定（bepalingen）を含めることができる。
 - a. （開発事業計画に基づく：訳者注）土地開発に対する（財政的な：訳者注）支援、及び確定された構造ビジョンに基づく空間開発に対する財政的な支援
 - b. 第6.1条に基づいて補償の対象となる可能性のある損失の清算
2. 開発事業計画の確定後、市長及び助役（市執行部：訳者注）

は、土地開発に関する契約の締結にあたって、その開発事業計画を考慮する。ただし、契約は、開発事業計画の項目の遂行についての規定 (bepalingen) を含むことができるが、開発事業計画の一部を構成することができるにもかかわらず、そこに記載されていない項目についての規定は含めることができないものとする。

3. 契約については、その締結から2週間以内に、市長及び助役（市執行部：訳者注）により、市が発行する広報紙、若しくは日刊紙、情報紙又は世帯向け広報紙のいずれかにおいて通知が行われる。
4. 第6.4a条第2項を、土地開発に関する契約で計画による損害（planschade）の回収の規則が含まれたものを締結した者について準用する。

第6.25条

1. 県議会が、第3.26条第1項を適用して編入計画を確定する、若しくは、第3.27条を適用してプロジェクト決定又は第3.41条に定める決定を確定する場合、県議会は、計画又は決定の案を縦覧に供する時点から、本節により、又は本節に基づいて定められた規則の適用にあたって、市議会の代わりに務め、かつ県執行部は市長及び助役（市執行部：訳者注）の代わりに務める。さらに、「市」はそれぞれ「県」と読み替えるものとする。
2. 主務大臣が、第3.28条第1項を適用して編入計画を確定する、若しくは、第3.29条を適用してプロジェクト決定又は第3.42条に定める決定を確定する場合、主務大臣は、計画又は決定の案

を縦覧に供する時点から、本節により、又は本節に基づいて定められた規則の適用にあたって、市議会ならびに市長及び助役（市執行部：訳者注）の代わりに務める。又、「特定の市」又は「任意の市」はそれぞれ「国」と読み替えるものとする。

3. 主務大臣が、必要に応じて指定を受けた大臣と共同して、第3.35条を適用して編入計画を確定する、又はプロジェクト決定を確定する場合、主務大臣は、必要に応じて指定を受けた大臣と共同して、計画又は決定の案を縦覧に供する時点から、本節により、又は本節に基づいて定められた規則の適用にあたって、市議会の代わりに務め、主務大臣又は指定を受けた大臣は市長及び助役（市執行部：訳者注）の代わりに務める。さらに、「(その)市」又は「(ある)市」はそれぞれ「国」と読み替えるものとする。

第7章 履行確保及び実施の監督

第7.1条

市長及び助役（市執行部：訳者注）は、本法による、又は本法に基づく規定（het bepaalde）が行政法上履行確保されるよう計らう。

第7.2条

1. 本法による、又は本法に準じる規定（het bepaalde）の遵守に対する監督については、市長及び助役（市執行部：訳者注）の決定により指定された公務員がその任を負う。
2. 第1項に基づいて指定された公務員は、必要な装備を携行し

て、住人の承諾を得ずに住居に立ち入る権限を有する。

第7.3条

1. 本法による、又は本法に基づく規定の実施の監督及び履行確保については、主務大臣の決定により指定された公務員がその任を負う。
2. 一般行政法第5:13条、第5:15条、第5:16条、第5:17条、及び第5:20条を準用する。
3. 省令により、主務大臣は、本法による、又は本法に基づく規則の実施又は履行確保の責任を負う行政機関が、その省令で指定する資料を第1項に基づいて指定された公務員に提供することを決定できる。省令により、資料が提供される時点、頻度及び形式について規則を定めることができる。さらに、省令により、当該省令で定める規則は、当該省令で指定する場合においてのみ有効とすることを決定できる。

第7.4条

第7.2条及び第7.3条に基づいて指定された公務員は、刑事訴訟法（Wetboek van Strafvordering）第141条にかかわらず、刑法（Wetboek van Strafrecht）第179条から第182条まで、及び第184条において処罰に値するとされた事実の捜査について、これらの事実がその公務員が自らなした、又は企てた命令、請求又は行為にかかわる限り、責任を負う。

第7.5条

一般行政法第5:34条に定める申し立てが行われる場合、漸増的な課

徴金（last onder dwangsom）を課した行政機関は、できる限り早く、遅くとも4週間以内に、申し立てに対する決定を行う。

第7.6条

1. 主務大臣は、適切な空間整序の利益において必要な場合、撤回の権限を有する行政機関が、主務大臣が定める期限内に施工許可又は解体許可を撤回することを請求できる。市長及び助役（市執行部：訳者注）、又は県執行部が許可を撤回する決定を行う場合、市長及び助役（市執行部：訳者注）、又は県執行部は、その謄本を直ちに主務大臣に送付する。
2. 行政機関が請求に従わない場合、主務大臣は、定めた期限の経過後6週間までの間、第1項に定める決定を行うことができる。主務大臣は、その決定について、市長及び助役（市執行部：訳者注）に直ちに謄本を送付する。

第7.7条

県執行部は、適切な空間整序を目的として、県の利益の擁護のために必要な場合、市長及び助役（市執行部：訳者注）に対して、一定期間内に施工許可又は解体許可を撤回するよう請求することができる。市長及び助役（市執行部：訳者注）が許可を撤回する決定を行う場合、市長及び助役（市執行部：訳者注）はその謄本を直ちに県執行部に送付する。

第7.8条

1. 主務大臣は、適切な空間整序の利益において必要な場合、市長及び助役（市執行部：訳者注）が、本法により、又は本法に基

づいて定められた付加規定の違反について、主務大臣が定める期限内に、（課徴金支払に関する）行政命令を課す決定又は漸増的な課徴金支払いを課す決定を遂行、又は発令して遂行することを請求できる。市長及び助役（市執行部：訳者注）は、市長及び助役（市執行部：訳者注）の決定及びその遂行について、主務大臣に書面で通知を行う。

2. 市長及び助役（市執行部：訳者注）が、全面的に請求に従わない、又は完全には従わない場合、主務大臣は市の負担で請求が実現するように対処することができる。
3. 一般行政法第5:10条第2項を準用する。ただし、制裁を課した行政機関は、「市長及び助役（市執行部：訳者注）」と読み替えるものとする。
4. 主務大臣は、請求の決定によって、一般行政法第5:25条にかかわらず、決定の実施に関連する費用は市の負担とすることを決定できる。

第7.9条

県執行部は、適切な空間整序を目的として、県の利益の擁護のために必要な場合、市長及び助役（市執行部：訳者注）に対して、本法により、又は本法に基づいて定められた付加規定の違反について、市長及び助役（市執行部：訳者注）の履行確保の権限を一定期間内に行使するよう請求することができる。市長及び助役（市執行部：訳者注）は、市長及び助役（市執行部：訳者注）の決定及びその実施について、県執行部に書面で通知を行う。

第7.10条

1. 地区土地利用計画又は編入計画（これらにはプロジェクト決定を含む）、保全条例、第3.40条、第3.41条、第3.42条に定める決定、第3.7条第3項又は第4項が適用される限りにおいては準備決定、第4.1条第3項又は第5項若しくは第4.3条第3項又は第4項が適用される限りにおいては県の条例又は政令、若しくは、第4.2条第3項又は第4.4項第3項が適用される限りにおいては指定、に反して土地又は建物を利用すること、又は利用させることは禁止する。
2. 本法に基づいて認められた許可又は適用除外に関連する付加規定に反する行為は禁止する。
3. 第1項又は第2項に定める禁止の違反は、刑事罰に値する事実である。

第8章 異議申し立て及び抗告

第8.1節 異議申し立て及び抗告

第8.1条

一般行政法第7.1条は、次の事項については適用しない。

- a. 第6.8条及び第6.9条に定める費用の償還を求める申し立てに対する決定
- b. 開発事業計画の改訂に関する決定で、一般行政法第3.4節を適用して準備が行われなかったもの、ならびに開発事業計画の決算及び再計算が行われた開発分担金に関する決定

- c. 第3.8条第6項、又は第3.8条第6項との関連で第3.26条第2項、又は第3.8条第6項との関連で第3.11条第2項、又は第3.11条第2項及び第3.8条第6項との関連で第3.27条第2項、又は第3.11条第2項及び第3.8条第6項との関連で第3.40条第1項、又は第3.40条第1項、第3.11条第2項及び第3.8条第6項との関連で第3.41条第2項、に定める指定の決定

第8.2条

1. 利害関係者は、次の事項に対して、国務院行政裁判局に抗告を提起することができる。
 - a. 地区土地利用計画、編入計画又は第10.3条第1項に定める国の地区土地利用計画（rijksbestemmingsplan）の確定に関する決定
 - b. 第3.1条第3項に定める決定
 - c. 第3.6条第1項に従う地区土地利用計画の変更又は遂行に関する決定
 - d. 第3.8条第6項、又は第3.8条第6項との関連で第3.26条第2項、又は第3.8条第6項との関連で第3.11条第2項、又は第3.11条第2項及び第3.8条第6項との関連で第3.27条第2項、又は第3.11条第2項及び第3.8条第6項との関連で第3.40条、又は第3.40条第1項、第3.11条第2項及び第3.8条第6項との関連で第3.41条第2項、に定める指定の決定
 - e. 第3.30条第1項 a 又は b、若しくは第3.33条第1項 a 又は b、若しくは第3.35条第1項 a 又は b に定める決定。ただし、本法又はその他の法律により、このうち1つ又は複数の決定に対して、国務院行政裁判局に抗告が認められているものとする。

- f. 第4.2条第1項又は第4.4条第1項に定める指定。ただし、その指定で具体的に示され、そこから外れることが不可能な場所 (locatie) にかかわるものに限る。
 - g. 第6.8条及び第6.9条に定める費用の償還を求める申し立てに対する決定
 - h. 同時に確定された地区土地利用計画、編入計画、又は第3.6条第1項に定める変更計画 (wijzigingsplan) に含まれる土地の開発事業計画の確定、及び当該の開発事業計画の改訂に関する決定、ならびに当該の開発事業計画の決算及び再計算が行われた開発分担金に関する決定
- 2. 第1項 a に定める決定に対する抗告にあたって、第1項 f に定める指定で、その決定が基づいているものに関する根拠を主張することはできない。
 - 3. 国務院行政裁判局は、第1項 a、b、c、d、g、又は h に定める抗告について、抗告期限の終了から12か月以内に決定を行う。
 - 4. 抗告が、第3.4条に基づいて、近い将来に実現が必要と考えられる部分について指定がなされた地区土地利用計画に関するものである場合、抗告は、これ以外に提起された第3項に定める抗告より先に審理される。
 - 5. いずれの場合も、当該の決定に含まれている土地に関して土地開発契約を締結した者、又はその土地の所有者である者が、第6.12条第1項及び第2項、ならびに第6.15条第1項に定める決定における利害関係者とみなされる。

第8.3条

1. 一般行政法第8章に従う抗告の可能性について、次のものは1つの決定とみなされる。
 - a. 第3.30条第1項 a、第3.33条第1項 a、又は第3.35条第1項 aの適用が行われた場合、そこで定める複数の決定
 - b. 第3.30条第1項 b、第3.33条第1項 b、又は第3.35条第1項 bの適用が行われた場合、そこで定める地区土地利用計画又は編入計画（いずれもプロジェクト決定を含む）、変更計画又は具体化計画、及びそこで定める複数の決定の確定に関する決定

ただし、これらの複数の決定が、第3.32条を適用して同時に公告されたものとする。

2. 管轄の裁判官は、第1項に定める抗告について、弁明書の受領から6か月以内に裁定を行う。
3. 一般行政法第8章に従う抗告の可能性ならびに抗告の審議及び裁決について、開発事業計画及び同時に確定された地区土地利用計画又は編入計画、プロジェクト決定又は第3.40条第1項、第3.41条第1項、又は第3.42条第1項に定める決定の確定に関する決定、若しくは同時に確定された地区土地利用計画又は編入計画の変更又は遂行の確定に関する決定は、1つの決定とみなされる。

第8.4条

1. 地区土地利用計画又は編入計画、若しくはこの変更又は遂行を

確定する決定、又は国の地区土地利用計画を確定する決定に関する抗告期間中に、国務院行政裁判局の長に対して暫定措置を求める申し立てがなされた場合、その申し立てに対する裁決が行われるまで、決定の効力は停止される。申し立ての認定にあたって、行政裁判局の長は、地区土地利用計画又は編入計画、若しくはこの変更又は遂行のどの部分に暫定措置が関係するかを示す。

2. 第3.10条、第3.27条又は第3.29条に定めるプロジェクト決定、若しくは第3.40条第1項、第3.41条第1項、又は第3.42条第1項に定める決定に関する抗告期間中に、管轄の裁判官に対して暫定措置を求める申し立てがなされた場合、その申し立てに対する裁決が行われるまで、決定の効力は停止される。
3. 施工許可又は解体許可を発給する決定に関する異議申し立て又は抗告期間中、若しくは第3.22条又は第3.22条に定める適用除外を認める決定に関する抗告期間中に、暫定措置を求める申し立てがなされた場合、その申し立てに対する裁決が行われるまで、決定の効力は停止される。

第8.2節 抗告に関する助言

第8.5条

1. 主務大臣は、国の代理として、第8.6条に定める任務の実施を目的とする財団の設置を行うことができる。
2. 財団の定款の変更又は財団の解散は、主務大臣の同意を必要と

する。同意の裁決を行う前に、主務大臣は国務院行政裁判局の意見を求める。

3. 定款は、財団がその業務を公平かつ独立して活動することを保証する。

第8.6条

財団は、行政裁判官に対し、その要請を受けて、本法に基づく抗告に関する鑑定を行うことを任務とする。行政裁判官の要請により、財団はさらに、それが空間整序に関連する項目である限り、その他の法律に基づく抗告に関する鑑定も行う。

第8.7条

財団の組織を構成する者及び財団の職員は、財団の公平と独立、又はそのことへの信頼を維持する上で遂行が望ましくない職務又は役職には従事しない。

第8.8条

1. 第8.5条を適用して財団が設置された場合、主務大臣は、適切な任務の実施のために必要と妥当に判断される限り、政令により、又は政令に基づいて定める付加規定に基づいて、財団に対して助成金を給付する。
2. 一般行政法第8:36条は適用しない。

第9章 計画に関する組織

第9.1節 計画委員会

(planologische commissie)

第9.1条

1. 県の空間計画に関する事項の協議及び調整のために、各県に県の計画委員会を設置する。
2. 県の条例によって、委員会の委員の任命、構成、任務及び作業の方法に関する規則を定める。
3. 政令により、又は政令に基づいて、第2項に定める条例について規則を定めることができる。

第9.2条 [2008年7月1日削除]

第9.2節 空間計画局 (Ruimtelijk planbureau)

[後に定める時点に発効する]

第9.3条 [後に定める時点に発効する]

1. 主務大臣の管轄下に入る空間計画局を設置する。
2. 計画局の任務は、次のとおりとする。
 - a. 空間に関連する社会的発展の調査及び観察
 - b. オランダで利用可能な空間の需要及び利用の予測、ならびにこの項目に関する将来展望の策定

- c. 空間に関する開発・発展のモニタリング及び分析
 - d. 空間に関連する政策及びその政策に関する意思決定プロセスの分析
 - e. 政策の異なる型及びシナリオの開発
3. 政令により、又は政令に基づいて、計画局の任務に関して詳しい規則を定め、計画局の構成及び作業方法に関して規則を定める。

第9.4条 [後に定める時点に発効する]

1. 空間計画局の科学的な水準を監視する顧問委員会 (Begeleidingscollege) を設置する。
2. 政令により、又は政令に基づいて、顧問委員会の任務に関して詳しい規則を定め、委員会の組織、構成及び作業方法に関して規則を定める。

第10章 最終規定

第10.1条

1. 市長及び助役（市執行部：訳者注）、ならびに主務大臣は、本法により、又は本法に基づく規定の行政法上の履行確保が翌年に実施される方法に関して、それぞれの意向を毎年発表する。
2. 市長及び助役（市執行部：訳者注）、ならびに主務大臣は、市議会、ならびに議会に対して、本法により、又は本法に基づく規定の行政法上の履行確保が前年に実施された方法について、ならびに第3章、第3a章及び第4章の実施にあたってそれぞれ

れが行った方策について、毎年報告を行う。県執行部は、県議会に対して、前記の章の実施にあたって県執行部が行った方策について、毎年報告を行う。市長及び助役（市執行部：訳者注）、ならびに県執行部は、この報告の市議会、ならびに県議会への提出と同時に、その謄本を査察官（全国に4か所ある国の査察事務所長：訳者注）に送付する。

第10.2条

1. 監督権者ではない次の者は、次に掲げる区域において、本法の実施のために必要であると合理的に考えられる限り、あらゆる用地、及び住居ではない構造物に立ち入ることができる。
 - a. 全土（gehele land）において：主務大臣によって指定される者
 - b. 県内：県知事によって指定される者
 - c. 市内：市長、及び市長によって指定される者
2. 政令により、特定の用地（terreinen）又は構造物（gebouwen）について、第1項に定める権限は、第1項に掲げる者のうち特定の者によってしか行使されない旨を規定することができる。
3. 第1項に定める者は、立入に必要な限り実力行使組織（警察、消防等：訳者注）の支援を得る。

第10.3条

1. 市又は県の領域の一部ではない土地について、そのことが主務大臣と運輸・水管理大臣との共同の提言による政令で定められている限り、国の地区土地利用計画を確定することができる。

2. 第1項に定める国の地区土地利用計画については、第3章のうち第3.1節、第3.2節（ただし、第3.8条第4条及び第6条は除く）、第3.3節及び第3.4節第3.6.1節を、さらに第3.7節は可能であれば、準用する。ただし、主務大臣は市議会ならびに市長及び助役（市執行部：訳者注）の代わりに務めるものとし、かつ、第3.11条第2項においては、「第3.8条第2項から第6項まで」を「第3.8条第3項及び第5項」と読み替えるものとする。
3. 第1項に定める政令によって、本法に含まれる権限を行使する行政機関についての規則及び実施に関与させる行政機関についての規則を定めることができる。

第10.4条

1. 主務大臣及び関係する大臣の公布を受けた勅令により、本法はその勅令で指定する国家防衛のための作業又は活動について適用しないことを決定できる。
2. 政令により、又は政令に基づいて、その決定について電子的に提供される情報の様式に関する規則を定めることができる。

第10.5条

地区土地利用計画を実施可能にするために市、県及び国が行う固定資産を取得する権限を得るために作成されたすべての文書について、公証費用及び裁判手数料は無料とする。

第10.6条

本法の実施への協力から生じる市又は県の費用は、市法第193条、

又は県法（Provinciewet）第197条に定める支出である。市法第194条又は県法第198条を適用する。

第10.7条

本法により、又は本法に基づいて想定された事項に関係又は関連する、オランダに対して拘束力を有する国際的義務の履行のために、政令により、又は政令に基づいて付加規定を定めることができる。

第10.8条

1. 本法において規制された事項が、本法の適切な実施のために詳しい規則を必要とする場合、政令によってこれを定めることができる。
2. 本条に基づいて確定される政令の公布は、その案が議会両院に提出され、官報への掲載及び電子的な手段により公告され、かつ、その公告で定める少なくとも4週間の期限内に、誰もが書面によって案についての見解を主務大臣に提出できる機会が提供されるまで行われぬ。

第10.9条

本法に基づく政令は、それが確定された後、議会両院に送付される。この政令は、それが掲載される官報の発行日から数えて2番目の月の1日付より早い時点には発効しない。

第10.10条

主務大臣は、本法が施行された時点から5年以内に、その後は5年を経るごとに、議会に本法の実務上の有効性及び効果に関する報告

書を送付する。

第10.11条

本法の官報への掲載のために、住宅・空間整序・環境大臣は、本法の節、款、条、それ以下の部分の番号及び記号付けをあらためて確定し、本法で用いられたその引用を新しい番号及び記号付けと一致させる。

第10.12条

本法は、勅令で定める時点で発効する。発効の時点は、条又はそれ以下の部分によって異なる場合がある。

第10.13条

本法は、次のように引用される：「空間整序法（Wet ruimtelijke ordening）」

本法を法令集に掲載し、すべての関係省庁、当局、執行機関及び公務員は、これを注意をもって実施するよう指示命令する。

2006年10月20日、's-Gravenhage（ハーグ）にて公布

ベアトリクス

住宅・空間整序・環境大臣

P. Winsemius

2006年11月28日発行

法務大臣

E. M. H. Hirsch Ballin

あとがき

ここでは、あとがきにかえて Wro 研究会の成り立ちを簡単に紹介したい。

オランダの都市計画に長年にわたって関心をもち続けてきたのは、都市計画コンサルタントの稲垣道子氏である。稲垣氏は、日本都市計画家協会に設置されたオランダ都市計画研究会（1996年2月発足）の世話人として、10年以上にわたりオランダの都市計画をウォッチされている。

一方、私は、1994年から1996年までオランダ国立ライデン大学社会科学部行政学科の客員研究員として、空間計画を含めオランダの行政について調査を行った。帰国後、別添資料のようにオランダ行政研究を集中的に行っていた。取りまとめた成果の一つに『論争東洋経済』1997年11月号に掲載された「省庁再編 日本とオランダ」があり、この拙稿を目にとめていただいた稲垣氏からご連絡を頂戴したことから、後に Wro 研究会のコア・メンバーとなる稲垣氏との交流が始まった。

Wro の翻訳には2008年9月に着手した。稲垣氏と私の二人で始めたものの、複数の視点から内容を精査する必要があること、都市計画に関する専門的知見が必要なこと、オランダ語およびオランダ政治史に関する全般的知識が必要なことまた、法律の条項数も膨大であることなどから、片山健介先生、小泉秀樹先生、作内由子氏、佐々木一如先生、鈴木潔氏（50音順）にもお声かけし、翻訳に参加していただくこととなった。

ただ、残念ながら行政法一般あるいは空間行政法（ruimtelijk bestuursrecht）の専門家の参加を得ることができなかったのもので、法律学

的な検討は欠けていることは否めない。また、このほかにもオランダの都市計画や政治経済等に詳しい方は大勢いらっしゃるのですが、研究会としてコンタクトをとることができず、心残りはある。読者のご寛容をお願いするとともに、ご助言ご叱責をお待ちしたい。

そのなかで、オランダ都市計画の理論・実践の専門家である笠真希先生には、在蘭のため研究会へのご参加は頂けなかったが、様々な専門のご助言を賜り、また、ご寄稿を頂戴できた。改めて感謝申し上げます。

また、日本都市センターからは、本会メンバーである鈴木潔氏の仲介も得ながら、同センターが独自に翻訳していた訳文を研究会にご供与していただき、また、本ブックレットとして全訳を刊行していただくことなど、多大なご協力を頂いた。宮田昌一・同研究室長、鈴木潔主任研究員、島田桂吾研究員にも、御礼を申し上げる次第である。

今回の翻訳作業は、日本都市センターが作成した翻訳も参考にしながら、3年以上の月日をかけて完了した。対象となるテキストは、2006年10月20日法の蘭文であるが、その後、2010年2月10日現在の施行条文までを更新している。また、適宜、オランダ住宅・空間整序・環境省（現インフラ・環境省）などが翻訳した英文テキストも参照した。しかし、その間にもオランダでは省庁再編や Wro の改正が行われるなど、空間整序法をめぐる状況は時々刻々と変化しており、その動向を引き続き注視していく必要がある。

このブックレットが地方自治と都市計画・空間計画に関心をもつ日本の読者の参考となれば幸いである。

2012年1月

Wro 研究会 代表
金井利之

【別添資料】

金井利之「オランダ公務員制度の観察」

人事院企画法制課『公務員制度関係論稿集』2003年

金井利之「オランダの地方自治制度」

自治総合センター『新地方自治制度に関する調査研究会報告書（平成14年度）』2003年

金井利之「オランダの自治体政府制度－一元制と二元制－」

社会経済生産性本部『住民参加有識者会議報告書 地方議会と住民参加～これからの地方自治体のあり方をめぐって～』社会経済生産性本部、2003年5月、所収、pp.65-72

金井利之「オランダ予算制度の手續と枠組」『会計検査研究』第23号（2001年3月号）

金井利之「オランダ中核省庁の制御的観察ノート」『比較法学』33巻2号、2000年

金井利之「オランダ会計検査院等実地調査記録」会計検査院、2000年

金井利之「オランダ環境アセスメント制度の仕組」

『東京都立大学法学会雑誌』39巻2号、1999年

金井利之「オランダ環境アセスメント制度の運用」『比較法学』32巻2号、1999年

金井利之「オランダ環境アセスメント制度の連関」『比較法学』33巻1号、1999年

金井利之「オランダ自立行政機関の観察ノート」『季刊行政管理研究』82号（1998年6月号）

金井利之「オランダ中核省庁の機構的観察ノート」

『東京都立大学法学会雑誌』39巻1号、1998年

金井利之「オランダにおける広域行政制度」『比較法学』32巻1号、1998年

金井利之「都市の空間管理と時間管理」『創文』1998年4月号、pp.10-13

金井利之「オランダ省庁機構の観察ノート（1）（2・完）」

『東京都立大学法学会雑誌』38巻1号、1997年、同40巻1号、1999年

金井利之「オランダ省庁再編の観察ノート」

『東京都立大学法学会雑誌』38巻2号、1997年

金井利之「省庁再編 日本とオランダ」

『論争東洋経済』1997年11月号、pp.160-167
金井利之「オランダにおける財政調整プログラムの変更」
『季刊行政管理研究』73号（1996年3月号）

【Wro 英文テキストの出所】

インフラ・環境省 (IenM) (旧住宅・空間整序・環境省 (VROM)) の
Platform of Experts in Planning Law ホームページ
http://www.internationalplanninglaw.com/files_content/081006%20English%20text%20Wro.pdf 研究会で適時参照、2012年1月17日最終アクセス

日本都市センターブックレット No.27

オランダの都市計画法制
全訳・オランダ空間整序法

平成24年1月 発行

翻訳 Wro 研究会

編 集

財団法人日本都市センター

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-1

T E L 03 (5216) 8771

E-Mail labo@toshi.or.jp

U R L <http://www.toshi.or.jp>

印 刷

株式会社丸井工文社

〒107-0062 東京都港区南青山7-1-5

T E L 03 (5464) 7111

ISBN978-4-904619-27-8 C3031

〈平成18年度〉

No.15 豊かさゆとりを体感できるまちづくり

—団塊パワーの可能性を引き出す—

No.16 人口減少時代における都市経営

〈平成19年度〉

No.17 人口減少時代における都市経営 2 —人口減少社会をどう生き抜く—

No.18 これからの地域振興 —市町村合併を踏まえて—

〈平成20年度〉

No.19 コンプライアンスと行政運営

No.20 都市の地域ブランド戦略 —地域経営の新たな視点—

〈平成21年度〉

No.21 都市自治体の収入確保策

No.22 分権時代における事務機構のあり方

〈平成22年度〉

No.23 都市自治体の財政健全化

No.24 第8回都市政策研究交流会 —都市自治体行政の専門性確保—

No.25 児童相談行政における業務と専門性 —みんなで支える子どもと命—

〈平成23年度〉

No.26 これからの広域連携

No.27 オランダの都市計画法制



9784904619278

ISBN978-4-904619-27-8

C3031 ¥500E

定価:525円(本体価格500円)



1923031005006



財団法人 日本都市センター